令和８年第１回定例会９月定例会議

中 之 条 町 議 会 会 議 録

令和８年９月　２日　再開

令和８年９月１７日　散会

中　之　条　町　議　会

令和8年第1回中之条町議会定例会　9月　　定例会議　　会議録　　第1日

招集年月日（会議）	令　和　8　年　9　月　2　日								
招集の場所	中之条町役場　議　事　堂								
再開日時	再　開	令 和 8 年 9 月 2 日 午前 9 時 29 分							
散　会	散　会	令 和 8 年 9 月 2 日 午後 3 時 31 分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	3番　山本　修		4番　割田　三喜男		5番　山田　みどり				
職務のため出席した者の氏名	事務局長	齊藤　泰典	書記	綿貫　正規					
	議事書記	小板橋千晶	書記	林　沙晶					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	唐澤　敏之
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	小池　利和
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	篠原　　充
	防災安全課長	須﨑　幸夫	六合支所長	油井　文男
	税務課長	町田　隆弘	会計管理者	飯塚　和子
	地域共創課長	山田　行徳	こども未来課長	山本　伸一
	住民課長	田村　深雪	生涯学習課長	中沢　芳宏
	福祉課長	中澤やす子	教習所長	橋爪　　勝
	健康子育て課長	安原あづさ		

議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議　事　日　程　　第１号

（令和８年９月２日午前９時３０分開議）

第１　会議録署名議員指名

第２　審議期間の決定

第３　議案第　１号　令和８年度中之条町一般会計補正予算（第２号）

議案第　２号　令和８年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）

議案第　３号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第１号）

議案第　４号　令和８年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　５号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

議案第　６号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第１号）

第４　議案第　７号　中之条町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

議案第　８号　中之条町印鑑条例の一部改正について

議案第　９号　中之条町における群馬県営土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例の一部改正について

議案第１０号　中之条町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

議案第１１号　中之条町景観条例の一部改正について

議案第１２号　中之条町公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準に関する条例の一部改正について

第５　議案第１３号　教育委員会委員の任命について

第６　議案第１４号　令和７年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

認定第　１号　令和７年度中之条町歳入歳出決算認定について

認定第　２号　令和７年度中之条町事業会計決算認定について

第７　承認第　１号　専決処分の承認について

第８　報告第　１号　令和７年度中之条町健全化判断比率の報告について

報告第　２号　令和７年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について

報告第　３号　一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について

報告第　４号　株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

報告第　５号　専決処分の報告について

報告第　６号　専決処分の報告について

第９　請願第１号、請願第２号

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに令和８年第１回中之条町議会定例会９月定例会議を招集したところ、議員各位には早速ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

まず、議員派遣について、お手元に配付した資料のとおり決定させていただきました。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書並びに令和７年度事務事業評価実施結果が提出されています。それぞれ事務局にありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、８月27日に吾妻広域市町村圏振興整備組合議会第２回定例会及び吾妻環境施設組合議会第２回定例会が開催され、提出された議案を原案どおり可決しました。

以上、諸般の報告といたします。

さて、今期定例会議には補正予算や令和７年度決算認定など、重要案件が予定されています。慎重審議の上、適切な議決をお願いします。

この際、町長からご挨拶願います。町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日は、令和８年第１回中之条町議会定例会９月定例会議の開催をお願いしたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

７月28日に発生した熊本地震及び８月13日に発生した千葉豪雨により、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げます。

町では、７月31日より熊本地震義援金の受付を行っており、８月19日からは県災害対応支援チームの一員として職員１名を熊本市へ７日間派遣し、家屋の被害認定の調査などの支援を行ってまいりました。

また、千葉豪雨により、姉妹都市である大網白里市が道路冠水や住宅浸水などの甚大な被害を受け、被害の翌日、飲料水や土のう袋など、支援物資をお届けをさせていただきました。

おとどい８月31日には、議長をはじめ、町消防団長、老人クラブ連合会会長、町スポーツ協会ゴルフ部の代表者の方にご同行いただき、大網白里市長を訪問し、お見舞金を渡してまいりました。また、議会からも大変ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

金坂市長からは、早い対応に対し、お礼の言葉をいただきました。また、被災状況の説明をいただき、災害廃棄物仮置場、土砂崩れの現場等ご案内をいただきました。当日は、市長のほか、議長、

消防団長もご同行いただきました。一日も早い復旧と被災された皆様の安全とご健康を心よりお祈り申し上げます。

地震や気候変動による集中豪雨の多発といった度重なる災害に対し、防災対策及びインフラ整備の重要性を改めて強く認識いたします。町民皆様の暮らしを守るため、一層の強化を目指してまいります。今後とも議員各位のご指導をよろしくお願いを申し上げます。

さて、今回の定例会議に上程させていただく案件は、一般会計、特別会計、事業会計の補正予算、条例の一部改正、教育委員会委員の任命などを含む議案14件に加え、令和７年度決算認定、専決処分の承認、そして報告６件でございます。議員皆様におかれましては慎重審議を賜り、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和８年第１回中之条町議会定例会９月定例会議１日目の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、３番、山本修さん、４番、割田三喜男さん、５番、山田みどりさんを指名します。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第２、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり、本日から９月17日までの16日間としたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、９月定例会議の審議期間は、本日から９月17日までの16日間と決定しました。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　議案第　１号　　令和８年度中之条町一般会計補正予算（第２号）

◎　議案第　２号　　令和８年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　３号　　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　４号　　令和８年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　５号　　令和８年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　６号　　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第３、議案第１号から第６号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第１号から議案第６号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第１号　令和８度中之条町一般会計補正予算（第２号）につきまして、説明を申し上げます。

令和８年度も半期が過ぎようとしているところでありますが､今年も全国的に猛烈な暑さとなり、酷暑日に表現を変更したことも納得できる状況でございます。

県内では、夏の全国高校野球で群馬県の高校が準優勝するなど、明るい話題もある一方で、熊本で発生した地震では多くの方が被災され、心からお見舞い申し上げるとともに、町でも復興の一助になればという思いから、義援金募金箱を設置し、多くの皆様から温かいお気持ちをお寄せいただいております。８月19日から25日まで、職員を熊本市へ派遣し、被災された家屋の被害認定調査にあたっていただきました。

また、千葉県では線状降水帯による豪雨災害が発生し、町でも姉妹町である大網白里市に、水やブルーシートなど、必要な支援物資をいち早く届けさせていただきました。

あわせて、去る８月31日には、私や議長をはじめ、関係者の皆様とともに、市の方へお見舞いに伺わせていただいたところでございます。

さて、町でも本年度執行していかなければならない事業につきまして、着実に事業に着手しているところでありますが、物価高騰への早急な対応や施設における修繕箇所の増加、設備の故障、申請件数の増加に伴う給付事業など、早期に予算措置しなければならない事業が生じたため、今回補正をお願いするものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億363万6,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ110億7,069円といたしたいものでございます。

まず、歳入でありますが、地方交付税2,725万円、国庫支出金1,089万2,000円、県支出金245万5,000円、諸収入4,870万8,000円を見込ませていただき、不足する財源につきましては繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、各款毎に主な内容につきまして申し上げます。人件費につきましては、４月の人事異動や組織再編等による不足が生じるところのみ増額補正をさせていただいております。

２款総務費では、役場庁舎管理事業におきまして、現在実施しております外部改修工事においてクラックや爆裂、ジャンカ等の要補修箇所の増加や、塗料などの資材高騰を反映した費用のほか、入口に設置してあります既存の仮スロープを常設のものに変更するための費用、またトイレの改修に伴い福祉器具の増設に係る費用をお願いするものでございます。

六合ケーブルテレビ等情報施設運営管理事業では、伝送路移設に係る修繕料を見込ませていただきました。

物価高騰対策「自家水道利用者支援補助金」支給事業では、国の令和８年度補正予算が成立し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加措置されることとなったことから、現在実施しております水道料基本料金の免除を２か月分延長したいため、自家水道利用者につきましても、同様に基本料金免除、相当分の補助をする費用を計上させていただきました。

防災対策事業では、冒頭でも申し上げましたが、過日の豪雨災害に伴い、大網白里市への支援物資を届けさせていただきましたが、災害時備蓄品につきまして、補充させていただくための費用でございます。

３款民生費では、障害者自立支援給付事業で、補装具の給付の増加が見込まれるため給付費の増額を、老人福祉事業では、実績に伴い高齢者に係る補聴器購入に係る給付費の増額を計上させていただきました。

衛生費では、後期高齢者医療人間ドック助成事業におきまして、当初より受診者が増加したことにより委託料の増額を、六合診療所運営管理事業では、空気清浄除菌脱臭装置の購入費用をお願いするものであります。

６款農林水産業費、１項農業費では、新規就農者支援事業で、青年等新規就農者支援補助金額が変更となったための増額を、農業振興事業では、実績に伴う小規模農業者等支援補助金の増額をお願いするものでございます。

２項林業費、有害鳥獣対策事業におきましては、緊急銃猟を実施する際に必要となる消耗品や装備品を購入するための費用、町有害鳥獣対策協議会への補助金、猿の被害の多発に伴う電牧柵等設置費補助金等の増額を見込ませていただいております。

７款商工費では、小口資金融資事業で、代位弁済の損失補償金を、観光事務費では、観光計画策定に係る報償金を計上させていただいております。

六合地区観光施設管理事業では、道の駅六合しらすなの屋根修繕工事の増額を、ふるさと交流センターつむじ運営管理事業では、テナント店舗の入れ替えに係る修繕費用を、中之条ガーデンズ運営管理事業では、ＰＲ用チラシの印刷製本費のほか、花桃の丘への薬剤散布業務等に係る委託料を見込ませていただいております。

８款土木費、町単独道路維持事業では、支障木の伐採などが増加し、今後も台風等による倒木が予想されることから、委託料の増額をお願いするものでございます。

10款教育費では、スクールバス運営事業におきまして、冬用のタイヤの摩耗が激しく、運転業務の安全確保のためタイヤの購入費用を、六合中学校運営管理事業では、電気料の不足が見込まれるため電気料の増額のほか、理科教室の試薬品処理に係る費用を計上させていただいております。

12款諸支出金では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とし、水道料基本料金

の免除を２か月分延長したいことから、上水道事業会計、簡易水道事業会計、六合簡易水道事業会計へシステム改修費用を含む補助金を見込ませていただきました。

続きまして、議案第２号　令和８年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ5,360万2,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ19億7,160万2,000円といたしたいものでございます。

歳入では、３款国庫支出金、７款繰入金、８款繰越金の増額をお願いいたします。

歳出では、１款総務費で、補足給付の負担限度額改定に伴うシステム改修費を、５款諸支出金では、令和７年度の国庫負担金、支払基金交付金、県支出金の概算交付が事業実績を上回ったため、その返還金の増額をお願いするものでございます。

議案第３号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、収益的収入及び支出における営業外収益を224万3,000円増額し、収入の総額を9,709万5,000円とし、営業外費用につきましても同じく224万3,000円増額し、支出の総額を9,564万6,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、高齢者講習につきまして、10月から県公安委員会からの委託講習から、教習所が主体となって行う認定講習へ移行される予定でありましたが、１か月半程度遅れる見込みとなったことから、その期間における受講者分の群馬県証紙売上及び買受けを見込ませていただいたものでございます。

議案第４号　令和８年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、水道事業収益を98万8,000円減額し、収入の総額を２億5,836万円とし、事業費用を44万円増額し、支出の総額を２億4,584万7,000円といたしたいものでございます。

物価高騰に対する経済支援といたしまして、現在令和８年４月から10月分までの予定で実施しております、官公署を除く全ての水道使用者を対象とした水道料金の基本料金の免除を２か月分延長したいものでございます。

基本料金の免除額及び水道料金会計システム改修費につきましては、一般会計からの補助金で補填を行うものとなっております。

議案第５号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、水道事業収益を14万4,000円減額し、収入の総額を１億2,780万7,000円とし、事業費用を29万3,000円増額し、支出の総額を１億3,003万4,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、先程の議案第４号での説明と同様でございます。

議案第６号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、水道事業収益を20万円増額し、収入の総額を7,471万5,000円とし、水道事業費用を33万円増額し、支出の総額を7,473万4,000円といたしたいものでございます。

補正の内容といたしましては、議案第４号及び第５号と同様でございます。

以上が今回お願いします補正の主な内容でありますが、いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、よろしくご審議いただきたくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

先ほどの説明でちょっと数字の間違いをしたものですから、ご訂正をお願いしたいと思います。

県支出金の「245万3,000円」を、「245万5,000円」と説明したと思うのですが、「245万3,000円」が正解ですので、ご訂正をお願いしたいと思います。すみません。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。議案第１号、総務課長、お願いします。

（議案第１号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）以上で補足説明を終わります。

日程第３として、ただいま審議中の議案第１号から第６号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第　７号　　中之条町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

◎　議案第　８号　　中之条町印鑑条例の一部改正について

◎　議案第　９号　　中之条町における群馬県営土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例の一部改正について

◎　議案第１０号　　中之条町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

◎　議案第１１号　　中之条町景観条例の一部改正について

◎　議案第１２号　　中之条町公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第４、議案第７号から第12号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第７号から議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第７号　中之条町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正につきまし

て、説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、個人情報の保護に関する法律が、令和８年７月17日に公布され、第２条第８項が新設されたことに伴い、町の条例において引用している条項につきまして一部改正を行い、整合性を図りたいものとなっております。なお、施行日につきましては、法律の一部改正が施行される日からとさせていただきます。

続きまして、議案第８号　中之条町印鑑条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、出入国管理及び難民認定法、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法が改正され、令和８年６月14日から在留カードに個人番号カード機能を有した特定在留カード、及び特別永住者証明書に個人番号カード機能を有した特定特別永住者証明書が発行されることとなったため、条例第11条第３項に、特定在留カードと特定特別永住者証明書に関する項目を追加するとともに、記載方法を見直したいものでございます。

この改正によりまして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を使用し、コンビニの多機能端末で印鑑証明を取得することができることとなっております。

議案第９号　中之条町における群馬県営土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、国が土地改良事業等によって造成された施設の突発的な事故が生じた場合における機能回復と、事故の未然防止を図り、農業被害と地域への被害を防止し、農業経営の安定を目的とする土地改良施設突発事故復旧・防止事業を整備したことに伴い、改正を行いたいものでございます。

これまでの分担金を徴収する計画事業や災害事業では、所有者との調整や承諾に時間が取られるため、早急に復旧または防止工事がしにくい面がありましたが、本事業では費用負担割合を事前に国、県及び町において確認書に定めることによりまして、団体等の負担をなくし、早急に事業を実施できることとなります。

次に、議案第10号　中之条町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、先ほどの議案第９号と同様に、国において土地改良施設突発事故復旧・防止事業が整備されたことに伴い、改正を行いたいものでございます。

国が施行した土地改良事業につきましても、費用負担割合を事前に国、県及び町において確認書に定めることによりまして、団体等の負担を無くし、早急に事業を実施できることとなります。

議案第11号　中之条町景観条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、上位法令であります景観法が土地再生特別措置方等の一部を改正す

る法律において一部改正されることに伴い、条文中の条項ずれの整理を行うため、一部改正を行いたいものでございます。なお、施行日につきましては、法律の一部改正が施行される日からとさせていただきます。

議案第12号　中之条町公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準に関する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、上位法令であります下水道法の一部改正に伴い、条文中の条項ずれの整理を行うため、改正を行いたいものでございます。なお、施行日につきましては、法律の一部改正が施行される日からとさせていただきます。

以上が町の条例の一部改正における提案理由の説明でございます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

すみません。先ほどの提案理由の説明で、議案第10号の関係でありますが、「町が施行した」というものを、「国が」というふうに説明を申し上げましたが、「町が施行した土地改良事業」ということでございますので、ご訂正をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

日程第４とし、ただいま審議中の議案第７号から第12号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１３号　　教育委員会委員の任命について

○議長（安原賢一）日程第５、議案第13号　教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第13号　教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、教育委員会委員の任命に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意をいただきたくお願いするものでございます。

本年９月30日に石田優子氏が任期満了を迎えますが、同法第５条第２項の規定により、引き続き石田氏を教育委員に任命いたしたいと考えております。

石田氏は、令和４年に教育委員に就任され、数多い教育課題の解決、教育委員会の円滑な組織運営に対し、何事にも熱心で前向きな思考とともに、経験と知識を活かし、委員としての責務を十分に果たされてきたと思っております。

このことから、教育委員に再任するにふさわしい人物と考えております。

なお、再任となります石田氏の任期は、同法第５条第１項の規定により４年となります。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決に入ります。

議案第13号　教育委員会委員の任命について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１４号　　令和７年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

◎　認定第　１号　　令和７年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎　認定第　２号　　令和７年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第６、議案第14号及び認定第１号、認定第２号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第14号　令和７年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町上水道事業会計では、利益剰余金４億532万7,156円のうち2,000万円を減債積立金に、同じく2,000万円を建設改良積立金に、中之条町六合簡易水道事業会計では、利益剰余金145万6,462円全額を建設改良積立金に、中之条町下水道事業会計では、利益剰余金7,077万1,836円のうち3,577万1,836円を減債積立金に、3,500万円を建設改良積立金に、また中之条町農業集落排水事業会計では、利益剰余金7,860万4,291円のうち3,960万4,291円を減債積立金に、3,900万円を建設改良積立金として、それぞれ処分したいので、地方公営企業法第32条第２項の規定により、ご議決をお願いするものでございます。

続きまして、認定第１号　令和７年度中之条町歳入歳出決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和７年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、四万へき地診療所事業特別会計、介護老人保健施設ゆうあい荘事業特別会計及び発電事業特別会計、以上７会計の決算書が会計管理者により、調製され送付を受けました。

去る７月28日、８月６日、７日及び19日の４日間にわたり、監査委員さんによる決算審査が行われ、その意見を付して認定をお願いするものでございます。

一般会計の決算額ですが、歳入116億996万861円、歳出108億6,023万8,779円、差引残額は７億4,972万2,082円となりました。

なお、特別会計の決算額につきましては、補足の説明の中で申し上げさせていただきます。

令和７年度の日本経済は、ＡＩの活用が広がりを見せる一方で、労働力不足は一段と深刻となり、採用難や人件費の上昇等が企業の負担となり、物価につきましても食料品や生活必需品を中心に上昇が続きました。家計の節約志向が強まる中で、企業は値上げと賃上げの両立を迫られ、やむを得ず価格転嫁を行ったものと想像いたします。

昨今の少子高齢化や担い手不足は、地方経済においても影響を及ぼしておりまして、人口減と人手不足が成長の制約となる一方で、円安を追い風としてインバウンド需要増が、宿泊、飲食、交通にも波及し、観光と地場産業の高付加価値化につながっております。

当町におきましては、町民の方々と共に創る共創の町づくりを目指しながら、町民のための予算を執行するという自覚を持ち、最大の成果を上げられるよう事業の精査を行うとともに、経費の削減に努め、人口減少・少子高齢化時代に対応できるよう、財政の健全化に努めてまいりました。

令和７年度におきましては、中之条町総合計画第６次構想中之条町まちづくりビジョンを基本とし、時代に順応する展望を持ち、町の特性を活かした持続可能なまちの実現に向けて様々な施策に取り組んでまいりました。

令和８年度から17年度までの10年間を対象とする、なかのじょうまちづくりビジョン2026、中之条町総合計画第７次構想を策定し、「ここで暮らす幸せ　なかのじょう」を町の目指す将来像と定めました。

また、未来戦略ミーティングを継続して実施し、町の未来づくりに知恵を出し合う機会を設け、若い世代の意見を反映しながら、魅力ある持続的なまちづくりを進めてまいります。

中之条町における令和７年度一般会計決算額は、前年度より歳入歳出ともに増額となりました。各会計とも差引残額は翌年度への繰越金となりますが、一般会計では、差引残額のうち２億8,051万9,000円を繰越明許費として繰り越しさせていただき、２億円を地方自治法第233条の２の規定により、財政調整基金に編入させていただきます。

それでは、歳入からその概要につきましてご説明申し上げます。

まず、町税ですが、全体の収入額は対前年度比で6.06％上回りました。町民税におきましては、定額減税の影響がなくなったことにより、個人町民税が増額となり、法人町民税におきましても企

業の業績等との連動により増額となっております。

また、固定資産税におきましては、土地では地価の下落に伴い減額となりましたが、家屋では新築、増築分により増額、償却資産におきましては、価格の大部分を占める大臣配分が増額となっております。

国有資産等所在市町村交付金では、減価償却によりまして減額となりました。町税全体としての収納率は、現年度滞納繰越分を合わせて99.4％と高い水準を維持しております。

地方特例交付金につきましては、定額減税の影響により、令和６年度と比較して大きく減少いたしましたが、地方交付税は4.32％の増額となりました。

使用料につきまして、観光施設等において、前年度を上回る歳入となっております。

国庫支出金では、児童手当交付金の増額や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、東谷風穴・赤岩湯本家住宅改修工事に係る文化財等保存整備事業補助金、中之条中学校の空調設備に係る、整備時臨時交付金等の交付があったため、前年度を上回っております。

財産収入では、金利上昇の影響で財産運用収入が前年度を上回りましたが、寄附金では、ふるさと思いやり寄附金の減少により、前年度を下回っております。

諸収入につきましては、システムの標準化業務に係るデジタル基盤改革支援補助金が交付されたため、前年度を上回りました。

町債につきましては、借入額が前年度を下回っておりますが、緊急防災・減災事業債や過疎対策事業債など､後年度地方交付税措置のある有利な起債の活用に努め､財政負担の軽減を図りました。

続いて、歳出につきまして申し上げます。

最初に、総務費でありますが、役場庁舎管理では、老朽化していた直流電源装置蓄電池修繕工事を実施し、庁舎の長寿命化を図りました。

国際交流推進事業におきましては、駐日ブルガリア大使の故郷である、ブルガリア共和国ヤンボル市長からご招待をいただき、２月下旬に議長や温泉関係者とともに、公式訪問をいたしました。国際的に歴史のある祭典「クケルランディア」への参加も含め、文化、伝統芸能、生活習慣等の相互理解を深めることができました。

今後も観光振興はもちろんでありますが、外国の文化に接し、歴史、教育、産業の振興にも活かしていけるものと確信しております。

情報化推進対策では、デジタル技術を活用し、利便性の向上、業務の効率化及びセキュリティ対策を推進することを目的として、システム管理とネットワークの適切な維持管理のための、機器及び業務アプリケーションの導入や更新を行い、標準準拠システム・ガバメントクラウドへの移行も完了し、行政手続きのオンライン化等、行政サービスの向上と効率化に努めました。

未来ビジョン・総合戦略では、中之条町デジタル田園都市構想総合戦略に基づき、前年度に実施された事業につきまして、外部有識者による、まち・ひと・しごと創生有識者会議におきまして、

効果の検証を行っております。

令和７年度も継続して未来戦略ミーティングを10回開催し、様々な意見やアイディアをいただき、これからのまちづくりに反映し、持続可能なまちづくりにつなげていきたいと考えております。

また、共創のまちづくり補助金を２団体に交付し、地域課題の解決や、地域としての新しい魅力を共に創る事業を推進いたしました。

人口減少対策では、移住定住相談窓口を設置し、移住希望者と地域をつなぐ移住・定住コーディネーターによる移住相談や現地案内等の対応を行ったほか、移住体験住宅の運営、住宅取得費の補助、空き家の利活用による移住定住の促進を図りました。

令和７年度が、町制施行70周年、六合との合併15周年を迎えたことから、さらなる発展の契機となるよう記念式典を開催し、町の発展にご尽力をいただいた方々への表彰を行いました。中之条駅前において、イルミネーションやパブリックアート「光ノ山」の設置等、記念事業を実施せていたしました。

文化会館におきましては、舞台照明設備や受変電設備更新工事を行い、施設の長寿命化を図り、適切な施設管理に努めました。

また、町制70周年・六合合併15周年記念事業の一環として、「宝くじおしゃべり音楽館」を開催し、多くの方に楽しんでいただきました。

令和７年度は、10回目を迎えた中之条ビエンナーレの開催年度として、９月13日から10月13日の31日間にわたり、町内５つのエリア50か所で展示を行い、「光ノ山」をテーマとして大勢の方に現代アートと融合した中之条町の自然や人、文化など、多くの魅力に触れていただきました。

防災対策では、前年度に引き続き、地区防災計画の策定支援に取り組み、防災意識の普及や地域防災力の向上に努め、７年度末において町内84の行政区において策定することができました。

また、県防災情報通信ネットワークシステムの更新により、自然災害等への備えが強化されることとなりました。災害時における飲料水不足の対応や、水道管・施設の故障時に使用し、安心安全な町づくりを目指すことから、飲料水用給水車を導入いたしました。導入にあたり、企業版ふるさと納税、一般寄付、ガバメントクラウドファンディングにより、皆様から多大なご支援をいただきました。

空き家対策といたしましては、空き家の解体、改修、家財道具等片付けに対して、補助金を交付し、空き家の利活用の推進を図るとともに、空き家の特定空家化防止に努めました。

民生費では、地域生活支援対策として、移動困難者タクシー助成事業によるタクシー券の交付や、高齢者等買い物支援バスの運行を行い、地域生活における交通弱者の支援に努めました。

障害者自立支援給付事業におきましては、年々利用者、利用量が増加傾向にあり、新設の就労選択支援も導入され、施設入所や居宅生活支援のための適切なサービス提供を通じて、障害者福祉の向上を図りました。

子育て支援では、保護者の経済的負担軽減を図るため、次世代の社会を担う子供の成長段階に応じた支援を行っております。

出産に対しては、出産祝金による祝福を行い、２歳に到達するまでおむつ等購入費を助成いたしました。小中学校に入学する児童生徒には入学祝品を、小中学校、高校等に入学を予定している保護者等には、入学準備応援品等の交付を行いました。

放課後児童の健全育成対策として、学童保育事業者に運営費補助金を交付し、放課後の児童の安全確保及び健全育成を図り、さらに世代間交流館、子育てひろばを運営し、保護者同士の情報交換の場所づくりにも努めました。

衛生費では、町民の健康づくり推進と健康増進を図るための各種事業に取り組みました。

予防費におきましては、結核検診や乳幼児、学童に対する予防接種のほか、子宮頸がん、高齢者のインフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌などの定期予防接種を行い、定期予防接種対象外の方が予防接種を受けた際にも費用補助を行い、町民の疾病予防に努めました。

母子衛生費では、妊婦から乳幼児、その家族に対して、きめ細やかな検診・相談支援を実施し、令和７年度より新たに無痛分娩費の助成を行い、各種補助金により妊娠、出産に対する経済的、精神的支援を行いました。産後のケアに対しても充実を図り、安心して出産し、子育てできる環境づくりに努めました。

環境衛生費では、75歳以上の高齢者世帯等の熱中症対策として、継続してエアコンの設置費に対し一部助成を行い、生活環境整備を図りました。

墓園管理費では、核家族化や少子化による無縁墓等の増加を防ぐ対策として、複数の遺骨を１か所に埋葬する形式の合葬墓を町共同霊園内に建設をさせていただきました。

農林水産業費におきましては、農業振興対策部門で認定農業者に対し、補助事業を活用することで、規模拡大と生産性向上を支援し、農業経営の安定化を図りました。また、小規模の農業者に対しても、農機具等購入補助金を交付し、地域の農業振興や耕作農地の維持に努めていただくため、営農を支援しました。

その他、おいしい米づくり支援事業や都市部の高校生に農業を体験してもらう、高校生インターン事業を行い、地域の産業振興や担い手育成への取組みを実施させていただきました。

山村振興対策では、中山間地域等直接支払事業、多面的機能支払交付金事業により、中山間地域の農家の所得補償や農業、農村が持つ国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持、発揮のための取組を支援させていただきました。

有害鳥獣対策といたしましては、例年の鳥獣駆除を実施するとともに、熊による人身被害を防止するため、集落等へ熊をおびき寄せる恐れのある柿や栗などの樹木伐採等に係る費用の一部補助を県内で最も早く実施をし、住民の安全安心に寄与させていただきました。

林業振興対策といたしましては、町産木材が流通する場所及び森林、林業、自然環境を学ぶ場と

して、中之条町木材活用センターを運営し、森林環境への理解や木材の流通を支援させていただきました。

町有林管理では、芸術の森近くの町有林を、東京都北区と共同管理し、環境対策としてCO_2削減を図り、北区と中之条町の子供たちが共同で植樹を行うなど、森林教育を通じた交流事業を行いました。

なお、町内の公共施設の管理運営方法を検討し、令和８年度より、道の駅霊山たけやま周辺施設につきまして、指定管理者制度により施設管理に移行し、民間の知識や経験、能力を活用し、効果的、効率的な運営により、住民ニーズへの対応や行政コストの削減を図ってまいります。

商工費では、町のにぎわい創出のため、空き店舗を活用した起業者への出店支援助成や、事業所開設、雇用促進に向けた起業支援を継続して実施し、産業振興と地域の活性化を図りました。

また、住宅リフォーム助成および事業継続助成を行い、町内業者の育成と経済の活性化に取り組みました。

中之条ガーデンズの運営管理では、さらなる集客を図るため、積極的なＰＲを行うとともに、各種イベントを実施させていたしました。春のローズガーデンフェア期間中には、ブルガリア友好フェアを開催し、６月上旬に駐日ブルガリア大使をお招きし、第３回の植樹祭を執り行いました。あわせて、大使館員による講演会も実施し、観光振興と文化交流を一層深めることができました。

花楽の里運営管理におきましては、ドライフラワーの生産、販売を強化し、集客を図りました。また、地域おこし協力隊員が、中之条ガーデンズ、花楽の里において、花のまちづくり推進活動を行い、情報発信や植栽整備などに取り組みをいたしました。

土木費では、地域住民からの要望により、生活道路の補修や修繕に努めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画やトンネル長寿命化修繕計画に基づき、橋梁やトンネルの点検、改修に取り組むことで、安全安心な道路環境の整備に努めました。

都市公園管理におきましては、遊具等の保守点検、修繕を行い、施設の健全な管理に努め、地域住民の交流の場の充実を図りました。

消防費では、消防整備計画に基づき、行政区から要望がありました、防火水槽１基を新たに整備し、消防力の向上を図りました。

教育費では、地域の特性を生かした魅力ある教育活動と、創意工夫のある主体的な教育活動が展開される学校を目指し、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めました。英語力の向上の支援として、英語検定受験料の補助を中学生から高校生世代まで継続して行い、英語力のさらなる向上を目指しました。

また、心の相談事業におきましては、中之条中学校の心の相談員を増員し、学校復帰や社会的自立を支援する教育支援センター虹、及び日本語サポート教室等を継続して行い、様々な困り感や悩みなどを抱える子供たちに寄り添った学びの支援に努めました。

さらに、小中学校のＩＣＴを活用した授業や、校務を円滑に進めるとともに、教職員の負担軽減を図るため、新たに巡回型のＩＣＴ支援員を１名配置いたしました。

施設管理では、中之条中学校の体育館にガスヒートポンプ式の空調設備を設置し、大規模災害発生時の避難所としての環境整備を行うとともに、平時には生徒等が活動する際の健康対策として活用できるよう施設機能の向上を図りました。

社会教育関係では、町の生涯学習の拠点であるツインプラザ交流ホールの、移動観覧席部品交換工事等を行い、施設の経年劣化に対する適切な管理に努めました。

文化財保護関係では、指定文化財の維持や修繕に努めるとともに、引き続き東谷風穴１号風穴石積復旧工事を行い、併せて風穴の発掘調査と石材実測等を行いました。

赤岩重伝建地区の修理修景事業として、赤岩湯本家住宅主屋改修工事を前年度から継続して実施し、歴史的風致の維持向上を図りました。

社会体育関係におきましては、空き施設の利活用として、バイテック文化ホール内に初心者向けスポーツジム、中之条トレーニング＆フィットネスの整備を行い、10月にオープンいたしましたが、多くの方が利用され、大変好評をいただいております。

また、交流人口の増加とスポーツツーリズムの推進を図るため、第11回まちなか５時間リレーマラソンを、多くのスタッフの皆さんのご協力をいただき、開催いたしました。

なお、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用しての事業といたしましては、定額減税補足給付金不足給付事業、水道料基本料金免除、自家水道利用者支援補助金、地域商品券交付事業、非課税世帯支援給付金給付事業、非課税世帯支援給付金こども加算給付事業、高齢者生活支援事業、物価高対応子育て応援手当給付事業、農業資材等価格高騰対策補助金を実施させていたしました。

以上、一般会計歳入歳出決算における提案理由の説明とさせていただきます。

なお、特別会計歳入歳出決算につきましては、冒頭申し上げましたとおり、後ほど会計管理者が行う補足説明をもって提案理由とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和７年度中之条町自動車教習所事業会計決算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和７年度は、入所者数が前年度より38名増加し、事業収益を9,705万6,308円、事業費8,881万3,973円となり、824万2,335円の経常利益が生じました。これは、学生キャンペーンを実施したことが入所者増加の要因の一つと考えております。

また、資本的収入及び支出におきましては、収入はなく、支出においてＡＴ普通車教習車４台、及び教習所管理システムの更新を行い、802万1,540円の決算額でございます。なお、不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしました。

欠損金の処理につきましては、翌年度へ繰り越しさせていただきたいと考えております。

以上が決算の概要でございますが、経営環境は厳しい状況でありますが、地域住民の要望に応えるため、企業努力を重ね、公営企業としての責任を果たしてまいりたいと考えおります。

なお、本決算につきましては、８月７日に開催されました自動車教習所運営委員会のご審議をいただきましたことを申し添えさせていただきます。

続きまして、令和７年度中之条町上水道事業決算につきまして、説明を申し上げます。

水道は日常生活に欠くことのできない重要なライフラインであります。このため、安心安全な水を安定的に供給できるよう、施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。加入件数は、簡易水道、菅田寺社原給水区の統合により、新設33件により、前年度に対して212件増加して6,899件となり、年間の給水量は、前年度に対して２万4,593立方メートル増加し、123万8,589立方メートルとなりました。

次に、建設関係でありますが、折田地内配水管布設工事や送水管布設工事等を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支における収益が２億4,232万4,300円、費用が２億1,886万5,676円となり、本年度の経常利益は2,345万8,624円となりました。施設の投資事業であります資本的収支につきましては、収入額1,530万円、支出額１億7,965万4,031円、収入不足額１億6,435万4,031円を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、平成20年度以降は企業債、一時借入金とも新規の借入れはなく、2,378万5,871円償還をいたしましたので、期末未償還残高は１億1,352万7,682円となっております。

次に、令和７年度　中之条町簡易水道事業決算につきまして、説明を申し上げます。

加入件数は、菅田寺社原給水区が上水道へ統合となったこと、及び使用者の減少により前年度に対して181件減少し1,521件となり、年間の給水量は51万3,492立方メートルで、前年度に比べ３万523立方メートル減少いたしました。

次に、建設関係でありますが、岩本給水区老朽管布設替工事、四万給水区水源改修工事等を実施いたしました。

また、経理面では、事業総体収支の収益が１億484万9,411円、費用が１億764万1,796円で、差引279万2,385円の経常損失となり、前年度繰越欠損金259万8,880円と併せ、その他未処分利益剰余金変動額をもって補填をさせていただきました。

資本的収支につきましては、収入額が8,963万9,015円、支出額が１億2,390万4,754円となり、差引収入不足額が3,426万5,739円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしまして、過疎対策事業債1,750万円の新規借入を行い、

令和３年度から令和６年度の町借入れ分4,236万166円を町一般会計から付け替えたため、期末未償還残高は１億3,130万8,107円となりました。

次に、令和７年度中之条町六合簡易水道事業決算につきまして、説明を申し上げます。

加入件数は、前年度から１件減の814件となり、年間の給水量は10万5,210立方メートルで、前年度に比べ600立方メートル増加いたしました。

経理関係では、事業総体収支の収益が6,773円3,878円、費用が6,678万4,059円で、差引94万9,819円の経常利益を計上いたしました。

資本的収支につきましては、収入額が202万2,000円、支出額が202万2,097円となり、差引収入不足額が97円となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金をもって補填いたしました。

また、企業債は、令和３年度から６年度の町借入れ分2,442万9,597円を一般会計から付け替え、220万2,097円を償還いたしましたので、期末未償還残高は2,222万7,500円となりました。

続きまして、令和７年度中之条町下水道事業決算につきまして、説明を申し上げます。

下水道は、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資する重要な公共施設であります。このため施設の整備や改善を実施しながら管理運営を行ってまいりました。水洗化人口は、前年度より165人減少して、7,555人となり、年間の有収水量は、前年度に比べ１万2,847立方メートル減少し、115万3,352立方メートルとなりました。

次に、建設関係でありますが、伊勢町地内一般県道植栗伊勢線道路改良工事に伴う布設替え工事を実施いたしました。

また、経理関係では、事業総体収支の収益が５億1,161万1,946円、費用が４億4,084万110円となり、本年度の経常利益は7,077万1,836円となりました。

資本的収支につきましては、収入額が２億9,031万3,586円、支出額が３億2,376万2,166円となり、差引収入不足額が3,344万8,580円となりました。この不足額につきましては、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、及び当年度分利益剰余金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしましては、資本費平準化債6,000万円の新規借入を行い、令和３年度から６年度の町借入れ分6,535万1,234円を町一般会計から付け替えたため、期末未償還残高は27億5,540万4,963円となりました。

次に、令和７年度中之条町農業集落排水事業決算につきまして、説明を申し上げます。

水洗化人口は、前年度より99人減少して3,029人となり、年間の有収水量は、前年度に比べ1,005立方メートル減少し、29万7,178立方メートルとなりました。

建設改良工事につきましては、実施をいたしておりません。

経理関係では、事業総体収支の収益が３億348万4,664円、費用が２億2,488万373円となり、本年度の経常利益は7,860万4,291円となりました。

資本的収支につきましては、収入額が１億6,975万4,905円、支出額が２億2,392万9,366円となり、差引収入不足額が5,417万4,461円となりました。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分利益剰余金をもって補填をいたしました。

また、企業債及び一時借入金の概要といたしましては、資本費平準化債5,500万円の新規借入れを行い、令和３年度から６年度の借入れ分246万8,474円を一般会計から付け替えたため、期末未償還残高は10億6,948万8,056円となりました。

以上、一般会計、特別会計及び事業会計における決算の認定に係る提案理由の説明とさせていただきました。ご審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ここで暫時休憩としたいと思います。休憩を11時までとします。

（休憩　　自午前１０時４５分　至午前１１時０１分）

○議長（安原賢一）再開します。

続いて、補足の説明をお願いします。認定第１号、会計管理者。会計管理者

（認定第１号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は１時とします。

（休憩　　自午前１１時５０分　至午前１２時５９分）

○議長（安原賢一）再開します。

続いて、補足の説明をお願いします。会計管理者、お願いします。

（認定第１号について、会計管理者補足説明）

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

本日は、山本恒夫代表監査委員に出席いただいております。山本代表監査委員から一般会計並びに特別会計の決算監査を終えての講評等の発言をお願いいたします。山本代表監査委員、ご登壇の上、お願いいたします。

○代表監査委員（山本恒夫）　代表監査委員の山本恒夫です。議長からご指名をいただきましたので、令和７年度中之条町一般会計及び特別会計の歳入歳出に対する決算審査の監査委員講評を申し上げます。

それでは、決算意見書に沿って申し上げます。審査の方法、結果につきましては、関係法令の規定に従って、正確な会計記録に基づいて作成されているか、予算の執行が適正に行われているか、補助金等が目的に沿って適正に運用されているか、決算の計数が正確であるか等について、決算書並びに関係諸帳簿等を照合するとともに、関係職員の説明と必要な書類の提出を求め、定期監査、例月出納検査及び財政援助団体監査等の結果を踏まえ、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について、常に公正不偏の態度をもって監査の基準に準拠して実施いたしました。

その結果、全般的に計数的な非違は認められず、予定された事業も令和８年度へ繰り越された事業を除いては円滑に執行されており、各会計の決算は正確かつ適正に処理されていることを確認し

ました。

政府は、骨太の方針2025で、「「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ」を副題とし、物価上昇に負けない賃上げの定着を基本方針のひとつとしており、３年連続して５％以上の賃上げが実現しましたが、実質賃金は輸入原材料の高騰や円安による物価高の影響などによりマイナスとなり、令和７年度平均では４年連続のマイナスとなりました。今年に入り、実質賃金はプラスとなりましたが、原油価格の変動や為替の動向による物価高騰の影響が既に大きく出ている状況であります。

いまだに世界情勢が不安定で、物価高騰や異常気象が国民の生活を脅かし、政策枠組の大転換が不透明な部分を抱えたまま行われた中、今各自治体に求められるのは、地方創生の理念に基づき、地域住民の安心安全な生活、福祉の増進に努めるために地域の実情を踏まえた施策を推進することであると考えられます。

令和７年度一般会計におきましては、賃上げと異常気象や世界情勢、円安などの影響による物価高騰への対応など、11回の補正を経て、予算は当初から約５％膨らむ結果となりましたが、本町では、会計年度任用職員の賃金改善や物価高騰に対する経済政策としての独自の支援策の実施、数多くの出没情報が寄せられた熊対策として、いち早く柿木等伐採に対する補助金の交付を決定するなど、町民の安心安全の確保に向けた政策の展開が確認できました。

人口減少・少子高齢化対策、子育て支援、老朽化した公有財産の管理、インフラの整備、災害に対する備えなど、行財政課題が山積する中にあっても、本町はこうした課題に備え、地方債残額の圧縮と後年度以降に交付税措置される有利な地方債の活用に努めるとともに、財政調整基金等の積立てに積極的に取り組み、後年度負担の軽減を図り、財政の健全化に努めていることがうかがわれます。

また、共創のまちづくりの理念の下、町内の若者を中心とした未来戦略ミーティングからの提案を政策に生かすなど、独創的な事業展開に力を注ぎ、ビエンナーレの開催や数ある温泉地、中之条ガーデンズなどを中心とした移住者や交流人口の増加による地域の活性化と、豊富な自然資源・地域資源の活用や税の徴収率の向上に努め、一定の成果を上げていることが確認できました。

これからの自治体における行政運営は、ＡＩの多方面での活用、さらなる推進が進むＤＸ、それに対応できる人材の育成など、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行政制度を構築するために、さらに地域活性化が図られることを期待するものであり、今後も県内町村をリードする自治体としての自負を持って行政に努められるよう希望するところであります。

それでは、一般会計の決算でありますが、歳入総額は116億996万861円で、前年度比103.89％、４億3,494万4,078円の増加でありました。

主だった項目を申し上げますと、１款町税では21億3,357万円で、前年度比１億2,196万円の増加でありました。要因としては、定額減税の影響がなくなり、個人町民税が7,769万円増加し、法人町

民税も907万円増加、固定資産税でも償却資産において価格の大部分を占める大臣配分が増えたことにより、3,990万円増額となりました。

11款地方交付税は46億7,965万円で、前年度比１億9,379万円の増加でありました。今後も行政執行の工夫等による町づくりに期待するものであります。

15款国庫支出金、16款県支出金の合計額は14億8,312万円で、前年度比２億3,976万円の増加でありました。国庫支出金で物価高騰対策の交付金や、児童手当補助金、中学校空調設備整備特例交付金、文化財等保存整備事業などが増加し、県支出金で小中学校の情報機器整備需要補助金の増額によるものであります。

18款寄附金は１億8,890万円で、前年度比1,614万円の減少でありました。ふるさと思いやり寄附金が１億8,084万円で、対前年2,324万円の減額でありました。

町債は５億4,710万円で、前年度比１億8,262万円の減額でありました。後年度以降に交付税措置が受けられることで有利となる過疎対策事業債及び臨時財政対策債を借り入れるなど、必要最小限の起債とし、後年の財政負担を考慮して取り組んでいることが確認できました。

次に、歳出でありますが、歳出総額は108億6,023万8,779円で、前年度比104.56％、４億7,397万4,113円の増加となりました。

主立った項目を申し上げますと、２款総務費でありますが、20億8,709万円で、前年度比２億6,287万円の増加でありました。要因としては、役場庁舎管理事業において、老朽化した電気室非常灯用電源装置修繕工事を実施し、また物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町民に１人１万2,000円分の地域商品券の交付などが挙げられます。

３款民生費でありますが、26億4,594万円で、前年度比１億2,387万円増加しました。移動困難者対策に取り組んでいる各種助成事業の充実、障害者自立支援や財政の健全化に裏打ちされた高齢者支援の事業の継続が見られ、老人福祉の支出も多く、以前高い水準を維持しており、障害のある方や老人福祉施策に取り組む姿勢が感じられます。高齢者や障害者、児童、子育て世帯が安心感を持って地域に生活できるよう、多様な施策に取り組む姿勢が確認できました。

４款衛生費では８億700万円で、前年度比１億106万円の増加となりました。住民の健康づくりの推進と、生活環境の向上のための事業執行がなされており、健康増進事業として健康教育に力を入れるとともに、後期高齢者を対象とした検診の実施や、人間ドックの助成、個人負担を無料としたがん検診を実施し、受診率の向上を目指すなど、町民の健康増進に努めており、町民の疾病を予防し、健やかな生活を送るための施策の充実が図られていることを確認しました。

６款農林水産業費でありますが、４億5,420万円で、前年度比5,326万円減少しましたが、農業振興費における新規就農者支援事業や、山村振興対策事業と継続事業の根強い取組が確認できました。

７款商工費では６億8,600万円で、前年度比5,640万円増加となりました。温泉や観光施設の充実が主軸となりますが、中之条ビエンナーレの開催や中之条駅前イルミネーション事業等により、交

流人口の増加が図れ、一定の成果を上げたことが確認できました。

10款教育費は15億4,405万円で、前年度比4,689万円増加となりました。中之条中学校の体育館にＧＨＰ式エアコンを設置し、大規模災害発生時の避難所としての環境整備を行い、住民生活に直結する災害対策は社会インフラの整備が図られています。また、平時の生徒の活動時における健康対策を図っていることもうかがえます。

総じて歳入では、前年度と比較すると、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金が増加します。これらは定額減税の影響がなくなり、また物価高騰対策の交付金の増額に伴うものであります。地方譲与税、地方消費税交付金、財産収入、諸収入も増加しており、経常の一般財源については、各事業に対する財源を的確に推計し、確保されております。

歳出においては、総務費、民生費、衛生費が前年比１億円以上増加しておりますが、これは物価高騰対策への対応、高齢者や障害者、子育て世帯への多様な施策、町民の疾病を予防し、健康への施策の充実によるものであります。

また、町のイメージアップと交流人口に伴う地域経済の活性化につながる施策や、イベント等の事業が展開され、効果を上げたものと思います。

施設や橋梁についても、機能強化や長寿命化に向けた整備を行うとともに、地域防災計画の策定に支援し、近年多発する線状降水帯による豪雨災害など、自然災害に対する防災意識の維持、高揚に努めていることがうかがえます。

一方で、各種基金の確保、起債の抑制にも努め、財政健全化の推進に関しても成果を上げられたものと感じています。

結果、令和７年度においては、翌年度繰越事業費４億7,176万円を除くと、予算執行率は96.66％となっており、適切な行財政運営がなされたものと思います。

各特別会計では、それぞれの事業目的の達成に向けて事業を実施しており、各会計とも実質収支等の実績からも健全な運営がなされているものと判断します。今後も引き続き健全な特別会計の事業運営を期待するものであります。

以上、総体的な意見を述べましたが、町長、議会をはじめ、関係職員の皆様のご努力に感謝と敬意を表し、さらなる町の発展をご期待申し上げまして、令和７年度中之条町一般会計及び各特別会計に対する決算審査の講評といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

続いて、認定第２号の補足の説明をお願いします。初めに、自動車教習所所長。自動車教習所所長

（認定第２号について、自動車教習所所長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、企業課長。企業課長

（認定第２号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、六合振興課長。六合振興課長

（認定第２号について、六合振興課長補足説明）

○議長（安原賢一）続いて、企業課長。企業課長

（認定第２号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

ここで、山本代表監査委員から事業会計の決算監査を終えての講評等の発言をご登壇の上、お願いいたします。よろしくお願いします。

○代表監査委員（山本恒夫）それでは、令和７年度中之条町公営企業会計決算審査の監査委員講評を申し上げます。

提出した意見書に沿って申し上げます。審査の方法、結果につきましては、一般会計決算審査と同様、関係法類の規定に従って、計数の正確性、予算の執行及び事務処理の適正性、効率性等について、関係諸帳簿等と照合するとともに、書類の提出を求め、財務事務及び事業の管理並びに町事務の執行について関係職員から説明を受けました。監査に際しては、常に公正不偏の態度で、監査の基準に準拠して、定期監査や例月出納検査の実施に加えて決算監査を実施しました。

その結果、自動車教習所事業、上水道事業、簡易水道事業、六合簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業ともに、決算書及び決算付属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数的な非違は認められず正確であり、当該年度の経営成績及び財政状況を適正に表しているものと確認しました。

６事業ともに、近年における人口減少社会や高齢化、生活様式の変化、長引く物価高騰の影響を受けつつも、財務諸表においては透明度の高い内容で、意欲的に健全な経営に取り組む姿勢がうかがえました。

まず、自動車教習所事業では、少子化や人口減少などの影響により、新規免許取得者が減少し、厳しい経営環境が続く現状にあります。その中で入所者の増加を促す営業活動、入所者の送迎及びデマンドバス運行、高齢者講習などを取り入れて経営努力を重ねています。入所者は、昨年度からは38人増加し、269人となりました。

決算の概要でありますが、営業収益は6,862万円で、前年度比1,069万円増加し、営業費用は6,854万円で、前年度比108万円減少しました。よって、営業利益は僅かではありますが、８万円の黒字となりました。純利益は824万円で、前年度比1,225万円と大きく増加しました。増加要因としては、学生キャンペーンを行ったことが大きく影響したものと思われます。

総じて、周辺の同業者との競合も激しく、依然として経営状況は厳しい状況にありますが、これまでの経営実績による財務内容に支えられ、時代に即して創意工夫に努めた経営姿勢もうかがうことができました。郡内東部に唯一で町民に身近な自動車教習所として地域に対する貢献度は高く、高齢者講習の受皿としての機能は重要性を増している状況であり、経営努力により存続が望まれて

いる事業と思われます。引き続き、町や吾妻郡の安全な車社会の実現に貢献することを期待するものであります。

上水道事業は、企業としての経済性を十分に発揮して、安心安全な生活水の供給を実現しているものと感じます。

加入件数は、菅田寺社原簡水の統合及び新設33件により、前年比で212件増加し、6,899件となり、給水件数が157件増加し、5,585件となりました。給水量は123万8,589立方メートルで、前年度比２万4,593立方メートル増加しております。

決算の概要でありますが、営業収益が１億6,212万円で、前年度比3,012万円の減少でありました。営業費用が２億1,128万円となり、前年度比1,032万円増加し、結果、営業損益は4,916万円の赤字となり、前年度より赤字部分が4,043万円増加しました。

物価高騰対策として減免した水道料金補助金4,788万円を営業収益に計上した場合の営業損失は128万円と縮小となります。当年度純損益では、2,346万円の黒字を確保しました。剰余金については、減債積立金、建設改良積立金として処理されるなど、健全経営に努めていることが確認できました。

事業にあたっては、老朽管や処理施設の計画的な更新、有収率の向上、経費の節減など、事務改善として一層の効率的な経営に取り組み、良質で安全な水の供給に努められることが望まれます。

簡易水道事業では、地域密着の簡易水道として８か所の地域で給水事業を行っており、加入件数は、菅田寺社原簡水が上水道へ統合になったことから、前年度比181件減少となり、1,521件でありました。給水件数は165件減少し、1,141件で、休止が380件でありました。給水量は51万3,492立方メートルとなり、前年度より３万523立方メートル減少をしました。

決算の概要でありますが、営業収益が7,823万円で、前年度比1,351万円の減少でありました。営業費用は１億409万円で、前年度比597万円減少しましたが、営業損益は2,586万円の赤字となり、当年度純損益は279万円の赤字となりました。

簡易水道事業においても上水道事業と同様に、施設等の更新を念頭に、一層効率的な経営に取り組まれることが望まれるところであります。

町民の衛生面における安心安全な環境を確保し、健康で文化的な生活を守るために欠くことのできない良質な水の供給に努められることが望まれます。

六合簡易水道事業は、地域密着の簡易水道として六合地区で給水事業を行っております。加入件数は前年度から１件減の814件でありました。

給水件数は６件減少して650件で、休止件数が164件でありました。給水量は10万5,210立方メートルで、前年度からは600立方メートル増加しました。

決算の概要でありますが、営業収益は1,405万円で、営業費用は6,608万円となり、営業損益は5,202万円の赤字となりました。営業外収益、費用を加えた当該年度損益は95万円の黒字となりまし

た。

経常収支比率は101.4％となり、健全経営の水準とされる100％を上回っていますが、料金回収率は33.2％と低く、事業に必要な費用を使用料収益で賄える状況を下回っており、他会計補助金等に依存している状況であります。

次に、下水道事業ですが、公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上に必要な事業であり、現在４か所の処理場の管理を行っています。

処理区域内人口は8,220人で、前年度より125人減少しています。水洗化人口は前年度より165人減少し、7,555人となりました。年間処理水量は122万993立方メートルで、前年度比４万8,317立方メートル減少となりました。有収水量は115万3,352立方メートルで、前年度より１万2,847立方メートル減少しました。

決算の概要でありますが、営業収益が１億3,802万円、営業費用は３億9,254万円となり、営業損益が２億5,452万円の赤字となりましたが、営業外収益の長期前受金戻入が大幅増加となり、事業総体収益では、当年度純損益が7,077万円の黒字となりました。

経常収支比率は116.1％と、100％を上回っていますが、経費回収率は79.7％で、100％を下回っており、他会計補助金等に依存している状況であります。

今後は、管路等の老朽化が進むので、それに備えるためにもなお一層効率的な経営に取り組むことが望まれます。

続きまして、農業集落排水事業ですが、下水道事業と同様に公共用水域の水質保全が公衆衛生の向上に必要な事業であり、農業振興地域の農業集落を対象に計画的に整備を進め、現在４地区の排水処理施設と個別処理施設、合併処理浄化槽の管理を行っております。

処理区域内人口は3,195人で、前年度より114人減少しています。水洗化人口は3,029人で、前年度比99人減少しました。年間処理水量は36万2,003立方メートルで、前年度より１万5,462立方メートルの減少となり、有収水量は29万7,178立方メートルで、前年度より1,005立方メートル減少しました。

決算の概要でありますが、営業収益が3,460万円、営業費用は２億774万円となり、営業損益が１億7,314万円の赤字となりました。事業総体収支では、下水道事業と同様に、営業収益の長期前受金戻入が大幅に増額となり、当年度純損益では7,860万円の黒字となりました。

経費回収率は44.4％で、依然、他会計補助金等に依存している現状であります。

今後は、人口減少に伴い処理区域内の使用量も減少が予想され、さらに管路等の老朽化が進むので、それに備えるためにもより一層の経費削減と効率化に努めることが望まれます。

以上、公営企業会計に関する講評といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。ご着席ください。

山本代表監査委員には、ご多用の中を出席いただき、令和７年度決算審査の結果について、簡潔

かつ明瞭にご発言をいただき、ありがとうございました。

日程第６として、ただいま審議中の議案第14号、認定第１号、認定第２号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

山本代表監査委員はここで退席となりますので、ご了承願います。山本代表監査委員、ありがとうございました。

○代表監査委員（山本恒夫）どうもありがとうございました。お世話になりました。失礼いたします。

○議長（安原賢一）お世話になりました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　承認第　１号　　専決処分の承認について

○議長（安原賢一）日程第７、承認第１号　専決処分の承認について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）承認第１号　専決処分の承認につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町長において専決処分ができる事項の指定におきましては、法律上、町の義務に属する１件50万円以下の損害賠償の和解・額の決定と規定されておりますが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第１項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

令和８年１月30日、午後７時頃、四万温泉の相手方旅館の給湯器３台が故障し、原因を確認したところ、１月26日に開催した文化財防火デーにおきまして、町設置の消火栓において通水準備を行った際、同水道管を使用している相手方の配管を詰まらせたことが原因であることが判明いたしましたので、町側の過失割合を100％とし、相手方に97万5,161円の賠償金を支払うことで和解し、令和８年６月25日に専決処分をさせていただきました。

相手先の業務に関わることであり、急を要し、議会招集の時間的余裕がないことから、専決処分とさせていただいたものでございます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

承認第１号　専決処分の承認について採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、承認第１号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　報告第　１号　　令和７年度中之条町健全化判断比率の報告について

◎　報告第　２号　　令和７年度中之条町公営企業資金不足比率の報告について

◎　報告第　３号　　一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告について

◎　報告第　４号　　株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告について

◎　報告第　５号　　専決処分の報告について

◎　報告第　６号　　専決処分の報告について

○議長（安原賢一）日程第８、報告第１号から第６号を一括議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）日程に従いまして、報告第１号から報告第６号につきまして、説明を申し上げます。

まず、報告第１号　令和７年度中之条町健全化判断比率の報告について申し上げます。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、財政健全化判断比率を監査委員の審査を受け、その意見を付して議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。この度、各会計の数値を精査の上、８月21日に監査委員さんにより審査をいただきましたので、意見書を付けて報告をさせていただくものでございます。

それぞれの比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、各会計とも赤字はないため該当はありません。また、実質公債比率につきましては8.8％となり、前年度を0.9ポイント下回る結果となりました。将来負担比率につきましては該当ありません。

この数値は、今後県及び国に報告後、公表となります。

続きまして、報告第２号　令和７年度中之条町公営企業資金不足比率の報告につきまして申し上げます。

これにつきましては、報告第１号と同様に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、公営企業会計の資金不足比率の数値を精査し、監査委員さんによる審査を受け、議会に報告するものであります。

各企業会計とも資金不足はございませんので、報告させていただきます。

報告第３号　一般財団法人中之条電力の経営状況に関する書類の報告につきまして申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、町が資本金の２分の１以上を出資し

ている法人である、一般財団法人中之条電力の経営状況等につきまして、議会に報告議案としてお願いするものでございます。

報告させていただく書類は、一般財団法人中之条電力の令和７年度第13期事業報告書及び決算報告書と、令和８年度事業計画及び収支予算書でございます。

次に、報告第４号　株式会社中之条パワーの経営状況に関する書類の報告につきまして申し上げます。

こちらの報告につきましても、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、報告議案としてお願いするものであります。

報告させていただく書類は、株式会社中之条パワーの第11期事業報告書となります。第11期におきましては、2,284万4,873円の当期純利益となりまして、安定した経営状態を維持しております。今後も引き続き安定経営に努め、皆様に安心いただけるよう、自治体としても注視してまいります。

続きまして、報告第５号　専決処分の報告につきましては、六合赤岩重要伝統的建造物群保存地区、赤岩湯本家住宅主屋改修工事の変更請負契約につき、専決処分をさせていただいたものでございます。地方自治法第180条第１項の規定により、町長において専決処分できることが指定されております契約金額の10分の１以下の変更について、令和８年８月24日に専決処分させていただきましたので、同条第２項の規定により、報告させていただきます。

赤岩湯本家住宅主屋改修工事につきましては、債務負担行為により、株式会社町田工業と令和７年度、８年度の２か年にわたる契約を締結しております。この度、令和８年度の完成に向けて、渡り廊下の出入口建具工事や、土戸・開口部の左官工事、排水・土留め工事などを実施するために、126万5,000円を追加し、１億7,594万5,000円で変更請負契約の締結をさせていただいたものでございます。

報告第６号　専決処分の報告でございますが、物損事故の和解につきまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

令和８年６月５日、午後３時30分頃、蟻川地内の農地の耕作状況を確認に行った際、周囲の地面がぬかるんでおり、車両がスリップしてしまい、植えてあった田んぼの稲を踏んでしまったもので、町側の過失100％で和解し、６月25日に専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、報告の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）続いて、補足の説明をお願いします。

報告第１号及び第２号、総務課長。総務課長

（報告第１号、第２号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）次に、報告第３号及び第４号、防災安全課長。防災安全課長

（報告第３号、第４号について、防災安全課長補足説明）

○議長（安原賢一）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ないようですので、報告を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は３時10分とします。

（休憩　　自午後２時５９分　至午後３時０７分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　請願第１号、請願第２号

○議長（安原賢一）日程第９、請願第１号及び第２号について議題とします。

初めに、請願文書表を朗読させます。局長

（請願文書表について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。

まず、請願第１号について、山本修さん、ご登壇願います。３番、山本さん

○３番（山本　修）議長のお許しをいただきましたので、草津町における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設（管理型最終処分場）建設計画の不許可を求める請願につきまして、請願の紹介者として発言をさせていただきます。

まず、この請願の主旨及び請願理由につきましては、読み上げていただいたとおりでございます。

今回、株式会社群馬グリーン整備が草津町に計画しています産業廃棄物管理型最終処分場等の整備予定地は、草津町と中之条町六合地区との境界線に近い場所にあります。さらに、埋め立てられた管理型最終処分場から出る処理水は、中之条町の町内ではなく、六合太子地区内を流れる水戸沢川に排出される計画なのです。

その全容は、施設全体の面積は約13万5,000平方メートルで、約４万6,750平方メートルの東京ドームと比べて約2.9倍で、埋設地面積は約７万4,000平方メートルで、同じく東京ドームの約1.6倍になります。また、埋立て容量は160万立方メートルに及ぶ大規模な管理型最終処分場となります。

では、最終処分場とは、産業廃棄物が中間処理施設で処理された後、再利用できない残渣など埋め立てるなどして、最終的に処理する施設であり、どうにも処理できない廃棄物が最後の最後にたどり着く産業廃棄物の最終的な行き先というところであります。

その最終処分場を草津町内に計画する、あるいはこれを事業として説明される説明担当者は、この施設が稼働を始めましたら、全国各地から産業廃棄物が運び込まれてくることになるという説明もありました。

しかし、この管理型最終処分場の直下には、今回の請願者であります中之条町六合中部地区の命と水・環境を守る会をはじめ、六合第７区、第８区、第９区、第10区の各区長が連名で請願を行っていますように、中之条町中部簡易水道と太子小水道の水源に当たり、同地区住民の生活用水や農業、漁業用水の源流に当たるなど、非常に重要な地域でもあります。

この地域は、良質な水源確保が難しく、山腹の限られた場所から湧き出す僅かな湧水を水源として、これまで大事に共同利用してきたという歴史があります。現在でも200人以上が利用し、地域の公共施設などが利用するなど、地域にとって大変貴重な水源でもあります。

近年、多発する激甚な気象災害や大規模な地震の発生、白根山の噴火による災害等が懸念される中で、最終処分場の崩壊や防波堤の決壊による貯水池滲出水が下流へ流出する危険性も懸念されます。万が一、有害物質が地下湧水や河川に滲出した場合は、取り返しのつかないようなほどの健康被害や、農業、漁業、観光業産業への影響を及ぼしかねません。そんな大切な水源の上部に、わざわざ最終処分場を建設しようとすること自体、全く理解できないことばかりではなく、怒りを禁じ得ない周辺の住民にとっては、到底容認できるものではありません。

全国の産業廃棄物処理場が不足、あるいは必要なこと自体は大変理解できなくはありませんが、どうしてこの場所なのか、施設整備予定地の選定に対しては十分な熟考をされるべき、考慮あるいは今後の検討を求めるようにお願いしたいと思います。

人工物は決して万全ではありませんし、永年に及ぶ維持管理にも不安が拭えません。もし、この管理型最終処分場が建設されてしまえば、周辺住民の不安や恐怖心は未来永劫にわたって続くことになります。そこで何もアクションを起こさなければ、容認したと認識され、どんどん建設計画が進捗していくことから、この計画の白紙撤回を期するためにも、群馬県知事に対して意見書を提出することが重要であります。

今回の請願に対しまして、議員各位、真摯に審議いただきまして、何とぞ採択していただきますようお願い申し上げまして、紹介者の発言とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）次に、請願第２号、関常明さん、ご登壇願います。10番、関さん

○10番（関　常明）長時間にわたって大変ご苦労さまでございました。最後になります。

議長の許可をいただきましたので、地方財政の充実・強化に関する請願について、若干お話をさせていただきたいと思います。

この請願でございますが、ご承知のように、ほとんど同内容のものが例年提出をされて、みなさんにご賛同いただいております。地方自治に従事している方について、根幹に関わる問題だというふうに思っておりますので、よろしくご審議をいただければというふうに思っております。

請願文書表にあるように、提出組織は連合北部地域協議会という名称で活動しております。活動の範囲でございますが、吾妻郡、利根郡、それから沼田市、渋川市、吉岡町、榛東村と広範囲で群馬県の北部地区をエリアにして運動を行っております。エリアの組織ですが、現在45の組合、これは市町村、公共団体のみなさんも当然参加をしております。それから、517名の組合員で組織をされております。これは、現在ということなので、人員については若干変動があるというふうにご理解をいただければというふうに思っております。

連合というのは聞いたことあるというふうに思うのですが、地方組織でございますが、日本最大

のナショナルセンターでございます。これも人員については若干変動があるということなのですが、日本全国で700万人の参加者で組織をされている日本最大のナショナルセンターということでご理解をいただければというふうに思っております。

平成元年の結成でありまして、歴代の会長、結構名前の知られている人たちもたくさんいたのですが、現会長さん、女性の吉野会長さんということで、マスコミ、テレビなんかでも若干登場しておりますので、ご存知の方もいるのではないかというふうに思っております。

組織の目標なのですが、労働や賃上げの是正、環境是正に向けて取組を進めるということで、最大のこれをですね最大の目標にしているという組織でございます。

請願文書の中にも書いているのですが、なかなかこれはどういう捉え方をするかということもいろいろあるのですが、地方財政の問題でございますので、これはあくまで一般論で、当町はということではないのですが、よく３割自治と言われるように、国の依存度が非常に高いと、財政の問題については高いということが１つ問題になっています。

それから、収支のバランスの問題だとか、ということも含めて大きな課題があるのだということで、現実いろいろ大変だということもございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

地方交付税が、これ何とか確保してくださいと、国の中でこれを削らないようにくださいということなのですが、約数兆円、一説には20兆超の金額が地方に配布されているということもございますが、いずれにしてもいろんなこともあるでしょうが、地方財政、このへんは基本になるということはお互いに認識ができるのだというふうに思っておりますので、いずれにしてもこのへんについては相対で国の機関に、各機関にいろいろお願いをするということで、12項目にわたって箇条書にしてございますが、いずれにしてもこのへんをきちんとみなさんで検討していただいて、ご賛同いただきたいというふうに思っておりますので、また今回もよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読したとおり、請願第１号を文教民生常任委員会に、請願第２号を総務企画常任委員会に付託します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

２日目の９月３日は、定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後３時３１分）

令和8年第1回中之条町議会定例会　6月　　定例会議　　会議録　　第2日

招集年月日（会議）	令　和　8　年　9　月　3　日								
招集の場所	中之条町役場　議 事 堂								
再開日時	開 議	令 和 8 年 9 月 3 日 午前 9 時 30 分							
散 会	散 会	令 和 8 年 9 月 3 日 午後 4 時 34 分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	3番　山本　修		4番　割田　三喜男		5番　山田　みどり				
職務のため出席した者の氏名	事務局長	齊藤　泰典	書記	綿貫　正規					
	議事書記	小板橋千晶	書記	木暮　駿希					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	唐澤　敏之
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	小池　利和
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	篠原　　充
	防災安全課長	須﨑　幸夫	六合支所長	油井　文男
	税務課長	町田　隆弘	会計管理者	飯塚　和子
	地域共創課長	山田　行徳	こども未来課長	山本　伸一
	住民課長	田村　深雪	生涯学習課長	中沢　芳宏
	福祉課長	中澤やす子	教習所長	橋爪　　勝
	健康子育て課長	安原あづさ		

議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議　事　日　程　　第２号

（令和８年９月３日午前９時３０分開議）

第１　一般質問

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会９月定例会議の本会議も本日で２日目となりました。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えください。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　一般質問

○議長（安原賢一）日程第１、一般質問を行います。

質問者にお願いしておきますが、議会基本条例第６条に規定する本会議における質疑、質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、２回目が残り５分、３回目が残り１分です。

なお、最初の質問については登壇して行い、再質問、あるいは第２項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次からは自席でお願いします。

議会基本条例第６条第２項において、議員の質問に対し議長の許可を得て、論点または争点を明確にするために反問することができることとされましたので、議員と執行部の活発な質問により、よりよい町づくりを目指した議論をお願いします。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。７番、関さん

○７番（関　美香）みなさん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。質問に入る前に、このたびの熊本地震、そして千葉豪雨において亡くなられたみなさまへ謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されたみなさまへ心よりお見舞

い申し上げます。

また、姉妹町である大網白里市では浸水被害が広範囲に及んだ状況であり、一日も早い復旧、復興を重ねてお祈りし申し上げます。

それでは、有害鳥獣対策についてお伺いいたします。去る８月13日、群馬県内において、２例目のクマによる人身被害がみどり市で発生しました。また、中之条町や近隣自治体においても度々クマの目撃情報が出ておりますが、中之条町における昨今のクマ出没状況とその影響についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、関美香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、クマの出没状況につきまして報告をさせていただきますが、今年の目撃情報は７月末現在で64件となり、昨年同期と比べて2.6倍と増加をいたしております。地域的には沢田地区や六合地区が多い状況であります。

続きまして、捕獲頭数でありますが、令和元年度が119頭、２年が138頭、３年が49頭、４年が45頭、５年が76頭、６年が73頭、そして昨年が105頭と増加となっております。今年が７月末時点で38頭となっております。７月末時点で申し上げますと、捕獲頭数は昨年の２倍という状況でございます。

次に、その影響についてでありますが、昨今のクマが人を襲う報道などもあり、山間部の住民の方を中心に特に高齢者世帯や児童、学生がいるご家庭などでは毎日の生活に不安をお持ちになっている方が多くいらっしゃると思っております。その調査が昨年度実施した緊急柿の木等伐採補助金の事業の申請件数からもうかがい知ることができます。ちなみに、53件、139本の伐採が行われました。　また、今年７月には四万温泉街に子クマが出没し、半日にわたって居座った事象が地元紙にも掲載されたこともあり、このような状況のことから観光業への影響も懸念されるところでございます。この事案につきましては、朝私が違う現場にいましたら、クマが居座っているという情報がありまして、事によると緊急銃猟というような判断を町長にしていただかなければならないというような情報が入りまして、すぐそちらの公務を取りやめて、副町長にまず現場に行っていただき、私もすぐその場に駆けつけて、緊急銃猟の可能性もあるということで、非常に緊張感を持った対応をさせていただきました。実際のところは、やはりその緊急銃猟するのに整わなかったという状況でありますので、追い払いということで、特に被害はありませんでしたけれども、そういうことが四万温泉街でもあったということをみなさま方にもお知らせをさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）中之条町におけるクマの出没、また捕獲頭数において、昨年の２倍以上である状況を確認させていただきました。そして、四万温泉街に子クマが半日居座った件については、防災無線でもその情報が流れ、大変驚きました。このような状況から、ご答弁いただいたように、クマ

の被害に対して不安を抱えている町民の方が多くいらっしゃると感じ、クマ対策の充実が必要であると考え、様々な角度からお伺いをいたします。

それでは、クマの被害対策における、ドローン活用についてお伺いいたします。全国各地でクマによる被害が相次ぐ中、自治体のクマ対策においてドローンの活用が広がっております。熱源を検知できる機能を使い、目撃情報や逃げたクマの捜索に加え、人間の生活圏にクマが入り込まないようにする、予防面にも威力を発揮している事例がニュース番組や新聞報道で紹介されております。中之条町では、本年２月にドローンを活用して、災害や鳥獣害から住民を守るため、民間企業２社と協定を結んだ情報が地元紙に掲載されました。この中で、クマ出没時の活用も検討するとありますが、クマ対策におけるドローン活用について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほど答弁をさせていただいた中で、捕獲頭数等について、令和元年というふうに申し上げましたが、年度ということでご了解いただきたいと思います。

それでは、クマ被害対策におけるドローン活用についてということでご答弁させていただきます。クマ対策におけるドローンの活用につきましては、まずどういった被害に対してドローンを活用するかということを検討する必要がございます。一般的には町に寄せられた目撃情報を受けて、その周辺で個体の把握を行うことや何度も目撃情報が寄せられている場所を予防的に警戒するなど、状況把握として活用することが期待できます。これにより出没に対する初動を今よりも早く対処できることとなり、住民などへの被害を減少させることができるものと考えております。また、ドローンの機種によってはクマの嫌がる音を発し、状況把握だけでなく、追い払いをすることも可能であると伺っております。追い払いが可能となれば、住民などを含め、駆除対処を行っていただいている鳥獣被害対策実施隊員の安全安心の向上と労力においても相当な軽減が図られるものと考えております。

議員のご質問に対しまして、まさにこういった内容への取組状況へのご質問であるというふうに思っておりますが、今のところ町ではドローンを所有しておりません。オペレーターもおりません。そのため、町では町内外の事業者の２社と災害時におけるドローンを活用した支援活動に関する協定書を取り交わしてございます。しかしながら、この協定ではドローンを活用して支援できる活動範囲を災害対策基本法第２条第１項における災害が発生した、またはそのおそれがある場合と平常時の防災啓発事業への協力として実施する支援活動の２つのみとしてございます。いわゆる地震、豪雨、噴火などの自然災害が対象であり、クマ対策は対象外となっております。そこで、今年度民間事業者が群馬県のぐんま未来共創トライアル事業を活用し、町内でドローンによるクマの追跡と忌避剤散布等の効果を探る実証実験を計画しておりますので、当該事業の結果等を踏まえ、今後クマの対策へのドローン活用等を調査研究してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）中之条町では、ドローンを所有しておらず、オペレーターもいない状況、また２社と交わした協定書の中で、ドローン活用の活動範囲において、クマ対策は対象外であるとのお答えをいただきました。ドローン活用の利点は、熱源を検知できる機能を使い、目撃情報や追い払ったクマの追跡が行えること、またご答弁いただいたように、クマが嫌がる警戒音などを発することにより、人間の生活圏にクマを寄せつけないことや、巡回する有害鳥獣被害対策実施隊員の安全確保などが考えられます。先ほど町長からもありましたが、今年度町内でドローンによるクマの追跡と忌避剤散布等の効果を探る実証実験を計画、その結果からクマ対策の活用を検討するとのご答弁をいただきましたので、今後の動向を注視したいと考えております。今町民が求めているのは、不安を払拭する取組であると感じております。

以上のことから２社と交わした協定書において、その活動範囲にクマ対策への活用を加えるべきと考えます。こちらについては、ぜひともご検討いただき、クマ対策の充実につなげていただくよう要望いたします。

それでは、次にガバメントハンター配置について質問させていただきます。中之条町は、有害鳥獣の捕獲を有害鳥獣被害対策実施隊に行っていただいております。実施隊のみなさまには鳥獣被害から住民を守るため、朝早くから、また危険を伴う任務を遂行していただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、環境省からはクマの緊急銃猟と捕獲に対して、一般的な狩猟経験はクマの緊急銃猟において必要な技能を必ずしも保障しない、また私人である狩猟者にクマの捕獲を依存している現状であるが、将来的には公的な存在の対応が必要であるとの見解が示されております。私は、この考え方に対して賛同する点がございます。もちろん実施隊のみなさまが鳥獣被害から住民を守るとの主体性と誇りを持ち、経験を生かしながら任務に当たられていることは理解しております。しかしながら、実施隊員の高齢化は避けられない課題であります。また、四万温泉の桐の木平に子クマが居座った事例においては、先ほど町長からもありましたが、緊急銃猟も視野に入れた対応が行われたと伺っており、今後緊急銃猟について、その体制を整えることが必要であると考えます。緊急銃猟の行使においては、専門的な技術を有するガバメントハンターの存在が挙げられますが、その配置について、町長はどのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガバメントハンター配置に対する考えでございますけれども、ガバメントハンターとは指定管理鳥獣への対策を行う専門公務員のことでありますが、期待される主な業務は危険鳥獣の駆除だと認識しております。他の自治体では、狩猟免許を所持しており、かつ銃免許を所持する方を会計年度任用職員などとして雇用し、ガバメントハンターとしているところもあるようでございます。現在中之条町役場職員の中で狩猟免許所持者はおりません。そのため、これから免許を

取得したとしても銃の運用には射撃場での訓練や実際に山に入り活動し、動物の生態を学び、経験を積むなど、相当の期間を要することとなります。期待されるガバメントハンターとしての緊急銃猟の行使も専門家の証言によりますと、オリの中で捕獲したクマと違い、固定されていない個体へ命中させることは相当難しいと言われております。このような状況から、ガバメントハンターの配置につきましては、直近ではなかなか困難であると、このような認識でおります。実際群馬県知事ともちょっとお話ししたときにも、知事も狩猟免許取ったのですが、それはもう銃の免許でありますが、クマの場合はライフルでありますので、やはり銃を取って、経験を積んで10年ぐらいしないと、そのライフルが所持もできないし、撃てないというようなことでありまして、やはり銃を扱うものですから、相当緊張感を持って、しかも周りの状況を考えてやっていかないと、前回のクマの居座りのときも緊急銃猟ができるのではないかというようなこともありましたけれども、やはり地域の安全性、温泉街、人への被害もそうでしょうけれども、そういったことを考えながらということで、現在ガバメントハンター、いろいろなところでお話がありますけれども、この職員が仮に銃の免許を取ったとしても、それをライフルとしてクマを捕獲するのには相当時間がかかるということもありますので、今答弁させていただきましたが、なかなか今すぐすぐというのは難しい。研究することはしていかなければならないというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）町長の答弁から、職員に狩猟免許を取得させたとしても銃の運用にはかなりの時間を要することや、ガバメントハンターにおける緊急銃猟の行使において、専門家の固定されていないクマへの命中は相当難しいとの証言からもうかがえるように、ガバメントハンターの運用の難しさを置き去りにしたまま、クマ対策の切り札としてのイメージが先行している現状に懸念があることも事実であります。町長の見解を聞かせていただき、緊急銃猟の体制を整える上で何が課題なのか、十分見極め補うことが大切であると感じました。この質問をするにあたって、所管の課長とやり取りする中で、緊急銃猟に限って県内などで活動する事業者への委託も必要に応じ検討していくというようなことも伺っております。ぜひともガバメントハンターにとらわれることなく、相当ハードルが高いというのは、今町長のご答弁からも伝わってまいりました。それなので、先ほど申し上げましたように、中之条町に何が足りないのか、どうやったら体制が整っていくのかということを十分検討していただいて、クマ対策の充実に、緊急銃猟の体制を整えていただきたいと思っております。

すみません。そういった体制を整えることによって、実際隊員緊急銃猟については、事業者に委託するというようなことで実施隊員の負担を補うような取組であると考えておりますので、こちらについては積極的な検討を望むところであります。

すみません。引き続きまして、クマ対策における「予測型管理」についてお伺いいたします。兵庫県立大学の横山教授によると、「これからのクマ対策については、出没してから対応する管理から

出没する前に備える管理への転換が必要である」と述べられております。さらに紹介させていただきます。「現在多くの自治体のクマ対策は、出没すると通報が入り、現地へ出動し、追い払いや捕獲を行っている。人命を守るためには欠かせない対応であり、今後も重要な役割を果たす。しかし、この方法だけでは根本的な改善は難しい。どこでクマが出没しやすいのか、どのような条件が重なると、人間への生活圏へ近づくのか事前に把握し、その結果を対策へ反映させることが重要である。そのためには目撃情報や捕獲情報をモニタリングし、データ蓄積と管理を行うデータベースを構築し、対策へつなげることが求められている」とあります。全国的にクマの出没に変化が見られ、中之条町でも桐の木平に子クマが半日居座ったというところを聞いて、私も後日農林課のほうに対応を確認に行ってまいりました。その際、課長と話す中で、本当にそのクマの被害というか、問題が新たな局面に入っているなというのをすごく感じたのです。だから、本当に今まで従来の対応とともに、先ほども申し上げたように、やはり予測的な管理というのをやっていかないと、やっぱり早期発見、早期防除というところにはつながっていかないのではないかなと思っておりますので、そのへんのところは予測型管理について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）予測型管理についてのお話をさせていただく前に、先ほどの話にちょっと戻ってしまうかもしれませんけれども、今県内で緊急銃猟を実施した町村は恐らく２、３回の町村しかないと思うのです。やっぱり首長さんに聞きますと、相当やっぱりライフルを撃つというのは距離もすごいし、威力もすごいので、緊急銃猟については本当に慎重を期しながらも、どうしてもこれやむを得ないということで、もう警察、あるいはそういった関係機関と協議しながらやるのだと言って、緊急銃猟したという事例を聞かせていただきました。これはもうそのことによって、あるいは二次被害が起きないようなこと、万全に整えないと、やっぱり銃を撃つというのは相当危険性があるということはやっぱり我々も改めて認識をさせていただきたいと思います。

そして、９月の14日には中之条町で、県からその緊急銃猟に対する実証実験をするということで、中之条町を選んでいただきましたので、そこへも行ってもらって、研究をさせていただきます。山間部、あるいは市街地、いろいろなところでクマが出没をしているという状況でありますので、相当我々もしっかりその辺のところは研修をしながら、あるいは状況把握をしながら、今回の補正予算でも実はクマの関係の予算を補正でお願いしてございます。と申しますのは、なぜそうにしたかというと、クマが出没したと、職員がすぐ駆けつけるといったときに、私が心配したのが、ドアを開けました、クマがいましたでは職員の安全も守れないということは、職員がそこに行くところにもやはりそれなりの施策をして、通報を受けましたら、行きましたと、安全確保をして車から降りて、クマがいるか、どういう状況かとはっきり把握したものを私のところに持ってきてくれと言うからには、職員を派遣するときに装備をしていかないと、職員がもし被害があった場合はこれもまた大変ですので、今回補正をお願いしたものにはそういった予算も含まれておりますので、ちょっ

と長くなりましたけれども、説明をさせていただきました。

それでは、予測型管理でありますけれども、クマの被害に対しましては、今年７月の四万温泉地内での子クマの居座りの事態を含め、これまでのほとんどが出没や被害が起きてからの対応でございました。しかしながら、昨今ＡＩ、人工知能やビッグデータを活用し、出没や遭遇するリスクを事前に予測し、予防的な対策や警戒情報の発信を行う新しい管理方法が実践されているところでございます。

富山市では、害獣自動検出ＡＩカメラと防災無線を自動連携するシステムを構築し、昨年の７月より実証実験を行っております。これにより、以前より30分以上早く住民に注意喚起ができ、地域の安全確保につながっているということであります。また、こうした高度なシステムを使わずとも、通信システムを登載した定点カメラを動物の通り道に設置し、その通報を受け、素早く対応するなどの安価な対応を沼田市では実施しているようでございます。

いずれにいたしましてもクマへの対策につきましては、これらの新しい技術を活用し、対策を講じることが求められております。今後各自治体における取組状況等を参考にさせていただき、調査研究に努めてまいりたいと思っております。

今県内のクマの出没がやはり多いのは、利根の沼田、川場、みなかみ、次いで中之条の捕獲頭数が一番多いという情報でありますので、幸いその近隣の首長とは始終連絡を取りながら情報交換をさせていただいております。私どものほうでちょっと話ししましたけれども、緊急柿の木対策の伐採事業を私のほうでやるのだということで、11月４日に発令をしました。それをみなかみの町長が見て、それをそっくりみなかみでやろうと、川場の村長もうちもやろうという形で、やはり山間部の首長の連携というのはしっかりしていかないと、クマですから、向こうからこっちに来ることもありますので、そういった状況はやっぱりクマの被害、特に人身被害がありますから、そういった町村の事例というのはしっかり首長間で連絡を取って今やっているところでありますので、申し添えさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）いち早く柿の木伐採補助金を中之条町で始められたと、近隣町村に広がっていったと、やっぱり町長がおっしゃるように、連携が大事だなというのを感じております。また、一番最初におっしゃったように、緊急銃猟は本当にもちろん仕留めるほうもあれですけれども、周りにも被害が及ぶというところで、その安全性は本当に一つ一つ確認しながら、14日の群馬県から選ばれたというところで、そこもしっかり一つのポイントにしながら進めていただきたいなと、そんなふうに感じております。

先ほど町長がおっしゃられたように、富山市や沼田市が行う先進事例確認させていただきました。クマの目撃と捕獲状況が昨年の２倍以上であることからも今後クマ対策に求められるのは、答弁にもあるように早期発見、早期防除であると考えます。その実現においては新しい技術を使い、リス

ク予測や予防対策を講じていくことが必要であると考えます。また、死亡事故の発生や緊急銃猟行使しなければならない状況から、クマの被害は災害に当てはまるのではないかと考えております。

以上のことから、先ほども申し上げたように従来の対策とともに、先ほど触れたように緊急銃猟を事業所に委託するなど、民間の力を取り入れる、また県と連携した取組の検討も今後必要となってくるのではないかと考えております。こちらについては、通告はしておりませんので、また改めてお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、１項目、最後の質問です。有害鳥獣対策における、ジビエなど有効活用という視点についてお伺いをいたします。群馬県における野生鳥獣の肉、いわゆるジビエの流通は一部解除が見られますが、イノシシやシカ、クマなど、依然として出荷制限が続いている状況であり、捕獲された野生鳥獣の有効活用を議論する段階ではないと認識しておりますが、捕獲された野生鳥獣を害獣として処分するだけではなく、命をいただき、地域資源として生かすという方向性は持続可能な地域づくりの実現につながることから､有害鳥獣対策においては大切な視点であると考えております。

一方で、ジビエの活用においては、搬出と処理の負担、そして衛生、安全面のリスクなど、事業化するには多くの課題があることも事実でありますが、有害鳥獣対策において、先ほど申し上げたように、命をいただき、地域資源として生かすという方向性は循環型社会の実現においても大切であると考えますが、町長はジビエなど、有効活用に対してどういった考えをお持ちなのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、ジビエの活用についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

狩猟で得たシカやイノシシなどの野生鳥獣の食肉の活用に対するご質問でございますけれども、当町を含む県北西部の自治体には、ご承知のように東北大震災、この影響がまだございます。原子力災害対策特別措置法により、イノシシ、シカ、クマなどの野生鳥獣肉に対して出荷制限がかかっております。そのため、流通販売することができないため、現段階では全て廃棄処分していただいております。ただ、現在ニホンジカの肉のみ、県が定めた出荷検査方針を満たしていれば、販売が可能であり、県内７市町村において出荷されているようでございます。この方針によりますと、高崎市の食肉加工施設に自治体職員が同伴の上、持ち込んだシカ肉の放射線量が１キログラム当たり100ベクレル以下であれば、食肉として買い取りしていただけるようであります。これは以前、ご承知だと思うのですが、吾妻広域圏で設置したあがしし君工房のような民間の食肉会社にしていただいておるというようなことでございます。これには持ち込んででも対価に変えたいという捕獲者がいるのか、シカ肉の食肉としての需用があるのかという前提条件を把握する必要がありますので、関係者へのヒアリング等を行い、対応したいと考えております。

しかしながら、事業者と思われる関係者からのジビエに関する町への問合せは年に１件程度でございますので、需要は少ないのではないかなと、こんなふうに予測もされます。加えて、加工施設

が高崎市と遠いため、運送コストなども検討する必要がありますので、引き続きこの問題については対応、研究していきたいと思っております。いずれにいたしましても、東北大震災、あの影響が非常にまだまだ当町も含めて、そういったジビエも含めた中に影響があるということはぜひご認識をいただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ジビエなどの有効活用については以前も質問させていただいており、重ねてのご答弁、誠にありがとうございます。クマもイノシシもシカも人間と同じ生物であり、それらを害獣としてだけではなく、命を大切にするという視点を持つべきであると考えます。しかしながら、有効活用の点では、先ほど町長がおっしゃられたように出荷制限という問題が前提となって、その需要というのも、本当に町に対して、今１件ぐらいしか、年にないというところで需用の問題もやっぱりしっかり考えて、両面から見ていかないと駄目なのかなと思うのですけれども、やはりそういった調査研究を、命を大切にするというともしびはどうぞ消さないでいただいておいて、調査研究を今後も続けていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。中之条ガーデンズについてお伺いいたします。グランドオープンから５年が経過し、外丸町長におかれましては、町長就任以来運営の見直しの実施を行い、持続可能な施設運営に努められている状況であります。

一方、最近の入場者数においては、令和４年度の10万4,000人のピーク時から減少が見られるものの、令和７年度はイベントの増加や新しい取組などにより微増が見られることから、町長をはじめ、担当職員のみなさんのご努力に敬意を表するところでございます。

さて、今後の運営を考える上で上信自動車道の完成による影響を懸念しております。新しい道路の完成により、人の流れが大きく変わることが考えられ、今後の中之条ガーデンズの運営においては、人の流れの変化に対する取組が重要であり、観光施設としてのブラッシュアップが必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今後上信自動車道が完成をする、そういった状況の中でガーデンズについてどういう対応を考えるのかというお尋ねでございますけれども、中之条ガーデンズにつきましては、町の観光振興を図る上で最も重要な観光施設の一つであると認識をいたしております。上信自動車道につきましては、渋川インターから長野原間が令和11年度に開通の予定となっておりまして、この区間の完成により、首都圏をはじめ、県内外から本町へのアクセス性が向上し、交流人口の拡大が期待をされるところでございます。道路が整備されただけで観光客が自然に増加するものではなく、数ある観光地の中から中之条町を目的地として選んでいただくための取組がこれまで以上に重要になるものと考えております。

ガーデンズにつきましても現在の魅力を維持するだけでなく、上信自動車道の区間開通を見据え、

観光施設としてさらなるブラッシュアップが必要であると認識をいたしております。具体的には５年目を目途に実施した食堂の改修を始め、ブルガリアとの友好フェアや夜桜イベントなど、花や庭園そのものの魅力向上はもとより、年間を通じた集客力の強化、園内での滞在時間の延長、飲食や物販の充実、イベント等による来園動機の創出、ＳＮＳ等を活用した情報発信など、来ていただく、楽しんでいただく、町内を周遊していただくという視点から施設全体の魅力を高めていく必要があると考えております。

また、中之条ガーデンズ単体での集客ではなく、四万温泉や沢渡温泉、六合温泉郷、つむじなどの町内の観光施設、観光資源との連携を一層強化させていただき、ガーデンズを町内周遊の一つの拠点として位置づけることも重要であり、その取組も進めてまいりました。特に、上信自動車道の整備によりまして、自動車での移動時間が短縮されることは本町にとって大きな機会である一方、通過される可能性もあります。そのため、道路整備によるアクセス向上は確実に来訪につながるため、わざわざ立ち寄りたい、ここを目的に訪れたいと思っていただける施設づくりが必要であると考えております。

一方で、施設のブラッシュアップには一定の財政負担も伴いますので、大規模な施設整備を先行させるのではなく、現在の来園者の動向やニーズ、費用対効果など、十分に検証しながら、スクラップ・アンド・ビルドの原則、これを段階的に進めていくことが重要であります。

町といたしましては、上信自動車道の整備を中之条ガーデンズ、さらには町全体の観光振興につなげる好機と捉え、入園者数の確保だけでなく、滞在時間や町内周遊、観光消費額の増加までを視野に入れながら、さらなる魅力向上について検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ご答弁にもあるように、上信自動車の完成により通過点とならないよう、町の観光拠点である中之条ガーデンズにはわざわざ立ち寄りたい、ここを旅の目的にしたいと思っていただける魅力が不可欠であると考えます。旅行の決定要件や最大の思い出となる飲食、またショップでの買物は旅行先での感動やストーリーを物理的な形として日常に持ち帰れることから、どちらも観光施設の大きな魅力であると考えます。

そこで、「夏季ショップ・食堂フリー利用プラン」について質問させていただきます。このプランは新たな取組であると認識しておりますが、その内容と目的、また今後の展開について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）お尋ねいただき、ありがとうございます。新しい取組ということで、夏季ショップ・食堂フリー利用プラン、こういった形で中之条ガーデンズが本年７月１日から９月25日までの期間限定で、「夏は手ぶらでガーデンズ」と題した取組を実施いたしております。この取組では、庭

園への入園を目的とするお客様だけでなく、ショップでの買物や食堂での飲食などを目的とする方もより気軽に中之条ガーデンズをご利用いただくため、対象エリアについて入園料をいただかずに利用できるフリープランを設け、その効果を検証するものでございます。特に、夏季は春や秋の花の見頃の時期とは来園動向が異なることから、こうした時期におきましても食事や買物などをきっかけに足を運んでいただき、新たな来園者の獲得や施設利用の拡大につなげていくことが重要であると考えております。今回の取組につきましては、フリープランの利用者数だけでなく、ショップや食堂の利用状況、売上げの効果、利用者の反応などを把握し、施設全体の集客や収益向上にどの程度つながったのか、検証してまいりたいと考えております。その検証結果を踏まえ、実施する時期や期間、利用方法などについて検討し、一定の効果が認められるものにつきましては、今後の施設運営に取り入れるなど、前向きに展開してまいりたいと考えております。今後も従来の利用方法にとらわれることなく、中之条ガーデンズをより気軽に訪れていただける機会を創出し、新たな来園者層の獲得やリピーターの増加、施設内での消費拡大につながる取組を進め、さらなる集客力と魅力の向上に努めてまいります。補足として、その食堂、ショップをご利用される方は入園料をいただかない、その区別をするのに職員がいろいろ考えていただいて、経費をかけないように新たなゲートを造るのではなくて、こういうビニール製のリストバンドをしていただいて、その方はショップでお買物、あるいはレストランで食べていただく、お帰りになると、けれども行ってみたいなと思ったら、利用料金を払って、ガーデンズに入っていただくということで、現在そのショップとレストランの利用者も結構あるというふうに現場から聞いております。たまにはやっぱり入ってみたいなという方もいらっしゃる。それはもう料金を払っていただくということで、夏はとにかく暑いですから、ミストなんかもやっていますけれども、やっぱりそういう食べてお買物して帰る、四万に泊まった方が帰るというようなこともやっぱり出てくるのかなということで、今回実証実験をして、どの程度の成果が上げられるか、それもまた検証した中で、今後の運営につなげていければと、こんなふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）入場者数が減少する夏季において、食堂での飲食やショップでの買物のみ利用が可能となる取組は新たな来園者の獲得において有効であると考えます。私は、７月のとても暑い日、美野原食堂でリンゴのコンポートがたくさん入ったかき氷をおいしくいただいてまいりました。リンゴのかき氷は初めてで、とても印象的、夏を味わえる素敵なメニューだなと感じました。

先ほど申し上げましたが、わざわざ立ち寄りたい、ここを旅の目的にしたいと思っていただくためには、飲食とショップは外してはならないポイントであり、中之条ガーデンズならではのメニューやインテリアから醸し出される癒しの空間、そこでしか買えない印象的なお土産など、非日常を味わうことが旅行の目的であります。食堂においては、メニューや接客、インテリアを含めた居心地のよさ、ショップにおいては、先ほど申し上げたように、ストーリー性のある品物選びなどによ

り磨きをかけていただき、来園者に来てよかった、また来たいと思っていただける取組をさらに進めていただきたい。また、夏季ショップ、食堂フリー利用プランのような柔軟な発想で、さらなる集客に努めていただきたいと考えております。

それでは、次に「わんわんウイーク」について質問させていただきます。今月予定されている「わんわんウイーク」の詳細とペット同伴入園の今後について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）また、先ほどの質問の補足みたいになってしまうのですけれども、今回今お尋ねにありましたリンゴのかき氷、これはガーデンズ内で取ったリンゴを保存しておいて、初めて去年試験的にやったのですが、今年初めて売り出そうということでさせていただきました。私もあそこの園長をしているものですから、やっぱり園長という立場の中でインスタグラムを通じて、観光課の職員ともっとＰＲして、ガーデンズに来ていただくような行動をしようという形で、インスタグラムに上げさせていただきました。おかげさまで、一遍には増えませんけれども、そういった形でみなさんにかき氷を食べに来ていただくというようなことも進んでいるようであります。ぜひ美香議員もまたこれからもよろしくお願いいたします。

それでは、その「わんわんウイーク」につきましてのお尋ねでありますが、中之条ガーデンズでは開園以来、園内環境の維持や来園者の安全快適性などの観点から、原則としてペット同伴しての入園をご遠慮いただいておりました。一方では、ペットを家族の一員として一緒に旅行や外出を楽しむ方が増えており、近隣の観光施設におきましても一定のルールを設けた上で、ペット同伴で利用できる施設が増えてございます。中之条ガーデンズにおきましてもこれまで来園されたお客様から「愛犬と一緒に入園できないのは残念」といった声をいただいております。議会におきましても関連した質問をいただいておりました。今後の入園者の確保や新たなる来園者層の開拓という観点からもペット同伴による入園につきまして検討する必要があると考えております。

では、こうしたことから今年の本年９月19日から23日までのシルバーウイークの連休期間に合わせ、「わんわんウイーク」として愛犬を同伴して入園していただく試験的な実証を行うことといたしました。今回の取組では、単に愛犬の入園を可能とするだけでなく、実際の利用状況や来園者の反応を確認するとともに、園内での安全性、衛生面、植栽への影響、一般のお客様への配慮、飼い主のみなさんに守っていただくルールなど、今後ペット同伴でも入園を検討する上で必要となる課題につきまして検証してまいりたいと考えております。また、愛犬を同伴した来園者が新たな客層としてどの程度見込めるのか、入園者数や園内施設の利用など、集客面での効果についても併せて検証したいと考えております。町といたしましては、今回の「わんわんウイーク」の実証結果や愛犬を同伴されない一般のお客様からのご意見も含め、様々な角度から検証を行い、その結果を踏まえた上で今後のペット同伴の入園の在り方につきまして検討させていただきたいと考えております。

また、これは補足ですが、ペットのいろいろな入園料、これについては300円いただいて、マナー

ウエアというのだそうですけれども、いわゆる人間にはおむつですね、そういったものも200円でお買いいただいてつけていただくと、また町民の方の入園料は無料ですけれども、そのマナーウエアというおむつ分はご負担いただくということを今職員の間で検討していただいております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ご答弁いただきました。本当にペットは家族の一員であって、今ペットツーリズムというところで犬を連れた旅行、これがもう一過性ではなくて、本当にすごく来ているというか、大事な家族と一緒に旅行に行くというスタイルはもう定着しつつあるというのです。本当にこの５日間で、５日間だけで検証ができるのかなというところもあるのですけれども、しっかり両面からのペット入園、またどういった影響が出るのかというところもしっかり検証していただきながら、本当に最初に申し上げたように、上信自動車道で通過点にならないようにブラッシュアップしていただきたい。それにはやはりペット同伴入園というのは、私も前から申し上げておりますけれども、そこは外せないのではないかなと思っておりますので、これはぜひ前向きに今回「わんわんウイーク」というところで実証実験していただきますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。時間を見ながら進めさせていただきたいと思っております。

子育て支援の長期休暇中の居場所づくりについてお伺いをしたいと思います。こちらについては、令和６年の６月の一般質問で学童保育の充実という観点から質問をさせていただきました。本当に学童保育というのは、子どもの居場所づくりで本当に大事な部分を担っていて、６月議会でも同僚議員からも質問があったと思うのですけれども、居場所づくりについて、もっとそこを充実させていくべきだと。特に私が思っているのは、長期休暇中の居場所づくりなのです。本当に保護者の方々からもやはりふだんはいいのだけれども、やはり長期休暇中になると子どもを１人で置いていくのは心配だし、本当に預けるところもないと、ぜひそういったところは学童保育ありますけれども、学童保育の状況をこれからご答弁いただくのですけれども、本当に人手の問題だとか継続の問題だとかというところでなかなか厳しいというところあります。本当に長期休暇中というところで、そこをしっかり考えていっていただきたいのですけれども、まずは中之条町の子どもの居場所づくりの現状というのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、長期休暇中の子どもの居場所づくりというお尋ねいただきました。議員お尋ねの長期休暇中の子どもの居場所につきましては、夏休み等の学校が長期に休みとなる期間における、主に学童期の児童の居場所確保のことと受け止めております。町では、学童保育所ひまわりにおきまして、通常の利用に加え、長期休暇中のみの利用にも対応しているところでございます。

なお、長期休暇のみの利用を希望される場合には受入れ準備や定員等の確認も必要となることか

ら、年度初めにご相談をいただくよう周知に努めております。

また、長期休暇中の取組といたしましては、放課後子ども教室において、夏休み期間中に１日間の夏休み教室を実施しており、子どもたちが体を動かしながら安全安心に過ごせる機会の提供に努めております。さらに、学童保育所以外の居場所といたしましては、世代間交流館ゆびきりや旧芳桂堂薬局ＳＡＮＫＡＫＵなど、管理者が常駐し、見守り体制のある場において、安心して過ごせる居場所の提供が可能であると考えております。引き続き、関係団体の方々とも連携をしながら、長期休暇中を含めた子どもの居場所づくりについてニーズの把握と情報提供に努めてまいりたいと考えております。

ちなみに、学童保育ひまわりの長期休暇中のみのご利用者は19人でございました。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）学童保育の担当はこれまで住民福祉課でしたが、今年度設置された健康子育て課に移管されました。健康子育て課が設置されたというところで、本当に切れ目のない子育て支援により一層体制づくりが整ったのではないかなと考えております。本当に長期休暇中の居場所づくりというところで、今ニーズも聞かせていただきました。高崎市では、学童保育を利用していないお子さんを長期休暇中のみ預かることを公共施設で行政が行っているそうなのです。本当にその中で担当職員がおっしゃっていたのは、もちろん学童保育がしっかりやっていくのが大変なのだけれども、その受皿が整っていないと、その受皿が整うまでの間は行政がそこをしっかり支援していくという職員の考え方が述べられていたのです。本当に中之条町の学童保育の現状を見たときも、やはり人材の不足だとか、先ほど申し上げたように継続の問題だとかあります。そうなったときに、それとまた保護者のニーズ、その長期休暇中預けたいというニーズに対して、やはりそこはしっかり行政が支援していくべきではないかなと思っています。町長は、本当に子育て支援に力を入れておられまして、また健康子育て課という子育ての名前を冠した課ができたということからも町長の思いの丈を感じるのです。本当に、だからこそ切れ目のない支援というところで、小学校上がってからの小１の壁というところがあります。しっかり就労している親御さんの支援をするというところが子育て支援には欠かせない支援だと思っておりますので、現状をよく加味しながら関係機関と様々連携取りながら、今後も長期休暇中の子どもの居場所づくりについて、ぜひ充実に向け取り組まれていっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の質問に入っていきたいと思います。教育環境についてです。６月の定例会議の一般質問で、同僚議員の支援員の配置についての中で、学校現場からはより専門的かつ継続的な支援を求める声が上がっているとの教育長からの答弁がありましたが、現場の実態をどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）はい。

関美香議員の質問にお答えします。学校現場における専門的かつ継続的な支援の必要性につきましては､教育委員会としても十分認識しているところであります｡その実態の把握につきましては、各学校からの報告や支援員の配置に関する要望を受けるだけでなく、教育委員会に配置されている指導主事が学校を訪問し、校長や教頭、担当教職員等から児童生徒の学習面や生活面、特別な配慮を必要とする児童生徒の状況、不登校傾向の児童生徒への対応などについて日頃から情報収集を行っております。また、学校に配置している特別教育支援員、生活指導支援員、養護補助支援員、心の相談員などが日々の支援を通して把握した児童生徒の状況や課題について、学校と情報を共有しながら支援につなげております。特に、児童生徒への支援については、単に対象の人数だけを見るのではなく、どのような支援を必要としている児童生徒がいるのか、その支援にどの程度の時間や継続的な関わりが必要なのか、また現在の支援員の配置によって、学校現場がどのような対応を行うことができているのかといった点を総合的に把握することが重要であると考えております。さらに、支援の必要性については、年度当初の状況だけで判断するのではなく、児童生徒の成長や学級編成、学校生活における状況の変化などを踏まえ、年度途中においても学校と情報を共有しながら確認していく必要があります。

教育委員会といたしましては、今後も学校現場との対話を大切にし、教職員や支援員からの意見に加え、児童生徒や保護者の声にも耳を傾けながら、学校が抱える課題や支援の必要性を的確に把握してまいります｡その上で必要な人的支援について検討し､子どもたち一人一人が安心して学び、成長できる教育環境の充実に努めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）中之条町では、町費による各支援員を配置され、落ち着いて学習に取り組める環境づくり、授業へのきめ細やかな健康観察や相談対応、安心して過ごせる居場所づくり、そしてご答弁いただいたように、学校現場の実態把握については、日頃から指導主事が校長や教頭、また担当職員から直接情報収集を行っていただいており、教育環境の充実の取組に対して、心から感謝申し上げます。

その一方で、支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、また困り感を持つ児童生徒の保護者が悩まれていることを感じております。そのような状況から、より多くの目で教育環境を見つめるべきと考え、質問させていただきます。困り感のある児童生徒をお持ちの保護者に対する相談体制についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）困り感を抱えるお子さんの保護者に対する相談体制につきましては、保護者が一人で悩みを抱え込むことがなく、できるだけ早い段階で相談につなげることが重要であると認識しております。現在、各学校におきましては、担任や管理職、養護教諭等が日常の学校生活や家庭

との連絡を通じて、児童生徒の状況を把握するとともに、保護者からの相談にも対応しております。

また、本町では小中学校への心の相談員の配置や教育支援センター「虹」の設置を行っており、子ども本人への支援だけでなく、必要に応じて保護者からの相談を受け、学校と情報を共有しながら支援につなげております。さらに、相談内容によっては、学校だけで抱えるのではなく、群馬県教育委員会が配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携し、専門的な助言を受けながら対応することも重要であると考えております。特に、発達面や学習面、学校生活への適応、不登校傾向など、困り感の背景は一人一人異なります。そのため、この相談はどこにすればよいのか分からないという保護者に対しても、まずは身近な学校や教育支援センター、教育委員会に相談していただき、相談内容に応じて必要な支援や専門機関につなげていくことが大切であると考えております。また、保護者からの相談を待つだけではなく、学校生活の中で気になる変化が見られた場合には、学校から保護者に丁寧に状況をお伝えし、家庭と学校が共通理解を持って、子どもを支えていくことも重要であります。

教育委員会といたしましては、子どもの困り感を早期に把握し、保護者の不安や悩みに寄り添いながら、学校、家庭、教育委員会、関係機関が連携して支援できる相談体制の充実に努めてまいります。そして、保護者がどこに相談したらよいのか分からないと感じることのないよう、相談窓口や支援につながる仕組みについても分かりやすく周知してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）学校現場からより専門的かつ継続的な支援を求める声が上がっている状況は、支援を必要とする児童生徒の状況が年々多様化していることの表れであると考えます。特性への理解を深め、子どもたちに寄り添うことの大切さを保護者のお話を聞かせていただくたびに感じているところでございます。また、「相談したことが果たして生かされているのだろうか」と疑問の声を伺うこともあり、相談いただいたことをどう捉え、学校現場でどう生かしていくのか、保護者との情報共有の大切さを感じております。

また、ご答弁いただいたように、保護者が一人で悩みを抱え込むことがないよう、相談体制への支援、相談体制や支援への仕組みについて周知徹底が必要であると考えます。保護者の方々から伺い、その必要性を感じているところは学校現場で実際取り組まれていると理解しておりますが、最初に申し上げたように、本当に支援や困り感を持つその児童生徒が増加していたり、その悩みが多様化しているというところから、今行っていただいている支援をより丁寧に、そして継続的に行っていただきたいと考えております。本当にいま先ほど丁寧に行っていただきたいと述べたのですけれども、よりですねさらにですねこういった状況は多様化していく状況だったりだとか、困り感を持つ生徒の増加というのは今後も続いていくと思うのです。であるとすると、きめ細やかな支援の充実が今後も本当に必要になってくると思うのですけれども、教育長の答弁をお願いしたいと思い

ます。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員ご質問のとおり、児童生徒が抱える困り感や支援のニーズは一人一人異なり、また近年はその内容も多様化、複雑化しているものと認識しております。学習面や生活面での困難、発達上の特性、学校生活への適応、不登校傾向、友人関係や家庭環境に起因する悩みなど、学校が対応する課題は多岐にわたっております。こうした状況に対しましては、全ての児童生徒に同じ支援を行うのではなく、一人一人の状況や思いを丁寧に把握し、その子に合った支援を考えていくことが重要であると考えております。中之条町では、これまでも特別教育支援員、生活指導支援員、養護補助支援員、心の相談員など、町独自の人的支援を行ってまいりました。これらの支援員は児童生徒への直接的な支援だけでなく、教職員と情報を共有し、子どもの小さな変化や困り感を早期に把握する上で重要な役割を果たしております。

一方では、児童生徒の支援ニーズが多様化する中では、学校だけでは対応することが難しいケースもあります。そのため、学校、教育委員会、保護者、教育支援センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら継続的に支援していくことが必要であります。

また、支援を行う際には、子ども本人の思いや意見を丁寧に聞き、何に困っているのか、どのような支援を望んでいるかを把握することも大切であります。子どもの声を支援の出発点としながら、保護者や教職員、専門職の意見も踏まえ、より適切な支援につなげていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も各学校の実態や児童生徒の状況を継続的に把握し、必要な支援員の配置について検討するとともに、教職員の専門性の向上や関係機関との連携を含め、支援体制の充実を図ってまいります。子どもたちがそれぞれの個性や特性を認められ、安心して学び、成長できることが何より重要であります。そのため、一律の支援ではなく、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を基本に、今後も教育環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）もういよいよ時間がなくなってしまったので、今教育長から答弁いただいたように、本当に子どもが出発点なのだなと、子どもの特性を本当に理解して、その専門性を教職員であったり、支援する支援員さんだったりが、周りがやっぱり深めていくことが大事なのだなと思っております。本当に多様化する中で、教育を進めていくことは本当に大変だと思っておりますので、今後とも、ちょっと時間が足りなくなってしまって申し訳ないのですけれども、充実をお願い申し上げて、質問を終わりにしたいと思います。すみませんでした。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）関美香さんの質問が終わりました。

暫時休憩とします。再開は10時40分、５分でお願いします。

（休憩　　自午前１０時３４分　至午前１０時４０分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）次に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇願います。

○６番（佐藤力也）みなさん、こんにちは。佐藤力也です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日のテーマは、外丸町政４年間の総括と今後の町づくりについての１項目となります。11月の町長選を前にした最後の一般質問であります。限られた時間の中で、私なりに重要だと判断した項目について質問させていただき、町長にはこれまでの成果と今後の決意を町民のみなさまに熱く語っていただければと思いますので、外丸町長、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。まず、外丸町長４年間の成果と課題について伺います。外丸町長は、就任当初より「共創のまちづくり」をキャッチフレーズとして掲げ、防災、減災、そしてライフラインに関するインフラ整備に力を入れ、町民が安心安全に暮らせるまちづくりに取り組んでこられました。また、少子化対策として、子育て支援に力を入れ、子どもたちが明るい未来を創造し、幸せに暮らせるための取組を進めてきたと認識しております。

一方で、観光振興をはじめ、商工業、農林業など、町の基幹産業に関する施策も同時に進めてこられましたが、これらの取組について、町長としてどのような手応えを感じているのか、改めて伺いたいと考えます。

さらに、今後の４年間においては、群馬リハビリテーションセンターの移転問題、新設予定の一般廃棄物処理施設ごみ処理場といった町の将来に直結する大きな事業も控えております。これらの事業の進捗、完成までの計画、そして現時点で認識している課題を含め、町長としてどのように取り組んでいくお考えなのか、話せる範囲で構いませんので、その見解を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、佐藤力也議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私は、４年間、共創のまちづくりを町政運営の柱に掲げ、町民のみなさん、そして議会のみなさんのご理解とご協力を賜りながら、中之条町のさらなる発展と町民一人一人が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、全力を尽くしてまいりました。

４年間の成果ということでありますが、成果は客観的な評価の下で、町民のみなさんをはじめ、第三者が実績や政策等を見て判断されるべき性質のものだと考えておりますので、これまでの４年間を振り返り、様々な分野において行ってまいりました施策につきまして申し上げさせていただきます。

まず、子育て、健康、教育環境、福祉などの充実、これでは次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、出産祝金や入学準備応援品の支給、おむつ購入費助成、出産に対する身体的、精神的な負担と経済的な負担軽減を図るため、無痛分娩補助金のほか、高校生世代までの医療費の無償化、県に先駆けて実施し、各種出産から子育て施策につきまして、補助金の増額や支給範囲の拡大など、制度の充実を図ってまいりました。さらに、令和８年度にはこども家庭センターを開設し、妊娠期から18歳までの子どもとその家庭を切れ目なく支える相談支援体制を強化することで、安心して子育てできる環境づくりを一層推進してまいります。

教育環境の整備という点では、近年の夏の猛暑に対処すべく、幼稚園や学校で未整備であった遊戯室や特別教室などにも空調設備を整備し、安心安全な教育環境の充実に一層取り組んでまいりました。学校におきましては、不登校の未然防止や解消を図るとともに、困り感を持った生徒及び保護者に対する相談を充実するため、心の相談員や「虹」の指導員を増員させていただきました。

国際化に対応した学びの充実ということでは、英語検定の支援範囲の拡大を図り、将来を見据えた子どもたちへの投資にも力を入れてまいりました。特に、長年の懸案事項でありました六合中学校の在り方につきましても、長野原や保護者のみなさん、そして関係者のご理解をいただき、教育事務委託を実施することができました。改めて六合のみなさんには心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、バイテック文化ホール内の空き施設を活用し、健康増進施設中之条トレーニング＆フィッネス、いわゆるナカトレという健康増進施設をオープンさせていただきました。年齢に関係なく、町内外から多くの方にご利用いただいており、住民が健康で充実した人生を送っていただきたいと考えております。

福祉関連といたしましては、高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、必要な支援を行うとともに、高齢者向け補聴器の購入費補助や独り親世帯に対する福祉医療費制度の所得制限廃止など、さらなる福祉の充実を図ってまいりました。

安心安全な地域づくりでは、全国的に大規模な地震や豪雨などによる災害の発生を踏まえ、役場の組織を再編し、危機管理室を新たに設置し、さらには防災安全課として防災の組織体制の強化を図りました。町民のみなさんが安全に暮らせるよう、インフラ整備を進め、ハザードマップの更新、地区防災計画の策定支援、給水車の導入など、防災力の向上に取り組んでまいりました。また、消防力強化の取組の一環として、消防支援隊を組織し、火災時における消防団の後方支援体制を整えさせていただきました。

あわせて、地域の生活環境保全と安全確保のため、空き家対策として解体や改修に対する助成を行っておりますが、空き家の有効利用により、移住の促進など、地域の活性化にも期待を寄せております。大規模災害時の避難場所の環境整備の観点から、中之条小学校と中之条中学校の体育館にガスヒートポンプ式の空調設備を整備させていただきました。平時には熱中症予防など、児童生徒

の健康対策として活用され、教育環境の面からも充実を図ることができました。近年住宅地へのクマの出没が頻繁となっていることから、クマの餌となる柿の木等の伐採に係る費用の一部を補助するなど、有害鳥獣対策にもいち早く取り組んでまいりました。

次に、地域経済の活性化と観光振興では、物価高騰が住民生活を直撃し、深刻な影響を及ぼしている現状を踏まえ、地域商品券の交付や生活のライフラインである水道の基本料金の免除を行うとともに、小規模農業者への対策といたしましては、農機具購入などへの助成も実施をさせていただきました。

町の施設におきましては、道の駅霊山たけやまを民間の活力を活用し、さらなる集客につなげていくため、指定管理者制度を導入し、中之条ガーデンズでは経理や物品など、各分野の見直しや棚卸しを行い、施設運営の健全化に努めるとともに、ブルガリアとの交流事業や夜桜のライトアップなどにより新たな集客の確保に努めてまいりました。調査検討の段階ではありますが、四万地区の清流を核とした観光振興も具体的な施策として形になっていければと考えております。持続可能な地域社会の構築や地域資源を生かし、将来を見据えたまちづくりでは、中之条町が抱える課題も依然として多く、これらに真摯に向き合い、解決に向けて取り組んでいく必要があると認識をいたしております。地域コミュニティーの維持を図る必要から、地域クリーン作戦補助や支障木伐採補助、耕作放棄地草刈り補助等、各種補助制度を新たに新設させていただきました。小型犬用のドッグランの整備や共創プラットフォームＳＡＮＫＡＫＵを町内の空き家店舗をお借りし、集いの場としてブラッシュアップするなど、新しい試みも挑戦をさせていただきました。

上水道におきましては、災害に強い体系を整備するとともに、三ノ原浄水場からの水質を考慮し、より良質な大塚の水を供給できるエリアを拡大し、水道水の供給に努めていきたいことから、計画に基づき、整備を継続して実施しておるところでございます。

人口減少と少子高齢化への対応は、本町に限らず喫緊の課題であり、若者の定住促進や高齢者の活躍支援など、総合的な対策が求められております。地域の課題解決に向けて、新しい魅力を共につくる事業といたしまして、共創のまちづくり補助金を新たに新設させていただき、スタートアップをさせていただきました。雇用の創出、地域医療の維持、高齢者の社会参加促進等においては、さらなる努力が必要ですし、デジタル社会を見据えた対策も重要であると考えております。限られた財源の中、町民のみなさんのニーズに応じた質の高い行政サービスを維持、向上させるとともに、将来にわたって安定した財政運営を確保していくことも大きな課題でございます。激甚化する自然災害に対し、より強靭な町づくりを進め、老朽化したインフラの更新、地域住民の防災意識の向上、広域連携による災害対応能力の強化など、継続的な対策強化が不可欠であります。

次に、群馬リハビリテーション病院の移転につきましては、昨年度の説明会以降、町としては町内の移転の要望をお伝えするとともに、必要な協力を行う旨を県医師会に伝えております。その後県医師会から具体的な移転計画やスケジュール、また町に対する新たな要望等の連絡は現時点では

ございません。町といたしましては、今後も医師会と適宜連絡を取り、動きを確認できた段階で、議員のみなさんにも情報提供し、共有の上対応を検討してまいりたいと考えております。

郡内６か町村で新たに建設予定のごみ処理施設につきまして、吾妻環境施設組合を設立し、令和６年４月１日から東吾妻町役場にある組合事務局へ職員を１名派遣し、新施設の設計や建設、必要な費用などについて検討を行い、組合議会で必要な事項の議決をいただく事業を進めているところでございます。建設予定地は、東吾妻町大字大柏木地内でありますが、文教民生常任委員会におきましては現地施設を行っていただいております。今後事業費や施設内等の詳細が決まりましたら報告をさせていただきますが、中之条町の負担も相当高額になることが予想されますので、その財源等が大きな課題となると認識をいたしております。現在の東部衛生センターの老朽化も激しいことから、一日も早く稼働できるよう組合に働きかけてまいりたいと考えております。まだ任期途中でありますが、これらの課題に対し、引き続き町民のみなさんの声に耳を傾け、議会のみなさんとの建設的な議論を通じて、全力で取り組んでまいる所存でございます。

そして、次の４年間ではどのような町づくりを進めていくのかとのお尋ねでありますが、今、中之条町は急激な人口減少と少子高齢化の中にあります。これは、全国的な課題であり、今後もこのような状況が続くものと予想されます。しかし、我が中之条町は人口減少が進んでも、町民のみなさんが誇りを持って元気に暮らせる町づくりを進め、魅力ある中之条町を次の世代に引き継いでいかなければなりません。ここ数年は長引く物価高騰により、みなさんの生活にも大きな影響を及ぼしております。今後も先行きが見えない状況が続くものと思われますが、国の交付金などを活用した事業の必要性を強く感じております。私は、子育てするなら中之条町、健康で元気に暮らせる中之条町、安心安全に暮らせる中之条町、これが町づくりの柱として大切であると考えております。そのためには、子育て支援の充実や健康増進施設をさらに活用し、各種運動教室などを展開することにより、町民のみなさんの健康づくりを推進すること、老朽化した水道や下水道、ごみ処理施設、道路、橋梁など、インフラの整備も極めて重要であります。そして、近年頻繁に発生する自然災害の対策や備えも待ったなしの政策であります。町民のみなさんに寄り添った町づくりの重要性を強く感じております。

また、中之条町には、観光、農業、商工業といった町の経済を支えている各産業に対する支援も重要でありますし、先人の方々が大切に守ってきた温泉財産、自然財産、産業遺産など、多くの観光資源を生かし、伊参スタジオ映画祭、中之条ビエンナーレ、中之条まちなか５時間リレーマラソンといった芸術、文化、スポーツなどの魅力ある事業の効果を検証しながら、ブラッシュアップしていかなければならないと考えております。そして、町民のみなさんと共につくる共創のまちづくり、これを前進させ、町民のみなさんが希望を持って、これからも住んでいたい、住み続けたいと思っていただける町づくりを進めることで、移住を考えていらっしゃる方々にも中之条町を選んでいただけるものと考えております。また、町民の方々から信任をいただいておりませんが、信任を

いただきましたなら、町民のみなさんの声に耳を傾け、責任と覚悟を持って、この中之条町を次の世代に引き継いでいかなければならないと考えておりますので、引き続きご支援をどうぞよろしくお願いを申し上げます。

中之条町は、群馬県で４番目に広い面積を有しております。439.3キロ平方メートル、走っている町道は約700キロございます。東京から愛媛県までの直線距離であります。加えて、271橋の橋もございます。本当に広大な面積ですけれども、私はこの町で生まれ育って、この町が私も非常に好きであります。ぜひ町民の多くのみなさんが中之条町を好きになっていただき、そして訪れる人も中之条町の魅力をしっかり感じていただけるような、そんな中之条町であると私は確信いたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）熱く語ってくださいと言いましたら、本当に熱く語ってくださり、ありがとうございました。今の町長の答弁の中で、私の質問に答えていただいたところ、群リハの移転問題、そしてごみ処理場の問題、これ本当に町にとっても大きな予算を使うところでございますので、そこが一区切りいかないと、なかなかいろいろなところに予算を振り分けるというところも難しいのかなという、難しいかじ取りをしているのかなというところを感じ取ることができたような気がします。

また、やはりこれからの４年間というところで、子育て支援、町民の方が健康で元気に暮らすというところを強調されていたのが特徴的だったなと感じました。そういった町長の答弁を踏まえて、細かくこれから町長のこれまでの４年間の施策と取組と、またこれからの今後の取組というところを質問させていただければいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、各分野における今後の取組ということで、最初に子育て支援について質問をさせていただこうと思っております。まず最初に、２点ほど、小さなお子さんを持つ子育て世代の方から、私に要望をいただいてきましたので、それを町長にお伝えし、町長の考えをお聞きしたいと思います。

１つ目は、おたふく風邪の予防接種費用助成の拡大についての質問でございます。現在中之条町では、満１歳から就学前年度の子どもを対象に１人１回接種費用の全額を補助するという。約7,500円くらいだと思うのですけれども、償還払いにて支払方法は行っております。しかし、日本小児科学会の見解では、予防効果の観点から計２回の接種が推奨されております。近隣の自治体を見ますと、沼田市、みなかみ町が１歳児と年長児の２回接種を助成しており、地域全体での安全性向上が進んでおります。おたふく風邪は、夜間期に重症化するケースもあり、妊婦が感染した場合には流産リスクが高まることも指摘されております。これらを踏まえ、中之条町でも１人２回接種への助成拡充を検討すべきと考えます。また、子育て政策のＰＲとしても効果が高く、若い世代の定住促進にも寄与すると考えますが、いかがでしょうか。町長の見解を伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おたふく風邪の予防接種についてのお尋ねでありますけれども、おたふく風邪予防接種費用助成の拡充につきましてお答えをさせていただきます。

町では、任意予防接種であるおたふく風邪予防接種を希望され、接種を受けられた方に対し、接種費用のうち１回分を全額補助しております。対象は、満１歳の誕生日から就学前までのお子さんとしており、令和７年度の実績は25人でございました。また、おたふく風邪ワクチンにつきましては、厚生労働省において、令和９年度から定期接種化に向けた検討が進められているものと承知をいたしております。

議員ご提案の助成拡充につきましては、定期接種化が実現した場合には国が定める対象年齢や接種期間等の範囲内において、公費で接種できることが基本になるものと承知をいたしております。一方で、具体的な対象範囲や経過措置等は今後国において決定となります。このため、町といたしましては、令和９年度の定期接種化までの間は当面現行の助成制度を継続し、国の決定内容が示され次第、住民のみなさんへの周知や実施体制の整備を進め、円滑に移行できるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）国のほうでその予算を検討しているということで、それは今、国待ちというお話だったと思います。国のほうから方針が示されましたら、しっかりと対応していただいて、なるべく２回接種できる方向で検討していたければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、道の駅たけやま「ぼうけん砦」撤去に伴う対応についてお伺いいたします。老朽化により安全確保が困難となったことから、今年度滑り台など一部を除く遊具の撤去が進められていると認識しております。以前地元議員からも新しい遊具の設置を強く要望する旨の質問が町長に寄せられたと記憶しております。また、事故防止のために立入禁止の措置をして以来、私の下にも町内外から多数の意見が寄せられております。半分以上は新しい遊具はどんな遊具を設置するのという質問のような意見が多いのですけれども、それほどまでにこの場所はいろんな方に愛されている場所なのだなと感じるところでございます。中之条町には、小さな子どもも安心して遊ばせられる大型遊具を備えた公園がほとんどございません。道の駅たけやまは、休日や大型連休に帰省した家族の思い出づくり、地域の憩いの場としても大きな役割を果たしてきました。この場所は希少な地域資源であり、世代間交流の場として整備し残すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）道の駅霊山たけやまのぼうけん砦のお尋ねをいただきました。

ご存じのように、道の駅霊山たけやまはたけやま館として平成８年度に竣工して以来、５月５日のこどもの日などに親都神社の大祭と重なり、大勢のお客様、特にお子様にお越しをいただいております。このようなことから、当時遊具の設置を求める声があり、平成12年度に今のぼうけん砦の

場所に遊具が設置をされました。野外の木製遊具でありますので、20年以上経過すると至るところで破損が確認され、修繕を何回か試みましたが、基礎部分の腐食が激しく、安全性が担保できなくなってしまい、本年度の当初予算におきまして、ぼうけん砦を解体させていただくこととなりました。

なお、滑り台につきましては、基礎がスチール製なので、引き続きご利用いただけるよう、来年度以降、現在の安全基準を満たす改修を予定いたしております。

一方で、近隣の道の駅を見ますと、議員ご指摘のとおり、最新の遊具や広場などの整備、それを目的にして子育て世代のご家庭が休日を中心に来場されていることは承知をいたしております。そのため、町といたしましても今後はぼうけん砦跡地やその下のこども館前の広場への遊具設置も含めた幅広い用途を今年度検討させていただき、施設整備を行っていきたいと考えておりますので、議員のほうからもいろいろご提案等ありましたら、お聞かせいただければ非常にありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）子育て支援に力を入れている外丸町長でございますけれども、もう一点お聞きしたいことがございます。これは、町長、そして教育長、お二人にお伺いしたいと思っております。

何かといいますと、学校給食のオーガニック導入というところでございます。有機野菜、有機食材の給食への導入というところをお伺いしたいと思っております。この質問は、６月の一般質問で同僚議員お二人が結構一生懸命やってくれたので、私は補足といいますか、追随質問というのですか、足りなかった部分というところで違う角度からちょっとお聞きしたいことがあるので、質問させていただければと思っております。まず、前回の答弁と重なってしまうかもしれないのですけれども、外丸町長、そして教育長、この給食の有機食材の導入ということについてどのようなお考えをお持ちかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）学校給食への無農薬食材導入についてというお尋ねで、以前も同僚議員からもお尋ねをいただきました。学校給食は、子どもたちの健やかな成長を支えるだけでなく、食を通じて地域の農業や自然環境、生産者の方々の思いを学ぶことができる重要な機会であると考えております。また、有機農業や無農薬農業は化学肥料や農薬の使用を抑え、環境への負担をできる限り低減する農業であり、持続可能な農業や地域づくりという観点からも意義のある取組だと考えております。

しかしながら、私ももともと農業者でありますが、今中之条も含めて、全国の農業、この方が安心安全な食材を提供しようという形の中で、みなさんが農業を営んでおります。特に日本という国は農薬とか基準が極めて厳しい。厳格な基準を持っております。昔と違いまして今は、農業は低農薬、減農薬、これによって、まず安全性をしっかり確保して、しかもこの中でおいしい野菜、お米

を提供しようというのが全国的な農業者の考え方で、その一方で今お話のあるオーガニック、低農薬、無農薬というのがありますが、無農薬ということになりますと、相当なコストがやっぱりかかりますし、食味も、食べるものも収量も減る、その食料を確保するということが非常に難しくなると、併せて例えば学校給食なんかによりますと、供給と需要というやつ、供給がまずできる状況が大変だと思うのです。そういう状況を見ながら、今日本の農業は低農薬、あるいは減農薬ということが主流になっておりますけれども、決してオーガニックを否定するわけではなくて、オーガニック農業というのもやっぱり研究する､これからも恐らくいろんな研究材料が出てくると思うのです。そういったことをやっぱりこれから農業も食料自給率が過去最低の37％でありますから、こういった食料自給率を上げるということもやっぱり農業者に関しては、みなさんに日本の食物を食べていただこうという努力をする中にあって、そういうふうに移行してくる状況はやはりこれからも研究する必要があると思うのですが、現状は需要と供給、それがなかなか難しいのかなというような状況というのはやっぱりあるのではないかというふうに、今農業者としてそんな考え方を持っております。やっぱりそれは安心安全な食というのはもう第一でありますから、そのへんは全国の農業者のみなさんの言葉を借りて言えば、我々は安心安全な食物をみなさんに提供しているのだという自負を持って農業を営んでおると思われますので、そのへんもご理解いただければと思います。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）それでは、教育長、お願いいたします。同じ質問です。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）町長の答弁と重なりますが、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達を支える重要な教育活動の一つであり、安全で安心な食材を使用するとともに、食を通じて食の大切さや生産者への感謝、地域の農業や食文化について学ぶ機会を提供することが重要であると考えております。学校給食に使用する食材については、毎日一定量を安定して確保する必要があることから、無農薬、有機栽培の食材を導入するためには、生産量や供給時期、価格、品質、納入体制など、様々な課題について検討する必要があります。

本町の学校給食においては、町内の農産物を取り入れる地産地消の取組を進めております。無農薬、有機栽培に取り組む町内生産者の方々がいらっしゃれば、そうした生産者との連携を図りながら、給食に活用できる品目や数量について協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）町長、そして教育長、見解ありがとうございました。今町長、教育長、共通の認識でいらっしゃるのかなと考えております。需要と供給のバランスがまだうまくいっていないということで、これからやはり供給する側、生産者、作り手の数を増やしていかないと、この問題はどうにも先に進まないのかなというところは６月の一般質問での答弁にもあったと思うのですけれど

も、私もそのとおりだと思っております。さらに、町長も申し上げておりましたように、今低農薬で一生懸命農家さんがおいしいお米づくりをされております。特に花ゆかり、当町のブランド米ですけれども、そういったところは本当にこれからどんどん、どんどん、本当でしたら後継者をつくって増やしていけばいいのかなと、私も考えているところでございます。アルファ米とかそういうのは本当にもったいないと、そのまま炊いて食べるのが一番いいかななんて思っているところなのですけれども。しかしながら、１点だけ、私のほうも調べさせていただいたところ、ちょっと心配なデータといいますか、が出てきたところなので、今回あえて質問させていただくということでございます。先ほどから少しお話出ています農薬のお話でございますけれども、この国の基準値というところが対象になっているのが成人というところがあるということで、子どもが同様の摂取をすると若干影響が出やすいという研究結果が出てきたということでございます。というところで、無農薬野菜を摂取すると､体の中で摂取したものが薄まるというような効果も出てくるということで、もし多少でも農薬というところが入った野菜を食べた、観光栽培とかで作られた野菜を食べた後に無農薬野菜とかを摂取するだけでもそれが緩和されるというデータも併せて出てきているというお話もあったようにございます。といったところで、少しでも子育てに力を置いている当町といたしましては、子どもたちの負の要素を消して、幸せに、元気に育っていってほしいというところを祈念いたしまして、今回の質問に至ったわけでございます。本当にこれまでの国の基準というところは、それで詳しい基準がもちろんありまして、これからというところはいろんな研究も進んでいるわけで、それに対する農家さんの技術、そして薬品の使用というところもこれからだんだん研究されていって進んでいくことなのかなと思います。特に、このオーガニックというところはとても若者世代が今興味を示している分野でございます。

先日高崎のたまごホールという社会福祉協議会が入っている施設なのですけれども、そこでオーガニックの、今とても人気のと言ったらいいのですか、とても関心というか、菌ちゃん農法という無農薬を使った農法をやっている先生がいらっしゃって、その講演会みたいのがあったのです。有料だったのです。大人2,000円、子どもが半額の1,000円だったか、そういったところでそういった有料の講演会ですら、親子で参加されたりして、200人の会場は満杯だったり、そういったところで興味が本当に町民､国民のみなさんもどんどん上がってきているというところがあるところですが、オーガニック、無農薬野菜を食べたいと思ってもやっぱり物がないというところが今の現状だと思います。そういったところで今後の課題というところで、その生産者を増やしていく政策というのが必要なのではないかなと私は思っております。この点については、一番最後のところで質問させていただこうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

今回、ここでは１つ大阪府の泉大津市の事例をちょっと紹介させていただいて終わりにしようかなと思っています。大阪府の泉大津市では、全国初ということなのですけれども、マタニティ応援プロジェクトという取組を行っております。これは無農薬米ではないのですけれども、無洗米で化

学肥料や農薬を50％削減した特別栽培米という形で、そのお米を10キロ、お子さんを授かった妊婦の方にプレゼントするという、そういったプロジェクトでございます。子育てはやっぱりおなかの中から始まるということで、そういった取組をやってございます。そのお米は、大阪市ではなかなかお米というのは取れないところでございますので、高知県だったり、近隣の和歌山県だったりというところの特別栽培米、50％化学肥料をオフしたという、頑張って。低農薬米とはちょっとまた違う規格なのかもしれませんけれども、そういったお米をプレゼントするという企画をしております。そこの泉大津市は、小中学校、保育園、幼稚園、こども園では、有機米を給食に使っているということで、たぶん一番日本で最先端のオーガニックを給食に取り入れているところなのかなというところでございます。日本全国それができればいいにこしたことはないのですけれども、先ほどからおっしゃっているように、やっぱりまだ生産量もなくて、そこには追いつかないということでございますので、最初に戻りますけれども、これは紹介だけということで、今後……

○町長（外丸茂樹）答弁しますか。

○６番（佐藤力也）答弁要らないです。

○町長（外丸茂樹）いいですか。

○６番（佐藤力也）いいです。今後生産者の体制が整ったら、そういったところに当町も向かっていければいいのかなと思っていますので、今回はここまででこの後もまだあるので、終わらないと困るので、すみません、答弁は結構です。

続いて質問したいと思います。よろしいですか。

○議長（安原賢一）はい。

○６番（佐藤力也）そのまま続けてで。そうしましたら、次の観光、商工分野について質問させていただこうと思いますが。中之条ガーデンズの運営というところにおいては、先ほど町長が冒頭の答弁のところで、大分細かくお話しいただいたし、関美香議員の質問でも大分細かく答えていらっしゃったので、ここは割愛させていただこうかなと思います。運営の黒字化というか、健全化という部分では駐車場の確保ですとか、または先ほど関議員がやっていたペットと一緒に入るという、入場できるというようなところだったり、あとは入場券を買わなくても売店と食堂に入れるという、そういった取組も提案させていただいて、ちょっと時間はかかりましたけれども、そこに向かって、今動き始めて、いいならやっているのかなと感じております。売店の方に聞いても、「そのおかげで大分お客さんが増えたのではないか」といったような声も聞いておりますので、一生懸命職員のみなさんもご尽力なさって、そういったところに行かれているのかなと感じておるところでございます。ということで、ガーデンについては割愛をされていただこうと思います。

次の四万温泉協会の要望への対応というところに移っていきたいと思います。四万温泉協会からは毎年要望書が町長の下に提出されていると認識しております。私の一般質問や委員会で繰り返し提案、要望、確認をしてきました。特に今問題となっている３つの項目、先ほどちょっとお話出ま

したけれども、四万が遊歩道整備による新たな観光スポット創出、そしてビエンナーレ等、イベントのときには桐の木平河川敷に駐車場とかいっぱいになって、渋滞になって、お客様から大変なクレームが出ております。そこの駐車場の有料化の問題ですとか、町営温泉施設の清流の湯、度重なる休業、修理、改修による休業で町民の方も大丈夫なのかというような声もあったりもしました。この３つについて、今後の町長の取り組み方について少しお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）毎年毎年12月頃になりますと、いろんな団体から要望書が届けられます。四万温泉協会も12月頃になりますと、要望という形で毎年いただいております。四万温泉協会の要望につきましては、全ての要望にお応えすることは難しいことから、優先順位をつけさせていただき、当初予算等に計上させていただいております。

まず、駐車場の有料化につきましては、具体的には桐の木平河川駐車場の有料化についてでありますが、観光客の利便性や地域への影響、管理、運営方法などを踏まえ、関係者と協議しながら、その必要性や実施方法については検討させていただきたいと考えております。いずれにいたしましても四万温泉協会の考え方についてもしっかりお聞きしてからというふうに考えております。

次に、新たなる観光スポットの整備につきまして、これにつきましては、四万温泉が有する自然や温泉、景観などの地域資源を生かし、滞在期間の延長や周遊促進につながる取組について、温泉協会を始め､地域のみなさんと連携しながら検討してまいります｡既に要望箇所の測量成果を基に、四万温泉協会とは調整が始まっております。

清流の湯につきましては、平成８年度の開設から30年を迎え、施設の老朽化への対応が課題となっております。今後の施設の在り方について、利用状況や維持管理費、四万温泉全体における役割などを総合的に検証し、必要な対応を検討してまいります。令和６年度から３年間をかけ、主要な改修工事は実施をさせていただきました。その間温泉を利用される方々には利用制限がかかり、本当にご不便をおかけしておりますが、計画的な施設改善を実施し、施設の継続使用に対する対策を順次行ってまいりたいと思っております。この清流の湯がオープンしたときは、たまたま私39歳でしたか、議員になったときだったと思うのですが、それからもう既に30年を経過して、あの当時は四万清流の湯は全国に先駆けて日帰り温泉の先進的な事例として中之条町で設置をさせていただいたと思っております。以来、それが非常に四万温泉、あるいは中之条町にとっても観光の一つの施設だというふうに、本当に源泉からお湯をいただいている源泉所有者の方にも本当にご協力いただいていると、本当に感謝いたしております。ただ、やはり30年ということでございますので、人の確保が難しくなってきたり、スタッフ、それからその維持管理が大変になってくると、でもあれは中之条町、四万温泉にとっては有効な観光施設だと思っておりますが、これからその施設の維持管理については、温泉協会ともやはり相談をさせていただきながら進めていくことが必要ではないか

なというふうに考えております。

以上、四万温泉については答弁とさせていただきます。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）答弁ありがとうございます。私も運営協議会に携わっておりますので、中身のことは分かっているつもりでございます。最初にもお話しさせていただきましたし、町長からも答弁いただきましたが、やはり大きな事業が残っているというところで、本来ですと大規模リニューアルというところにも手をつけたいところではございますが、なかなかそこへ行けないという部分も、歯がゆいところもあるのかなというように感じているところでございます。また、転機が来ましたら、機会がありましたら、そういったところもご検討いただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、中之条町商工会からの要望への対応についてお伺いをいたします。これ１つは事業継続補助金の拡充ということでございます。中之条町商工会からも要望は毎年出されていると承知しております。その中で、事業継続補助金の対象者というところが消費規模事業者のみということでうたっております。この小規模事業者の枠を緩和して増やしていただきたいというのが、端的に言うと、そういうことが商工会からの要望でございます。人手不足の中、賃上げによる負担増で経営が厳しい事業者が増えております。町として、守るべき業者も少なくないと感じます。ぜひ見直しをお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの四万温泉協会と同様、商工会からもやはりご要望を毎年いただいております。中之条町商工会の全ての要望にお応えはやはりできませんので、優先順位をつけさせていただき、当初予算等に計上させていただいているところでありますけれども、事業継続補助金の拡充につきましては、町の単独事業であります。物価高騰や人手不足など、町内事業者を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、事業者のニーズやこれまでの利用実績を検証しながら、より効果的な支援制度となるよう検討してまいります。

次に、補助金交付事業者の事後調査につきましては、町内事業者の事業継続を支援することを目的とした支援施策でありますので、申請及び請求時の確認をもって確定としております。制度本来の目的は一定程度達成しているものと考えております。

一方で、本補助事業が事業継続や経営改善、地域経済の活性化にどのような効果をもたらしたのかを把握することも重要であると考えております。今後は、関係団体や事業者に過度な負担とならない範囲で事後の状況把握を行い、より効率的な事業者支援につなげてまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）答弁ありがとうございます。まだ後半の部分は質問していないのに答えていただ

いて、ありがとうございます。通告には載せてあったので、たぶんそれでお答えいただいたのだと思うのですけれども、町民の方から補助金で購入したエアコンとかそういったところがちゃんとそこで機能されているのかというようなご質問いただいて、それを確認というところをちょっとご質問させていただこうと思ったところでございます。町長が先に答弁していただいたので、そういうことでこれからやっていただくということでよろしくお願いいたします。商工会の要望について、補助金の拡充については以上とさせていただきます。

続きまして、農業分野についての質問を最後に、60分以上となりましたけれども、させていただこうと思います。この農業者支援、先ほど町長も言っておりました日本国における食料自給率37%、阿倍政権のときに45%まで上げると言って、全然上がらないでいる状況でございます。実際に37%といっても飼料はほぼほぼ100%輸入で、種子も80%の輸入ということ、そしてエネルギー自給率とかも考えますと、そこまで本当にあるのかなと、10%ぐらいかもしれないというような話も出ているほどでございます。そういったところ、やっぱり農家さん、農業の１次産業をどうやってこれからやっていくかということは、国にとっても、むしろ町にとっても非常に大事なことかなと考えております。お米農家さんの数、2005年には174万経営体あったところが2024年には49万経営体に減り、そして国の計算ですと、2030年には23万経営体に減ってしまうだろうというところが出ております。こういったところをしっかりと国民のみんなで意識を持って、農家、非常に大事だよね、やっていかなければ駄目だよねというところをしていかないと、本当に国防とまで今言われている農業ですから、鎖国になって、海外から物が入らなかったら、６割の人が飢え死にしてしまうよという極端な話ですけれども、そんなことも言われるような時代になってまいりました。

そこでお伺いいたします。農業者支援について、これまでの町の取組についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農業支援ということですので、ちょっと答弁が長くなるかもしれませんけれども、お許しをいただきたいと思います。今後の取組における農業支援につきましては、その守備範囲は広く、大きく区分すると、人への支援と生産基盤への支援となると考えております。まず、人への支援といたしましては、廃ビニール対応、産地確立、おいしいお米づくりといった各種事業や果樹研、米研、花ブランド協議会、郡牛共進会といった各農業団体の補助をさせていただき、そこに関係する人たちへ支援をさせていただきたいと考えております。

また、担い手対策といたしましては、認定農業者確保や新規就農者支援、都市高校生との交流事業、中之条マルシェ、小規模農業者等支援補助といった農業者、あるいは将来の担い手への直接機関支援も必要であると考えております。

次に、生産基盤である支援でありますが、農用地利用集積、中山間地直接支払、多面的機能支払、小規模土地改良事業といった営農継続のための施策や農道整備への交付金支払いや補助金交付を進めさせていただきたいと考えております。今佐藤議員からお話ございました農業がここ２、３年、

中之条の農業者も含めて、極めて米をはじめとする野菜が農業者には本当に不安な状況であります。言うまでもなく、昨年はあの高騰の中で、日本国には在庫がないと、お米が、それがここに入って、過去最高の二百八十数万トンの民間から含めた在庫があると、農業者にとっては１年でこのように状況が変わるということは不安で、テレビを見ていますと、廃業した農家もここ数日ありました。お米問屋も破綻をしているところもあります。食べることがまず食べられないと、一番大切なことだと思うのです。日本国は、長年農耕民族として育ってきたという長い歴史がありますから、そういった状況において、今農業者の方が一生懸命取り組んでいらっしゃるところに、先ほどのお米の話をしますと、お米づくり研究会も特栽米がございます、中之条町には。この特栽米は基準に沿った農薬の基準を高めて、ほかの米と違った特栽米として、やはり販売をいたしております。農家もしっかり誇りを持って、安心したおいしいお米、野菜を提供しようという努力をしておりますけれども、いかにしろこの農業問題が全国的にどう中之条町に大きな影響を与えております。これがもし農業者がどんどん、どんどん衰退してしまいますと、これは環境整備も大きな影響があります。農家がいなくなければ、環境破壊になりますから、農業が持っている、田んぼはミニダムという役目を持っていますから、環境保全という役割もなくなってしまいます。ですので、我々はここに暮らす以上、いろんな産業が大切でありますけれども、やっぱりその産業の持っている重要性というのをこれからもしっかり考えた中で、例えば農業分野にすれば、それを支援していただき、例えばおじいちゃん、おばあちゃんの農家でも嫌にならずに頑張っていただけるように、小規模農家の補助金もつくらせていただきました。認定農業者の方々も大変被害が高いということで、少し額を上げさせていただきました。ぜひ中之条町の農業を守っていただいて、ここにおいでになる移住者の方もそうです。観光客の方もそうです。住んでいる方、ましてやそうだと思うのです。そういうことを考えると農業に対する、観光もそうですけれども、農業に限って言えば、そういった支援をこれからも、時間はかかりますが、引き続き引き続き国の状況を見ながら、環境状況を見ながら、天候状況を見ながら考えていく必要があるのだろうというふうに思っております。ちょっと長くなりました。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）たぶんもっともっと長く話したかったのだと思いますけれども、すみません、時間が３分しかないので、ありがとうございます。

この後クマ対策、農業担い手受入協議会について、有機農業支援についてという３項目ありますが、クマ対策については関美香議員がしっかりとやっていただいたので、割愛をさせていただければと思います。ほぼほぼかぶっておりますので、よろしくお願いいたします。

農業担い手受入協議会についてというところなのですが、先ほどの続きという形になってしまうのですが、有機農業の支援についてというところで、１点、ここをちょっと提案させていただいて、もし時間があれば、そのまま戻って受入協議会についてやりたいなと思っております。

有機農家の支援についてというところで、有機農家、これは正式には有機ＪＡＳ認証を受けた生産工程管理者ということでございます。承認取得のハードルが以前より下がっているということも少しあるのですけれども、やはりハードルが高い部分がございます。そこで、この有機ＪＡＳ認証取得費というところの補助というところを町にお願いしたいなと思っているところでございます。今現在この支援というところは、国の補助金では有機ＪＡＳ認証取得等支援事業というところと、県では環境負荷軽減支援循環型農業推進モデル事業という２つがございます。そこに町の単独事業としまして、10万円から20万円の補助を加えていただきますと、ほぼほぼゼロ円で認定を受ける費用が賄えるということでございます。今全国各地でこういった取組をしている自治体も増えてきておりますので、先ほどの話戻りますが、まずは生産者を増やすことが大事ということですので、こういった補助を、町長に考えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今有機農業、それからオーガニックのお話でありますけれども、これにつきましては、お調べになってご質問されていたので、あまりくどくは申しませんが、今ＪＡＳ資格を取らなければならないということであります。それは、やっぱり数年、その基準に合った規格を取らないと、やっぱり有機農業ができない。でありますので、簡単に言いますと、そういう農家がこれから出てくるのだと思うのです。ただ、やっぱり中之条町の農業者にとって、その有機農業に踏み込んでいく、そういう考え方を持っている方がどういう考え方を持っているか、まず作る側、供給する側の考え方もやっぱり聞かなければならない。そして、もちろん食べる方の話も聞かなければなりませんけれども、有機農業については、やっぱりこれからどんどん、どんどん進むのであろうと思いますが、現時点では中之条町どのぐらいいるかというのも把握したいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）６番、佐藤さん

○６番（佐藤力也）ちょっと１点、時間切れでできませんが、言いたいことの90％は質問できたので、答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（安原賢一）次に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。４番、割田さん

○４番（割田三喜男）みなさん、こんにちは。本日傍聴にお越しくださいました多くのみなさま、ありがとうございます。二元代表制であります町長、執行部と議員、議会が緊張感を持ちながらもお互いを尊重し、議論を尽くすことでよりよい町づくりに尽力していきたいと思います。本日は、地域課題に関して、３項目の質問をさせていただきます。

それでは、議長から許可をいただきましたので、通告に基づき進めさせていただきます。

まず、１の共創のまちづくりについて質問させていただきます。この共創のまちづくりについて

は何度か質問させていただきましたが、今回も引き続き深掘りしてお伺いいたしたいと思います。日本の農山村では、都市に先駆けて少子高齢化と人口減少が進行しており、特に山間地域では2045年までに人口が半減されると予測されています。中之条町においても特に周辺部の我が伊参地区では高齢化率が既に約55％となり、人口もどんどん減ってきており、集落の維持が困難となってきております。また、土地利用や自然管理能力の低下が問題となっております。そこで、（１）といたしまして、本町の農山村の地域づくりについて、基本的な理念と将来ビジョンをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、割田三喜男議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町の農山村地域づくりにつきましては、豊かな自然と地域に培われたつながりを守り、生かすことが基本でありまして、町民、事業者、団体、行政が役割を分かち合い、共に地域の未来を創ることを大切にしていきたいと考えております。当町の総合計画における目指す将来像は、「ここで暮らす幸せ、なかのじょう」であります。

高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大など、地域の持続性に関わる重要な課題でありますが、地域の実情を丁寧に受け止め、自然、景観、歴史、文化を守りながら、今の世代と未来の世代が共に暮らしてよかったと感じられる地域を目指してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございます。ご答弁いただきましたように、高齢化や担い手不足、耕作放棄地の拡大などは地域の持続性に係る重要な大きな問題でございます。

先日、ある方から電話をいただきました。地元の町道等の道の草刈をしているが、高齢化、そして人足が激減して大変である、以前は田畑の周辺は所有者が一緒に買ってくれたが、耕作放棄地なり、逆に道に草が張り出している、草刈りの労力が４倍も５倍にもなっている、地域の大変な問題、深刻であるということでございます。「何とかならないか」ともおっしゃっておりました。農山村の在り方は、次の要素を総合的に進めていくことが重要かと思います。まず、１つ目として、高齢化、人口減少の対応策の強化、２つ目として地域コミュニティーの再生と住民自治の推進、特に住民の意思と責任に基づき取り組むことが重要だと思います。

３つ目として、自然環境の持続可能な管理と伝統的知恵の活用が必要かなと思います。農山村は、単なる人口維持ではなく、地域の魅力や価値を再評価し、持続可能な社会を形成する方向へ進むことが期待されていますが、大変難しいことだと思っております。

次に、（２）の質問に移らせていただきます。令和５年６月議会で、農山村の地域づくりの指標として質問させていただきました。農村型地域運営組織、略して農村ＲＭＯと申しますが、について、その後の取組や検討状況をお伺いしたいと思います。当時答弁いただきました内容をお話しします。

農業分野にかかわらず、医療や福祉、交通や通信、商業、観光、教育や文化等の地域に存在する組織や団体を横につなげて、面的な視点に立った取組を行政と住民で形づくっていくことが求められており、簡単にできるものではないと考えておりますので、役場の各部署の取組を効果的につなげ、協力社員、農業、そして中之条町を維持、発展する取組を行ってまいりたいと考えておりますとの答弁です。このご答弁いただいた（２）としまして、農村型地域運営組織の推進に当たり、役場の各部署が縦割りを排除し、効果的に連携、協力して、農業と地域社会を維持、発展させる取組をどのように進めてきたかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）農村型地域運営組織の推進につきまして、その事業性は深く認識しているところであります。農村型地域運営組織は、議員ご認識のとおり、行政が形だけ整えて進めるものではございません。地域課題の解決に向けた地域のみなさんの主体的な取組を尊重し、行政として必要な支援を行っていくことが必要であります。

一方で、現時点では農村型地域運営組織を対象とした庁内横断体制は構築しておりませんので、縦割りを排除した取組が十分であるとは言えない状況であるかもしれませんが、これまでも庁内の各部署におきまして、農地、移住、観光、地域活動などの分野で連携してきております。

６月の定例議会にも「共創のまちづくりについて」の答弁と一部重複しますけれども、農村型地域運営組織の推進に限らず、今後も地域の自主性と創意工夫を尊重しつつ、共創による段階に応じた伴走支援を行い、併せて庁内横断的な支援体制の整備を進めてまいりたいと考えております。特に割田議員お住まいの伊参地区におきましては、いさまの家プロジェクト、これが非常に先進的にしていただいておりますけれども、やはりそういった地域の事情をしっかり我々もお聞きして、その地域が主体となって、そこを行政が必要な支援をしていく、こういうことが必要でありますし、今役場の中も確かに縦割りで、横のつながりがあって、議員もおっしゃいましたけれども、職員の間ではやはり情報共有をして、建設課に来た話、農林課に来た話、あるいはいろんなところに来た話については、これはこうだよという話は連携を少しでも取るようにさせていただいて、地域のみなさんのそういうことについては丁寧に進めていこうという私の考え方を持って、みなさん、職員も一生懸命やっていただいておりますので、ぜひこれからもご支援いただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁いただきまして、ありがとうございます。昨年度、農地の地域計画は策定されましたが、これを端緒に地域の総合計画といいますか、地域づくり計画をつくる必要があるかなと思っていましたが、やっぱり縦割り行政の意識が強いと進まないかと思ったところであります。地域では、生活やあらゆる面、ありとあらゆること、多機能でございます。今後も関係各課、横の連携を取っていただいて、地域の課題にご対応をよろしくお願いいたします。

次の（３）の質問に移ります。集落の限界化は、先ほど伊参地域では集落の維持が困難となってきていると申し上げました。集落が限界するプロセスには、「むらおこし」、「むらのこし」、「むらおさめ」、「むらみつめ」の４段階になると思います。この段階における集落の変化と住民の反応は次の点だと思います。まず、第１といたしまして、過疎化が進行する初期段階は、集落の環境の急激な変化に動揺する、２としまして、人口減少への抵抗、むらおこし事業の期待、３といたしまして、過疎対策や「むらおこし」の効果が出ないと諦めた、伊参地域の住民はいろんな方々と話しているのですが、もうむらおこし無理ではないかということで、静かに終活を迎えたいという諦めを持った人が多くなったと思っております。

続きまして、４、長年暮らしてきた地を失う、自らの存在感や役割を失うアイデンティティーの喪失、そして質問通告にあります変容的受容、これは集落の物理的消滅という喪失を前提としながらも、それを終わりとみなすのではなく、記憶や物語など、新しい意味を編み直そうとする段階です。言い換えれば、尊厳ある集落の終活、そこで（３）といたしまして、集落の縮小という厳しい現実を前提とした上で、変容的受容、撤退学の視点等について、町の考え方を具体的にお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今お尋ねの「むらおこし」から「むらのこし」、そして「むらおさめ」から「むらみつめ」というようなお話をいただきました。

集落の縮小ということは、人口減少と高齢化が進む中で直視すべき現実であると認識をいたしております。全ての集落で従来と同じ水準の機能やサービスを維持することは極めて困難となってきております。町といたしましては、縮小を単なる衰退として受け止めるのではなく、住民の安全と暮らしを守りながら、地域の在り方を再構築する課題であると捉えております。地域の実情と将来見通しを共有し、優先順位をつけて検討してまいりますが、その際行政が一方的に決めつけるのではなく、住民のみなさんと共に考え、維持すべき機能は広域的な連携や代替手段を確保してまいりたいと考えております。

一方で、維持が困難な施設や事業につきましては、再編や有効活用等を避けずに検討していかなければならないことがありますので、厳しい判断を先送りしないことが町としての覚悟であると考えております。

割田議員がお住まいの伊参地区のある集落を、この間１人で半日、どんな状況か、獣の状況はどうかというのを自分で軽トラに乗りながら、小半日歩いてみました。そこで、集落が今まで13軒ぐらいあったのだけれども、町長、８軒しかないよと、よく見に来てくれたと、お年寄りに喜んでいただいて、いろんな話を聞かせた中において、でもここでずっと住んでいたいのだよという、本当にお年寄りのそういう気持ちを聞いたときに、やっぱり行政としても全部が全部できない分でもそういう自分たちのふるさとに愛情を持っている、そういうお年寄りの考えを大切にしていかなけれ

ばならないと、改めて感じました。確かに13軒が８軒になってしまいましたから、住んでいる方は恐らく半分ぐらいになったと思います。いるのは、町長、あれだ、クマとサルとイノシシぐらいというお話も聞きました。でも、それでも安全に暮らしていこう、田んぼも作っておりました。「いや、一生懸命草刈りしているね」と言ったら、「いや、それでもおらが村だから、おらが地域だから、俺らが何とか一生懸命やるから、何か応援するときは頼むわね」というお声をいただきました。これはやっぱり自分の心の中にしっかり収めておいて、そういうことがあったら、全部が全部はできないということはご承知だと思うので、できることをやっぱりその地域の実情に応じたところに支援をしていくのだという気持ちはやっぱり行政として大切ではないかと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございました。そして、地域、つぶさに実情を回っていただきまして、誠にありがとうございます。

国では、小さな拠点づくりとか集落ネットワーク圏形成支援事業等によって、過疎地域における集落の再編、再生を、またコンパクトシティにおける人口集積、維持によるインフラ整備など、行政経費を縮減していく政策を推進しています。要は集落移転などを伴うデリケートなものでありますが、将来のモジュール化にも備える必要があるかなと思っております。

また、人口50人以下で高齢化率50％以上になるとすると、集落の機能維持は困難となっていくとされております。集落の維持、そして消滅という行政や地域だけではとても対応し切れない、どうしたらいいか分からないと思います。

ところで、６月27日に全国町村会中山間地域フォーラムの共催の中山間地フォーラム設立20周年記念全国町村会都市・農山漁村共創社会創造シンポジウムというのがありました。そこで、岡山県の美咲町の人口減少時代のまちづくり、小規模多機能自治の取組の事例発表がありました。その中で、中間支援組織の重要性を強くされておりました。その中間支援組織は、ＮＰＯ法人みんなの集落研究所です。先ほど集落の終活、「むらおさめ」に対して、知見が豊富な中間支援組織は、群馬県の前の財政課長でいらっしゃいまして、総務省に戻られましたＮＰＯ法人ムラツムギの田中代表であります。前回、前々回に小規模多能自治の導入のための中間支援組織の重要性は認識していただいていると答弁をいただきました。ただ、時間軸は不明でありましたし、高齢化、人口減少、そして小規模家族化が急激に進む現状の集落の維持の対策を考えるのは急務だと思います。

そこで、（４）といたしまして、住民主体の新しい地域をつくるため、行政と地域をつなぐ中間支援組織（機能）が重要としていますが、その具体的なスケジュールと人材育成はどうかお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）３月、６月定例会議で答弁いたしましたとおり、中間支援組織の重要性は強く認

識をいたしております。

一方で、組織の設置と人材の育成、確保は容易ではない課題でございます。地域からの相談や要請を受け止める体制を検討し、整えている状況でございます。

中間支援組織とのその人材は、単に行政事務を受託するものだけでなく、行政、地域、住民等の間にある情報や資源､意思決定の隔たりをつなぐ役割を担っております｡地域が自ら課題を整理し、解決に向けて継続的に取り組める状態をつくることが重要であると考えておりますので、地域に必要な中間支援機能を地域の実情に即して設計する必要があり、地域によってその運営主体、財源、権限を持続可能な形で組み立てることも必要となります。町が組織形態や時期を先に定めることは適切ではないと考えており、地域にまず寄り添った行政の伴走支援を行い、その上で地域ごとの合意形成を図り、取組の工程を支援してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）すみません。ご答弁いただきまして、誠にありがとうございます。むらじまい、集落の終活は、取組が事後にならないように、そしてモジュール化の備えも必要と思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に移ってもよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）いいよ、行ってしまって。

○４番（割田三喜男）次に移らせていただきます。

先日、７月22日に町福祉課と社会福祉協議会が主催した中之条町生活支援介護サービス提供主体協議体、第１層協議体の会議がありました。各地区の第２層協議体の代表者が出席され、現状を話されていました。この協議体は、平成29年に町主導で開始されたわけでありますが、各地区とも今行き詰まっていると感じた次第でございます。

６月議会一般質問でもお話ししましたが、再度お話しします。伊参地域では、生活支援体制整備事業の第２層協議体、美しい村伊参おたすけ隊があります。この事業内容としては、草刈り等、困っている人がいたらお手伝いできる人を派遣し、有償ボランティアでサービスを提供して支える仕組みです。これが９年経過しますが、本格運用はされていません。いつまでも構想の同じ話だと、地域から批判されています。他の地区も居場所づくり、サロンなどを実施していますが、進まない要因として、各地域の地域づくり計画書がない、地域での福祉生活支援の拠点がない、地域ではありとあらゆることも多機能が必要であるが、常設事務局もない、組織化もされていない、新たにニーズとして移送支援、移動サービスの意見が出されたが、この仕組みも検討が進んでいないということです。数の手当ても不十分であるという意見がございました。

そこで、（５）の各地域で生活支援体制整備など、多機能型拠点の整備は急務である中、地域の総合計画、地域づくり計画、地域の拠点施設、組織体制及び活動財源の手当てが不十分であるという

意見がありましたので、今後の具体的な整備工程はどうか。前回も答弁いただきましたが、時間軸を含め、できましたら、より具体的な答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）６月の答弁及び先ほどの質問の答弁と重なりますけれども、進め方につきまして申し上げますと、地域の実情に応じたオーダーメードの支援を基本としてまいります。具体的には、人口規模や高齢化の状況、集落の地理条件、既存団体の活動状況、担い手の層、課題の優先順位は、地域ごとに大きく異なりますから、拠点につきましては、一律の整備ではなく、地域ごとに必要な機能を整理した上で、地域の実情に即した支援策を充実させてまいりたいと考えております。組織体制につきましても、先ほどの中間支援組織の答弁と同様に、地域ごとに合意形成を図り、取組の工程を支援させていただきたいと思っております。

財源の手当てにつきましては、行政区活動補助金や新設させていただいた地域クリーン作戦補助金、支障木伐採補助金などの地域に寄り添った財源の手当ては継続してまいります。

また、地域における新たな拠点整備、組織体制の構築につきましても、補助事業の活用が可能な場合もありますので、地域共創課による伴走支援も行っておりますので、ご相談をいただければと思っております。

今後も住み慣れた地域で暮らし続けられる支え合いの仕組みを構築してまいりたいと考えておりますので、ぜひ割田議員からもいろいろな角度からご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）すみません。ご答弁ありがとうございます。人口減少時代の実体運営は行政だけでは遂行できません。前回の答弁にもありましたとおり、官民共創でまちづくりをしていくことが求められると思います。この中で、自治の空白をどのように埋めていくかが課題だと思います。自治の空白とは、財政の悪化や人員不足により行政サービスが低下していく、人口減少、高齢化により地域の担い手も減少していくということだと思います。要は行政でも住民でもカバーできないこととか困り事が増えている状態です。この自治の空白をいかに埋めるかがポイントになると思います。自治を拡大する方策として、集落自治を拡大する、そのために住民の力を結集することがポイントとなると思います。また、技術活用、効率化することも重要です。住民の力を結集するにはかねてから主張している地域運営組織、地域づくり協定の設立が必要と強く思っております。

総務省では、この地域運営組織の設立を推進しております。総務省主催の地域運営組織全国セミナー2026が来週、９月10日に高崎市内のホテルであります。町の職員も参加されると思いますが、自分も参加予定です。当日は、中間支援組織として深い知見があり、全国的にも有名なＮＰＯ法人いわて地域づくり活動センター常務理事の若菜千穂さんの基調講演があり、楽しみにしております。県内でいち早く小規模多機能自治に取り組んでいる富岡市が事例発表予定です。富岡市は、公民館

から地域づくりセンターへと新たな機能を付け加えて、この令和６年４月に転換しました。この各センターに集落支援員と生活コーディネーターは配置しております。

ちょっと話は変わりますが、最後の話になりますが、自分の共創のまちづくりの一般質問を議会のホームページで御覧になった方から電話がありました。中之条町の共創のまちづくりを見ると、イベント型や特定テーマ型の団体との事業を行いたい、それも重要だが、住民共助を推進した住民自治も必要だと思うということでございます。仕組み、制度をつくり、財源を手当てするのは行政の役割だと思います。新しい地域をつくるために、地域に寄り添った伴走支援が必要ですので、よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。再開は１時とします。

（休憩　　自午後零時０７分　至午後１時００分）

○議長（安原賢一）再開します。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　発言の訂正

○議長（安原賢一）先ほどの一般質問の中で、６番、佐藤議員の答弁にちょっと誤りがあったということで、町長から。

○町長(外丸茂樹)先ほどの佐藤議員のお答えに群馬リハビリテーション病院の移転に関しましては、昨年度という説明をさせていただきましたが、これは令和６年12月ということですので、ご訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）それでは、一般質問を再開します。

４番、割田さん

○４番（割田三喜男）すみません。先ほど１の項目では12時過ぎまで引っ張ってしまいまして、申し訳ありません。

続いて、２の地域公共交通計画について質問いたします。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これは平成19年制定なのですが、この第５条において、この計画の作成は努力義務となっていますが、中之条町においては、本年５月に初めて作成されたところであります。アンケート調査の結果を受けて、中之条町では自動車を運転できない人でも移動できるような町づくりを進めると同時に、将来に向けて、高齢者等が自分で自動車運転ができなくなっても安心できるようなまちづくりを目指しますとあります。この点を中心に質問させていただきます。

まず、この全体を通して、（１）といたしまして、本年５月に新たに策定された中之条町地域公共交通計画における主な特徴は何かをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本年５月に策定をいたしました中之条町地域公共交通計画につきましては、令和

８年度から12年度までの５か年間を計画期間とし、中之条町全域を対象としております。本計画は、人口減少、少子高齢化の進行、社会経済状況の変化に伴う公共交通の確保や利用者の減少による採算性の困難化といった背景を踏まえ、町民ニーズのアンケートにより把握し、利用しやすく、町民のみなさんの日常生活を支え、地域の活性化に資する持続可能な公共交通網の構築を目指すものとして策定をいたしました。

４つの基本目標を、将来に向けて公共交通を支援します、将来に向けて高齢者等の移動手段の確保に努めます、通学手段の確保に努めます、観光客の乗り物プラスを考えますと定め、現在ある公共交通を維持しつつ、将来に向けて新たな交通手段を調査研究するといった内容になってございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁いただきまして、ありがとうございます。急激な少子高齢、人口減少、小家族化により、中之条町はもとより、日本全体でこれまでなかった時代を迎えてきていると思います。特に、団塊の世代が2030年に80歳を超えてきます。運転免許の返納や利用支援、介護度も上がってきます。

そこで、（２）といたしまして、既存の公共交通の概念にとらわれない本町における新たな移動手段の導入見込みはどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本年策定いたしました中之条町地域公共交通計画に基づき、既存の公共交通の維持、改善に加え、将来を見据えた新たな移動手段の導入につきましても検討を進めてまいります。これは、変化する社会情勢や町民、観光客のみなさんの多様なニーズに対応し、より持続可能で利便性の高い地域公共交通システムを構築するために不可欠であると考えているためでございます。

直近では、展示会におきまして、次世代型の車両に試乗するなど、随時情報収集にも努めており、現状にとらわれない方策を引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございます。本年２月25日に、町と社会福祉協議会で主催したボランティアはじめの一歩講座で、「助け合い移送サービスで中之条を元気で住みやすいまちに」のテーマで講演会が行われました。講師を栃木県移送サービス連絡協議会、日光市ＮＰＯ法人サポートつくしの小林代表でありました。この中で、住民共助の移送、助け合い移送の重要性を強くおっしゃっていました。

また、先ほど申し上げた７月22日に開催した町の第１層協議体体制支援整備事業の会議でもこの移送問題、例えばサロンに行きたいが、行く足がないのだとか多く出されました。

そこで、（３）といたしまして、運転免許証を返納した高齢者等の移動手段として、地域組織（地

域運営組織等）が主体となる助け合い移送サービスが全国的に導入されていますが、本町における検討状況と支援策はどうかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町全体の移動手段への施策といたしましては、路線バスの運行費補助金や交通空白地有償運送「デマンドバス」、「やまどり」、医療機関等外出タクシー「なかのん号」、タクシー料金の助成、買物支援バスの運行のほか、社会福祉協議会による福祉有償運送など、様々な事業を展開しております。

助け合い移送サービスにつきましても、将来に向けて一つの手段として、関係各課と情報を共有するなどし、移動手段の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございます。令和の年度に地域づくり過疎化事業全国研修で、住民相互による移動支援（訪問サービスＢ型）というそうなのですが、の概要、意義が説明されました。内容といたしまして、１として地域の現状と互助活動、２、地域から寄せられる移動、外出に係る高齢者の声、３、食料品アクセス困難人口、４、支え合いの地域づくりです。まとめといたしましては、移動支援は地域づくりそのもので、生活必需品を入手するという事象だけ捉えれば、移動販売車や宅配等の導入手段もあるが、住民が関わることで地域づくりにつなげることが重要としています。ぜひ当町においてもこの共創のまちづくりを深め、進めていくためにもこの移送サービスのご検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。繰り返しで恐縮でございますが、運転免許証を返納した高齢者の多くが外出を家族の送迎に頼っており､家族に頼らずに安心して外出できる環境づくりが必要でございます。このため、群馬県が令和３年10月に「新たな移送手段の手引き」について発刊しました。本書は、市町村の行政職員が新たな移動手段を導入するための手引書として先進事例のノウハウ等を基に、地域と共に検討を進める方法、基本となる知識等をまとめています。

（４）といたしまして、本町ではこの知見をどのように検討し、今後具体的な施策にどう反映させていくか伺います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）群馬県が策定いたしました「新たな移動手段の手引き」につきましては、新たな移動手段の導入を検討している市町村の行政職員に役立てることを目的としており、今後の参考資料の一つとして非常に有効であると考えておりますので、実現に向けての道しるべとして活用させていただきたいと思っております。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございました。お出かけしやすい移動手段を導入し、将来も安心して健康で生き生きと暮らし続ける地域をつくるために、地域、行政、交通事業者の連携、協

力することがより一層重要だと思います。三位一体の契機となる場づくり、地域全体の交通との調整支援をよろしくお願い申し上げまして、この項目の質問を終わりにさせていただきます。

続いて、よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○４番（割田三喜男）続いて、３の項目の森林環境譲与税と森林経営管理制度等について質問いたしたいと思います。

2019年、平成31年度、令和元年度に、森林環境譲与税が森林環境税の賦課徴収が開始される５年前に、国から贈与税として交付が開始されました。

そこで、（１）といたしまして、前年度決算における森林環境譲与税の歳入歳出の状況及び基金への積立状況と具体的な使途はどうかお伺いしています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）令和７年度における森林環境譲与税におきましては4,659万4,000円の歳入となりました。森林環境譲与税を活用して行った事業費総額は4,241万5,273円となり、この差額417万8,727円につきましては、森林環境譲与税基金へ積立てを行いました。この結果、令和７年度末時点での基金の総額は、基金から生まれた利子を含め、3,116万２円となっております。

続きまして、具体的な使途でありますが、意向調査の準備作業、森林整備の準備作業に155万9,600円、意向調査、集積計画等作成に1,376円、私有林整備に1,938万4,973円、公有林整備に85万3,526円、林道・林業専用道の整備・維持修繕に644万849円、担い手の確保に向けた取組に162万1,130円、専門員の雇用に185万9,166円、地域における木質バイオ利用促進に93万4,300円、森林・林業の意義や木材利用促進に関する普及活動等に553万6,230円、その他の木材利用・普及啓発に関する取組に422万4,123円をそれぞれ支出しております。

なお、こちらにつきましては、町のホームページでも毎年お知らせをさせていただいておりますので、ご覧をいただければと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）事細かい答弁、誠にありがとうございます。この森林環境譲与税を財源として、経営管理が行われていない森林について、森林所有者と経営管理を行う森林経営者をつなぐシステムである森林経営管理制度は非常に期待されております。山を持っていても負の不動産であり、要らない、町とか県とか国に寄附したいという方を多く聞きます。長野県の幾つかの村では、山の寄附を受け入れているということを首長さんに直接聞いたことがあります。また、兵庫県の佐用町では山林の寄附を受け入れているとのことです。

そこで、（２）といたしまして、町の経営管理を委託したいという希望する町民が多い中、本町における森林経営管理制度の進捗状況と直面している課題は何か、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）森林経営管理制度につきましては令和元年度から実施しておりますが、今年度の７月末時点での状況を申し上げます。まず、所有者に意向を伺う意向調査ですが、令和元年度に策定した計画書では、同年度に下山田地区からスタートし、それ以降旧町村ごとに河川や地形を念頭に、隣接する林班ごとに実施することとしております。議員お住まいの伊参地区ですと、岩本五反田ルートと大道蟻川ルートに分け調査を実施することとなっており、令和２年度に大岩本地区から調査がスタートいたしました。これらを含めまして、これまでに4,472筆、1,025.34ヘクタール、1,180人の所有者の方に調査を実施し、90.6％の方から回答をいただいております。そのうち23％の方が「自分で管理」、３％の方が「林業事業者に委託」、残る72％の方が「町に委託したい」との回答であり、この結果を見ますと、議員のご質問の傾向が当町でも見られます。

なお、意向調査は民有林全体の12％で実施済みとなっておりますが、この回答を受け、町が所有者から管理を引き受けた集積計画山林が233筆、84.31ヘクタール、95人となっており、進捗率は山林全体の１％であります。このうち、事業者に施業していただく配分計画を設定した山林が172筆、58.59ヘクタール、66人となりまして、進捗率は僅か0.6％であります。

また、事業者に委託を行わず、町が直接管理を行う市町村経営管理事業を実施した山林が19筆、3.56ヘクタール、８人となっております。この結果から調査は実施したものの、実際には森林整備につながっておらず、その理由としては実施してくださる林業事業者がいないためであります。それは、林業事業者に委託する期間が20年間と長いことや、急傾斜の地形の山林が多いことから、経費がかさみ、利益が生み出しにくいということだと認識いたしております。このことが直面する課題であると考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁いただきまして、ありがとうございます。近所の人から、アンケートがまだ来ないのだけれども、どうなっているのかというお話もありました。ただ、今のご答弁をお伺いすると、やはりアンケートを取ると、経営管理委託の希望者が多く、一方で受託してくれる林業事業者がいないなどで事業が進まないということでございました。これは本当になかなか難しいことだと思います。

ところで、８月６日の上毛新聞紙上に、森林管理の支援で県がサポートセンターを開設し、市町村の相談に対応するという記事が載っておりました。

そこで、（３）といたしまして、県が開設した森林経営管理サポートセンターの知見や支援を、本町として今後どのように活用していく方針かをお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今年度本町職員において、群馬県が開設したサポートセンターの職員と、８月20日に初めて面談させていただきました。このときの先方からのお話ですと、センターの主だった事業

が経営管理制度の初歩段階である意向調査への支援であると伺っております。

本町では、既に民有林の10％に対して調査しているように、自前で実施できる能力を持っておりますが、他の自治体ですと、この初期段階が滞っている状況であるため、ここへのてこ入れを支援するための組織であるということでございます。したがいまして、本町といたしましては、サポートセンターに相談させていただく内容が薄く感じられますが、森林経営管理制度における諸課題に対しまして問題を共有し、解決を図れるよう、お互いに協力していくことで話を進めていただいております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございました。我が中之条町は他市町村に比べて進んでいる状況を教えていただきました。

次の質問に移らせていただきます。国が進める森林経営管理制度に基づき、積極的に森林の集約を進め、さらなる林業の活性化、木質バイオマスの推進を図るため、旧沢田小学校に森林行政の目玉事業として、木材活用センターが令和５年にオープンしたところでありますが、この木材活用センターに係る前年度決算における歳入歳出の詳細とこれまでの運用に対する総括、費用対効果等はどうかお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）木材活用センターにおける令和７年度決算につきまして申し上げます。

収入では、指定管理者からの光熱費相当分が893万3,229円、各種イベントの参加者負担金が60万1,500円となります。支出につきましては、消耗品費18万674円、光熱費950万1,913円、修繕費127万4,900円、手数料20万7,900円、施設管理委託料174万5,980円、事務委託料745万9,900円、備品購入費28万4,130円、役務費他32万6,695円、合計2,098万2,082円となります。この収入と支出の差額1,138万1,483円につきましては、森林環境譲与税を充てさせていただいておりますが、譲与税を充てることのできない項目もありますので、６万5,880円は一般財源での対応となっております。

一方、指定管理者の自主事業決算につきましては、特定業者の業績公表になってしまいますので、控えさせていただきますが、本施設整備に設定した目標数値と比較すると、原木購入量が3,551立方で、101％の達成率、製品出荷量が1,577立方で、105％の達成率、木の駅プロジェクト出荷量につきましては実績がございませんでした。チップ生産量が1,330立方で、115％の達成率、雇用者数が10人で、100％の達成率となっております。この結果からおおむね順調に推移していると捉えております。

総括といたしましては、指定管理者の製材事業に係る総整備費は４億2,493万円で、これまでの売上げが３億3,436万2,452円ですので、78.6％の効果を生み出している計算となります。

また、町が整備したチップ関係事業費１億8,318万3,000円に対しては、売上げが2,142万475円ですので、11.7％の効果となります。指定管理者としては、まだＪＡＳ認定工場の指定を受けており

ませんので、早急に当該指定を受けられる工場となるよう、今後も指導してまいります。

また、チップに関しましては、チップ製造自体は順調でありますが、予定していた役場以外へのチップ販売が、廃業や値段の関係から折り合いがつかなくなり、購入いただけなくなったという経緯がございます。販売先が見つからないのが現状であります。現在では、別の事業所に定期的に納めさせていただくことができておりますが、今後も引き続き事業者の掘り起こしと新たな使い道に対する対策などを検討してまいりたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

（「ちょっとすみません。訂正があります。すみません。」の声）

○議長（安原賢一）ちょっと待ってください。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　発言の訂正

○議長（安原賢一）　町長、訂正があります。

○町長（外丸茂樹）割田議員、ちょっと数分訂正させてください。

先ほど支出の関係で合計を2,098万2,082円と申し上げましたが、正しくは92円の誤りでしたので、ご訂正をよろしくお願いします。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁ありがとうございます。町の総面積は約440平方キロメートルで、そのうち森林の面積が８割以上を占めているとのことです。豊かな森林資源を有効活用することは非常に重要なことと思います。施設整備時の計画目標はおおむね達成しているとただいまお伺いいたしました。木材活用センターのハード面での製材やチップ生産量の総量のうち、町内森林資源はどのくらい占めているかなど、林業の活性化などの効果はどうか、今後の課題だと思います。

最後に、（５）といたしまして、木材活用センターのさらなる政策効果を高めるため、今後の運用改善策はどのようなものになるか、お伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）６月定例会議におきまして、同僚議員から一般質問がありましたように、自伐林家の活性化を期待するためにも停滞している木の駅プロジェクトの受入れを啓発し、町内民有林からの小ロットながら木材搬入を増加させ、町内林業の盛り上がりを図るため、体制を再検討してまいります。

また、山に近いから出しやすいというシンプルな考えの下、地元素材生産事業者へＰＲを行い、町内産材の流通を盛り上げていただくよう依頼してまいりますが、製材事業者は町内にほかにもございますので、このへんのバランスには注意していかなければならないと考えております。

さらには、森林環境教育や町内産によるクラフト製造を目指すなど、ソフト事業を通じて、林業の担い手を確保していく政策を引き続き実施していきたいと考えております。よろしくお願いしま

す。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁いただきまして、ありがとうございます。森林資源の有効活用、林業の活性化などには先ほど来の話で、自伐型林業の推進も有効な施策だと思います。しかし、重機など、設備や技術、安全面など、非常に難しい面が多いと思います。森林の公益性の取組や森林教育、資源の有効活用など、森林環境譲与税を有効活用して政策を進めていっていただくようお願い申し上げ、本日の３項目にわたる一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）今回の一般質問では、中之条町長選挙２期目の出馬表明をされている外丸町長にこれからの自治体の在り方を根本的に伺う質問をさせていただきます。事前通告に基づき、具体的にはまず最初にこれからの自治体運営について、次に地域経済の活性化について、最後に自然保護と活用の今後について、以上の３点について伺います。

まず、自治体運営について質問をいたします。私は、この夏に大阪で開催された自治体問題研究所という研究機関が主催する自治体学校という学びの参加をしてまいりました。そこで、中山徹奈良女子大学名誉教授の分析を聞いて、腑に落ちたことがあります。それは、現在の自治体は大きく以下の３つに分類されるというものです。１つ目は、福祉、教育や職員を削減する一方、規制緩和や駅前再開発などの大型公共事業によって、地域間競争に勝とうとする開発型自治体です。大阪府などがよい例だと思います。２つ目は、明確な展望がないまま、国の指針に惰性で従い、公共施設建て替えや予算削減をただただ進める停滞型自治体です。３つ目は、国の進める基地建設や原発の再稼働、核廃棄物質を処理する施設を受け入れ、国からの交付金に依存をする追随型自治体です。これは、あくまで傾向として大まかに３つに分類したものですので、我が中之条町がこの３つのどれに当てはまるのかということを議論してもあまり意味がないと思います。ただ、この話を聞いて、私なりに、なぜこの３分類のように、どの道を行っても自治体の未来は明るく展望できない状況になっているのかを分析する必要があると思いました。現状を把握して、これからの行く末を考えるためには、まず過去と現在を比較する必要があると思います。一体どの時点から自治体が本来の自治体としての役割である住民福祉の増進を図ること、これが難しい状況になってしまっているのか、これをひもといていくと、1981年の臨調行革から始まり、90年代後半から地方分権推進法や地方分権一括法などによって具体化してきた地方行政改革、いわゆる地方行革が大きな分水嶺になっているようです。

ここで最初に伺います。1990年代後半から続く、地方行革によって、自治体の業務はどのように変化してきていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢香司議員のご質問にお答えをさせていただきます。

自治体を取り巻く環境の変化といたしましては、特徴的なものとして、権限移譲と地方分権の推進が挙げられます。国から地方への権限移譲が進められ、自治体がより自主的、自律的に政策決定を行えるようになり、法定受託事務の見直しや機関委任事務の廃止などを通じて、地域ごとの多様なニーズに対応した行政サービスの提供が重視されるようになりました。

また、効率化や民間活力の導入により、民間企業の経営手法やノウハウを取り入れる動きが加速をいたしました。指定管理者制度はその代表的なものの一つで、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねることでコスト削減とサービス向上を目指すようになりました。直近であれば、自治体のデジタル化は著しく、オンラインサービスの拡充により、証明書の交付申請、施設予約、各種届出などがオンラインで可能になるなど、住民サービスの利便性の向上が図られております。

そして、地方行政改革の柱でもあり、全国的に大きな流れとなったのが「平成の大合併」でございます。自治体機能の集約化、広域的な行政サービスの提供、財政基盤の強化などを目的に、多くの市町村が消滅した一方で、自治体の規模が拡大し、業務内容や組織体制が大きく変化し、財政の健全化と行財政改革の下、人件費や職員数の削減などが図られました。

これらの改革は、自治体が住民にとって、より効率的で質の高いサービスを提供し、変化する社会情勢や多様なニーズに対応していくための取組として進められてきたわけでありますが、自治体の規模等により、必ずしも理想どおりの自治体像とならず、一部で弊害も指摘をされております。特に、小規模自治体では、業務量の増加と人員不足などが問題となり、過度な効率化が住民福祉に影響を及ぼす結果となったり、急速の社会変化の中で課題も発生しております。県内でも自治体数は半数となり、郡内においても当町を含め合併が行われましたが、その効果等は継続的に検証していく必要があります。

また、広域連携や事務委任など、業務の共同処理化に向けた新たな動きも出てきており、昨今のＤＸ化の流れは今後の自治体運営を根本から変える可能性もありますので、社会変化を見据え、適正な行政運営に努めていく必要を強く感じております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）自治体合併による弊害として、業務量の増加と人員不足が指摘されました。私も全く同じ意見です。

ここで少しその裏づけとなる具体的な数字を見ていきたいと思います。「小さな政府」や「官から民へ」を掲げた小泉純一郎政権下で、2005から2009年度に集中改革プランがつくられ、各自治体はいかに職員の定数を削減するか、目標設定を競わされ、強要されてきました。都道府県では、マイナス4.5％ほど、政令指定都市はマイナス9.4％、市町村ではマイナス8.6％の目標が設けられました。その結果、地方公共団体の職員数はピーク時の1993年から2003年時点で約15％、約48万人も減少しています。その弊害は今顕著に現れています。市町村における職員１人当たりの事業費ですが、

1998年の約751万円から、2019年には約2,954万円へと急増しており、業務量は約20年の間に４倍と大きく増えています。こういう状況ですから、これは自治体職員のみなさんの努力がどうだかとか資質がどうなのかとか、そういうことを論じている場合ではないと思うのです。単純に１人当たりの業務量が多過ぎて、必要とされる住民へのサービスが供給し切れていない、それが現状ではないでしょうか。このように業務は多様化、増加する一方で、人員不足が進む状況の中、これからの自治体業務をどのようにして執り行っていくのか、次に伺います。今後自治体はどのようにして住民福祉の増進を図っていくべきだと考えますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、人口が減ったから、業務量が減るのだというようなことをおっしゃる方も中にはいらっしゃいますけれども、逆に今の状況を見ると、人口が減って、おっしゃるように、仕事量が増えて、職員が１人でこなす仕事量が非常に増加していると、逆に人口が減って、ニーズが高まって、やっぱり職員が町民サービスをしていかなければならない、業務量が増えているということは、職員の確保も容易でないという状況であります。いずれにいたしましても少子化ですから、今どの産業も人員確保というのが非常に大きな課題となっております。特に求められるのは、町民の場合は、みなさんの場合は、私が申し上げておるのは、要するに役場というのは最大のサービス産業であると、町民のみなさんに全てのサービスをご提供するのだという観点がやはり心の中にありますけれども、どうしてもその事務量が想像を超えるような事務量になっているということで、本当に我が中之条町の職員、本当に頑張っておりますけれども、私どももそういうことについてはしっかり頭の中に入れていかなければならないというふうに考えております。

これからの住民福祉の増進、これについてどんなことを考えているかということでありますけれども、地方自治法が施行されまして80年を迎えようとしておりますが、この間地方自治をめぐる時代の変化は昔と比較し格段に早くなっております。数十年後の町の未来像を描くことが非常に困難になってきております。しかしながら、地域社会の持続可能性を確保し、誰もが安心して暮らせる地域の実現は、地方自治の普遍的な理念であります。根幹であると考えております。人口減少、少子高齢化、そして限られた財源や人材といった厳しい環境下において、いかに住民一人一人のニーズに応え、きめ細やかな支援を提供していくのか、そういった意味でも私は「共創のまちづくり」を掲げ、相互に協力をし合いながら、そして助け合いながら地域づくりを実践していくという基本理念でおります。例えばデジタル化は住民の利便性の向上や、行政業務の効率化に不可欠であることは十分理解しつつも、将来的に住民同士の顔が見えないコミュニケーションの形成を懸念しているところであります。

時代が変わっても古くから培われてきた伝統や文化、風土は大切に後世へ残すべき遺産であり、助け合いの精神でコミュニティーが支えられている当町のような自治体にあっては、人を基本とし

た住民福祉の増進やまちづくりを図っていくことが最も重要であると考えております。派手さはなくても、住民が幸福を感じられる町であり続けられるよう、今後も努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）人を基本とした住民福祉の増進や町づくりという視点は、私も本当に大事だと思っております。人があっての自治体ですし、人がいて初めてこれからのまちづくりについて考えていくことができます。

答弁の中で、昨今はやりの稼ぐ自治体というような言葉は出てきませんでした。この後の質疑で触れますが、町の中にある民間事業者が稼ぐことができるように、行政も協力していくことはもちろん大切です。しかし、自治体自体が稼ぐことは意味合いが違うと思っています。今国の助成金や補助制度はことごとく稼ぐ自治体の取組にひもづけられています。自治体自体が稼ぐというのは、そもそも住民の福祉増進という自治体の本旨とは相入れないものです。

また、国の推し進める制度を活用すると、結局は自治体がコンサルティング会社などのいいように利用され、大手の民間事業者が収益を吸い取っていくような仕組みが散見されます。国は、住民の負担を強め、政府や企業にとって安上がりな自治体づくりが狙われています。このように地域を衰退させている最大の原因は、国の新自由主義的な政策とそれに追随してきた約30年間の地方行革にあります。地方行革に固執する限り、地域の状況は改善することはできません。外丸町長の答弁では、住民と協力し合いながらまちづくりを進めていくという意思が示されたと思います。このことは国の施策に左右されずに、住民こそが主人公という地方自治の本旨の実現を目指すものであると理解をし、私も賛同をするものです。

次に、町の具体的な施策について、地域経済の活性化の面から質問を続けます。中之条町で経済活動をする多くの企業が中小､小規模事業者です｡商店街での小売や工務店などの仕事だけでなく、農家や林業、温泉地での旅館や飲食店など、多種多様な事業者がこの町で商売をしております。ほとんどの事業者が町で商売をするとともに居住もしており、町の税収という面でも町の中で生産されたものやサービスで外貨を稼ぐ点でも、この町にとって、地元事業者の存在意義は果てしなく大きいものと考えます。

ここで伺います。中之条町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく具体的施策の内容はどのようなものでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本町では、地域経済の持続的な発展と町民生活の向上を図ることを目的として、平成29年４月１日より中之条町中小企業・小規模企業振興基本条例を施行しております。本条例では、中小企業、小規模企業の振興を町政の重要な課題と位置づけ、町の責務をはじめ、中小企業者等や関係団体の役割などを定めております。第８条において、中小企業、小規模企業の振興に関す

る施策を総合的、かつ計画的に進めるため、中小企業・小規模企業振興基本計画を定めるものとしておりますが、現在のところまでは策定には至っておりません。

進行計画は未策定ではありますが、条例の趣旨に基づく中小企業・小規模企業の振興施策につきましては、これまでも町独自の事業を中心に実施をしてまいりました。特に、住宅の改修事業を喚起するとともに、町内事業者への発注を促進する住宅リフォーム補助金、町内における新たな事業の創出や雇用につなげる企業支援事業補助金、既存の小規模事業者の店舗等の改修や設備、備品の導入を支援する事業継続補助金などの補助金制度は、町内事業者への発注を補助要件としており、町内事業者を利用した場合の補助内容を手厚くしたりすることにより、補助金を単に個々の事業者や町民への支援にとどめることなく、町内での発注や消費を促し、地域内で資金が循環する仕組みとなるよう制度設計を行っております。

また、企業支援、事業承継、設備投資などにつきましては、商工会をはじめとする関係機関とも連携しながら、国、県等の支援制度の活用も含め、町内事業者の経営基盤の強化に取り組んでおります。

町といたしましては、中小企業、小規模企業は、地域経済を支えるだけでなく、雇用の確保や地域コミュニティーの維持という面からも、本町にとって極めて重要な存在であると認識をいたしております。

今後につきましては、これまで実施してきた個々の支援施策を継続、検証するとともに、現在の事業者ニーズを的確に把握してまいりたいと考えております。その結果を踏まえ、中小企業・小規模企業振興基本計画の策定を進め、これまで個別に実施してきた各種施策を体系的に整理するとともに、事業者、商工会、金融機関等の関係機関との連携をさらに深めながら、本町の実情に即した中小企業、小規模企業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）具体的な内容を答弁いただきましたが、住宅リフォーム制度や企業支援事業補助金、事業継続補助金などは利用された方にも、施工事業者さんからも大変高い評価の声を私も聞いております。特に、町内事業者への補助内容を手厚くすることは、地域内の経済循環を向上させる上で大変有効であると思っております。以前、産業建設常任委員会のほうでも補助率のアップをお願いしたところでございます。ぜひさらに経営の基盤強化を進めるため、関係機関との連携を深めながら、中小企業・小規模企業進行計画の策定とともに検討をお願いいたします。

私は、３月議会でも一般質問で事業者支援について触れましたが、それ以降もイラン戦争や円高による原油原材料の価格高騰と資材不足、金利の上昇は収まりません。町では、商品券の配布や農業者支援、水道料金の基本料金免除など、可能な対策を講じていただいております。しかし、なお「それでもやはり経営が大変だ」という声が事業者から聞こえてまいります。

次に伺います。定額支援や資金繰りへの支援、国保料や後期高齢者保険料の引下げなど、中小業

者への直接支援を行うべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）先ほどの答弁と重複する部分もありますけれども、小口融資資金や地域総合整備資金など、貸付事業のほか、リフォーム補助金、事業継続補助金、その他チャレンジショップ出店支援補助金など、利用者だけでなく、中小企業支援にもつながる施策であります。空き家対策補助金等も含め、中小企業の支援につながるようなメニューを今後も充実させ、間接的ではありますが、町内でお金が回るような仕組みができればと思っております。

国保税や後期高齢者保険料の引下げにつきましては、その被保険者のみならず、町全体の財政に大きく影響を与える事項でありますので、現段階では非常に難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）本当に財源も限られている中で、直接の支援が難しいことは私も理解をいたします。しかし、現在事業者のみなさんが直面している状況、本当に厳しいものです。そもそも円高や金利の上昇は国の失策が招いているものです。答弁の中で、町内でお金が回る仕組みづくりについて触れられました。私は、本当に重要なことだと思っております。地域の経済を活性化することというのは、地域内における経済循環を高め、地域内で再投資できる力を強化することです。それは、地域の外からの企業誘致ではなく、地域資源と中小企業、小規模企業を基盤にし、住民参加を進め、行政と産官学が連携して合意形成を進めて、知恵を出し合って産業政策を創造することだろうというふうに考えています。地域経済は、農業や漁業、医療福祉や建設、サービス業など、多様な産業が重なり合いながら形づくられています。そうした環境をどう持続的に発展させ、安心して暮らし続けられる経済社会をつくるか、地域社会をつくっていくのか、そこに政策立案の軸足を置くべきだと考えます。

ここで提案です。中小企業の実態を把握し、基本条例を実効性のあるものにするために、起業者、経済団体、金融機関、行政でつくる懇話会の設置を提案いたします。町長、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）条例でも関係団体との連携は基本理念の一つであり、金融機関との協力も努力義務となっております。町内には農業関係団体、商工会、観光協会や温泉協会など、様々な団体もありますが、恐らく掲げている課題は業界ごとに多種多様であると思っております。

一方で、共通した施策や問題もあり、情報交換の場として、団体の枠を超えて、横のつながりもでき、積極的な議論につながるものと考えておりますので、どういった形がよいものか含めて、今回調査し、研究させていただきたいと思っております。

中之条町の経済を支えるそれぞれの産業の方々には、やはり中之条町をこれからもしっかり支えていただくことが雇用の確保につながりますので、そういったことを含めて、情報交換の場を設置

するということは今後研究していきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）本当に町で事業をされているみなさん、ほとんどの方がこの町を愛して、この町を何とかしたい、そういうふうに熱い思いを持っていらっしゃいます。ぜひ忌憚なく意見を交流できる場を設けていただくことをお願いしたいと思います。そういう話の中からこれからの町づくりの前向きな政策立案が必ずや出てくるものと、私は確信をしております。

町の経済活性化についての質問を続けます。町の経済にとって、公共事業が持つ意味合いはとても大きいと思います。町が発注者となり行う事業は、可能な限り地元の事業者に受注してもらい、文字どおりお金を循環させることが大切だと考えます。

伺います。町が発注する公共事業や業務委託のうち、町内事業者が受注している割合はどのようになっていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町内業者の受注の割合というご質問でありますけれども、令和７年度の入札審査会で付議されました案件で申し上げますと、全体で約60.3％となります。この割合は、工事や委託業務、物品購入など、種類も異なりますし、設計等のコンサル業務や専用機器の購入など、町内業者がいない場合もございます。

なお､件数の多い工事に限って申し上げますと､約81.4％が町内業者の割合となってございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）工事では８割以上が町内事業者が受注しているということでした。町全体の経済にとっても公共事業が持つ意味はやはり大きいと思います。

続いて、発注の中身について伺います。物価高や資材不足など、事業体にとっては仕事を受けるだけで大変な状況が続いています。町が発注する公共事業によって、事業者が不利益を被ったりすることがあってはならないと思います。町が発注する公共事業や業務委託などの契約において、そこで働く労働者の適正な賃金(労働報酬下限額)や労働環境の確保を受注者に義務づけていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町から労働者の適正な賃金や労働環境の確保を受注者に義務づけるようなことは行っておりませんけれども、事業を遂行するに当たり、設計等において、労働者が不利益とならないよう、適正な労務の算定や労働環境の確保が図られるよう、監視等には努めてまいりたいと思っております。

また、賃金や労働環境関係に限らず、国からも中小企業の受注機会の確保や中東情勢を受けて、燃料油価格の上昇に伴う契約価格の柔軟な変更、請負代金の設定や適正な工期の確保など、様々な要請や通知等も示されておりますので、こういったものを参考に適切な事業遂行を図っていければ

と考えております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）国のほうも要請や通知をしてきているということですけれども、本当状況は目まぐるしく変わりますし、国の対応が遅い場合もあると思います。町として、自らが発注する公共事業を通して、地域企業が活性化する仕組みをつくっていくことが必要だと思います。公共事業や業務委託などの適正化を図り、労働者の労働環境を守ることを目的に、公契約条例を制定する自治体も増えてきました。

ここで伺います。公契約を適正、公正に運用し、地域企業の活性化を図る上で公契約条例を制定すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）公契約に関しましては、過去に国でも法案が作成されるなどの動きがあったようですが、法制定には至らず、そうした状況の中で、国に先駆けて公契約条例の制定に踏み切ったのが千葉県野田市でありました。その後多くの自治体で条例を制定する動きがありましたが、その内容は一様ではないようであります。例えば労働者の賃金を重視する賃金確保型、あるいは労働者保護型、入札や契約の適正化のため、公共調達の基本事項を主たる内容とする公共調達基本事項型、そしてその両方を想定した混合型もございます。他方で、理念を簡潔にした基本理念型も多く見られます。

県内の状況では、群馬県をはじめ、前橋市や玉村町が既に制定、施行されていますが、基本方針を規定するとともに、自治体や事業者の責務を明らかにし、地域内の事業者活用を明記した条例となっております。労働者の生活安定や権利保護、公共サービスの質の確保に加え、地域経済の活性化など、広義的な意味で条例制定の意義は大きく、その必要性も理解ができます。

一方で、県内の状況等を見ますと、条例制定に向けた広がりが少数である側面もございます。そういった状況の背景に何があるのか、障害となっているものや課題があるのかどうかなど、研究する必要性もあると考えております。

自治体間で意見交換をする場などもございますので、様々な側面から調査をしていければと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）この公契約の考え方、本当に大事になってくると思いますので、ぜひ研究を進めていただくようお願いをいたします。

町が発注する仕事先のことを先んじて触れましたが、さらに町にとって身近なのは町で働く職員のみなさんの働き方です。職員のみなさんの多くが町に居住し、文字どおり昼夜たがわず、町のために働いてくださっています。町で働くみなさんがしっかりと給与を得て、持続的に働く環境をつくることが町の存続、そして発展にそのままつながるものと考えます。

ここで伺います。行政職員の安定雇用が公共を守り、地域経済の活性化につながると考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員おっしゃるように、当中之条町の職員、そして会計年度職員さん、臨時の職員さん、本当に中之条町のために一生懸命頑張っていただいております。私町長として、本当に心から感謝を申し上げるところでございます。

町でも職員の雇用につきましては、退職者の状況や全体的なバランス等を加味した中で採用を行っております。採用要件も40歳までに拡大したこともあり、特に昨今では社会人経験のある中途採用者も多くなってきているのが特徴的でございます。

地域づくりの基本は人づくりであり、行政職員と地域住民、地域企業や各種団体など、様々な人が相互に協力し合い、「共創のまちづくり」に取り組んでいくことが地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

一方で、急速に進む人口減少やデジタル化は行政運営の根本を変えてしまう大きな時代の流れであり、一部では職員数の削減による人件費の抑制などの議論もあり、公共性の確保や住民福祉の増進など、地方自治の基盤を支える職員の雇用自体にも極端で効率化重視のＤＸ化は少なからず影響を及ぼすことが懸念されております。

昨今自然災害やコロナ禍など、不測の事態を考慮いたしますと、一定の職員数の確保は必要不可欠であると認識をいたしております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）先ほども指摘いたしましたが、国の地方施策の方針はコスト削減、効率化の一本やりです。10年前にあれだけの被害を受けた熊本地震がそれから10年という時を経たのに、避難所の環境や復興のスピードは全く好転していないどころか、今回不幸にもしていないことが示されたというふうに思っております。

地方創生と言いながら、地方の具体的な課題にも向き合わず、自分たちで稼げという国の姿勢が被災地だけでなく、あらゆる地方自治体を苦しい状況に陥れていると感じています。デジタル化は、さらにこういった方向を推し進める施策だと考えています。もちろん必要なデジタル化は進めるべきですが、災害対応など、人が担わなければできない業務が自治体にはあります。自治体業務こそ外丸町長が大切にする人づくりにこだわっていただきたいというふうに考えています。

次に伺います。地域関係の活性化の観点からも会計年度任用職員の正規雇用化や業務委託の直営化が有効と考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町内に多くの施設を有し、また各種イベント等も積極的に実施しております当町におきましては、公共サービスはもちろん、行政運営やまちづくりにおいて、フルタイム、パート

タイム、会計年度職員を問わず、その重要性、必要性は高くなっております。特に、人口減少が進む中にあって、短時間勤務等の労働力の確保を考えた場合、保育所や観光施設等におきましては不可欠な状況となっております。

なお、会計年度職員から正規雇用となった例もございますので、職員採用試験等への挑戦も促していきたいと考えております。

業務委託の直営化につきましては、一部の施設では指定管理制度を導入しておりますが、民間のノウハウ等を生かした施設運営などを考慮した中で、有効性や効率性、その他様々な要因を加味した中で検討した結果でございます。

今後もそれぞれの施設における業務内容等によりまして判断してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）答弁いただきましたとおり、施設運営はその目的に応じて直営よりも指定管理制度を活用したほうがよい場合ももちろんあるというふうに私も思っています。施設の目的を達成するためにはどの方法が一番適しているかという視点で各施設の運営を見直すことが今日の質問の趣旨でもあります、地域経済の活性化にもつながると思いますので、引き続き不断的な見直しをお願いして、この質問を終えます。

３項目、最後になりますが、自然保護と活用の今後について伺います。町民の方から野反湖で貴重なオオバツツジや駐車場で保護していたマツムシソウが刈られてしまったという知らせを受け、８月の頭に野反湖へ行ってきました。町がこうした新しいガイドブックを片手にぐるりと周遊コースを回ってきました。現場を確認いたしましたが、実際に刈り払い機によって刈られてしまっていました。六合支所によって話を聞いたところ、職員の方が知らずに刈り払ってしまったということでした。今日の質問では、職員のみなさんの働く環境が国の施策によって非常に大変な状況になっていることを確認してきました。貴重な高山植物ですが、花が咲いていない状態で遊歩道の妨げになっていたり、駐車重にはみ出していれば、刈られて仕方ないとは言えませんが、知らなければ、私でも刈ってしまう、そういう可能性があるというふうに率直に感じました。担当業務として、ずっと現場にいられるわけでもないですし、ほかの業務も忙しくこなす中でやっと時間をつくって、遊歩道や駐車場の整備に行った職員の方を責めることは決してできない、私はそのように感じました。

同時に、地元の方に話を聞く中でより深刻だと感じたのは、ニホンジカによる高山植物の食害です。昨年６月議会の一般質問で、芳ヶ平湿地群と野反湖における高山植物の食害について取り上げました。どうやら事態は深刻に推移しているようです。

まず、伺います。野反湖の高山植物へのニホンジカによる食害の被害実態はどのようになっていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員にまずお礼を申し上げますが、職員も一生懸命管理に努めていたわけでありまして、本当に誤って、そういった植物を刈ってしまったという事案は私も報告を受けておりますけれども、そういうことのないように、これから指導してまいりたいと思いますし、職員も一生懸命野反湖のために頑張ろうということでありますので、今後ともぜひご理解をいただければ、職員もまた一層励んで頑張ると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

ご質問の野反湖高山植物へのニホンジカになる食害の被害実態につきまして、まずシカの生態についてご説明を申し上げます。ニホンジカの食性でございますが、草食で１日に３キロから５キロを食し、生活につきましては、基本的に夜行性で、群れで生活しますが、非繁殖期は雄、雌は別となり、季節や環境に合わせて数十キロメートル移動します。繁殖は、早ければ１歳で初産し、ほぼ毎年１頭出産し、４年から５年で倍増します。群馬県林業試験場の調査結果によりますと、65種類の植物での採食が確認されております。この案件につきましては、地元の猟友会の方々にもご苦労いただいて、お願いして、そのシカの実態調査だとか捕獲だとか、そういうものは鋭意六合振興課長のほうからお願いして進めているところでありますけれども、いかんせんそこのシカの移動距離と繁殖能力の高さと、それがいっぱいあるものですから、どうしてもその野反湖に対しての生態系が本当に脅かされるという事態でありますので、今後ともしっかりそのへんについては取り組むように、そしてまた猟友会の方々にもご協力をいただいて、環境省とかそういう方々のご指導いただきながら、野反湖の環境整備には努めていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）本当にシカは脅威だと私も思っていますので、今日もちょっと農林課長と朝話をしたのですけれども、どういう対策が取れるか、本当に頭が痛いと思うのですけれども、いろんな部署のみなさんの鋭意、そして町民のみなさんや県、国の力も借りながら対策していただければというふうに思っております。

昨年６月の答弁ですと、ニッコウキスゲやシラネアオイの食害が報告されているということを伺いましたが、今65種類という大変多くの数が出されて、正直深刻な事態にまた驚いているところです。

この食害への対策について伺います。現在の対策進んでおりますでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ニホンジカへの対策といたしましては、野反自然休養林保護管理運営協議会が中心となりまして、引き続き国や県、地元企業と協力して、野反湖を含む芳ヶ平周辺地域においてもニホンジカの調査を実施して、今後も継続してまいります。

町の対策といたしましては、町の有害鳥獣捕獲実施隊と協議会が協力し、くくりわなを設置して

捕獲対策を実施しております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）実際にくくりわなでニホンジカの捕獲実績もあったということを伺いました。昨年も求めたことですけれども、本当に一つの自治体で対応するにはもう限界がありますので、関係各所と連携しながら、調査対策のほうを進めていただくことをお願い申し上げます。

先ほど野反湖の周遊、遊歩道を一周してきたと申し上げました。８月５日の朝だったのですけれども、夜間雨が降っておりましたが、私が野反湖に着いた頃、雨はやんでいました。遊歩道には木道も適度に整備されて、滑りやすい箇所もありますが、とても快適な遊歩道です。問題は、両脇から伸びている、主に笹ですけれども、これが雨にぬれて、遊歩道に覆いかぶさっています。私の背は低いものですから、肩ぐらいまでもうびしょぬれになってしまいました。一部遊歩道の草刈りは行われていましたが、全ての草刈りが終わるのは恐らく登山シーズンが終わる直前になるだろうというお話でありました。その遊歩道をびしょぬれで歩きながら考えていたのですけれども、野反湖はそもそも上信越高原国立公園にあります。それであるならば、野反湖の遊歩道は本来国が責任を持って整備すべきなのではないかということを考えながら歩いたのです。国のものを地元自治体が整備していることに少し違和感を感じたのです。

そこで質問をいたします。国立公園である野反湖の遊歩道を町が整備しているいわれは何でしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員には、町で作成した、２年ちょっとかかりましたけれども、本を片手に野反湖を周遊していただきまして、本当にありがとうございます。あの本はちょっと話がずれますけれども､これから野反湖にはこんないい花があったのだ､こんないい花もあるのだよというもの、中学生、あるいは子どもたちにしっかりと伝えていくためにはそういった本を作って残したいと、現在その作っていただいた方が、失礼ですけれども、だんだん高齢になってきていますから、その知識と経験を持った方がいるうちに作らせていただこうということで作成をさせていただきました。これから子どもたち、あるいは地域の方々にご利用いただければと思っております。よろしくお願いします。

野反湖周辺の土地の所有者は、ご指摘のとおり林野庁であります。全体的な森林管理の責任を負っております。その国有林の一部を中之条町が遊歩道という特定のインフラとして、林野庁から土地を借り受け、その維持、管理を行っているのが現状であります。これは、遊歩道の整備、補修、清掃､利用者の安全確保といった実務的な側面が中之条町に委ねられているためと考えております。現状における遊歩道の維持、管理につきましては、利用される登山者等の安全の確保を図る観点から、遊歩道の補修、倒木の除去、案内板の設置、草刈りなどが必要不可欠であります。予算措置され、それが実施されているという状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）新しい野反湖の本、本当にすばらしい内容で、地元の方の野反湖の愛が本当に伝わってくるいい本を作っていただいて、私もまたこの本を持って、別の人も一緒に野反湖に行けるように強く思っているところです。遊歩道のことについては、国から自治体として借り受けているということを理解いたしました。

用具の整備ですけれども、本当にそこに行くまでも時間も考えても、また植物に関する知識が必要と言うことも考えても、また技術的な面でも本当に大変な事業だと思います。一つの自治体で責任を負ってやり遂げるにはかなり事業的な負担が大きいと感じています。人も費用も相応にかかる事業だからです。

ここで伺います。国立公園の整備に対する国や県の補助事業は活用されていますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）国立公園の整備に関する国の補助事業は、主に環境省が所管しております。目的といたしましては、国立公園内の利用拠点や施設、歩道、情報提供施設などの整備を支援し、自然環境の保全と適正な利用の両立を図ることが目的とされております。

対象事業の例といたしましては、ビジターセンターや休憩施設の設置、改修、自然歩道の整備、展望台、説明板の設置、駐車場、トイレなどの公衆利用施設の整備、植生回復、外来種対策などの自然環境保全活動等が対象となっております。状況に応じまして、補助金を活用して事業を進めておる状況でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）施設などのハードだけでなく、植生回復や外来種対策も補助事業の対象となっていることということでした。食害への対策や貴重な高山植物の保護を進めるためにも積極的に補助利用を活用していただくことをお願いいたします。

ここから利用状況について伺います。野反湖への来訪者数や白砂山登山者数のこの10年間の推移はどうなっているでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖への来訪者等のこの10年間の推移といたしましては、平成28年度から令和２年度までは年間約10万人から11万人の間で推移しておりましたが、令和３年度で10万人を割って、約９万4,000人、令和４年から５年が８万1,000人から８万2,000人、令和６年が約７万3,000人、令和７年度が約６万4,000人と、約10年間で４割の来訪者の減少となっております。白砂山登山数の集計を町では実施しておりませんが、登山計画書の管理をしている吾妻警察署に聞き取り調査を実施したところ、令和４年度が約300件、令和５年度が約250件、令和６年度が約350件、令和７年度が約250件となっております。この件数は、紙による登山届のみの件数でありますが、現在スマホ等によ

る電子申請が主流であるということですので、あくまでも参考数値ということでご理解いただきたいと思います。

令和２年６月に開設した群馬県境稜線トレイルの野反湖登山案内センターの情報によりますと、６月から11月まで土日、祝日、朝５時から15時までの登山者数は、令和２年度から令和５年度までは微増であり、約1,040人から1,430人、令和６年度約1,360人、令和７年度は約1,200人で微減となっております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。野反湖の登山の方、1,000人以上ということですけれども、これ土日、祝日しかカウントしていないと思いますので、平日も含めればかなりの方白砂山登山していることが分かります。

自然の中に身を置いて、登山などで体を動かすことは本当にリフレッシュ効果も高く、ストレスの多い現代人の生活には不可欠なものだと思います。私は、この自然にもっと人間が触れていただいて、その効能があることを見直されるべきだというふうに思っています。たくさんの方が自然環境に親しむ状況をつくっていくことで、自然保護への理解も進み、環境破壊への防止、温暖化の防止などにつながっていくことと考えます。

ここで伺います。町の有する自然環境の保護と活用を進める上で、今後肝要となる点は何だと考えますか、町長の答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町は、四万温泉、沢渡温泉、六合温泉郷といった名湯、それに連なる豊かな山岳、森林景観を有しております。これらの自然を観光資源として活用しつつ、生態系や景観を保護する持続可能な対策が不可欠となります。自然環境の保護と活用は、行政や特定の事業者だけでなく、地域住民全体の理解と協力なしでは成り立ちません。感覚や経験だけではなく、客観的なデータに基づいて、自然環境の現状を把握し、対策を講じることが重要であり、現代の情報社会において、魅力を効果的に伝え、観光客の利便性を高めるにはデジタル技術が必要不可欠であります。これらの点を総合的に捉え、保護と活用という２つの側面を相乗効果として結びつけ、多様な主体が連携して実行していくことが中之条町の自然環境を守り、未来へつないでいく上で最も肝要なことと考えております。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）保護と活用の問題ですけれども、これどの立場で関わるかによって意味合いが大きく異なってくる側面もあると思います。答弁にありましたとおり、多様な主体が積極的に関わっていくことが大事だと私も考えますので、関係者の方との意思疎通を積極的に図っていただきたいと考えます。

しかし、遊歩道の整備だけでなく、自然保護には人でもお金もかかります。昨年６月の一般質問

でも触れましたが、財源の問題はこれからの自然保護と活用を考える上で避けて通ることはできません。

ここで伺います。自然環境保護のための持続可能な財源として、入山料や駐車代金の徴収を検討すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）原沢議員におかれましては、野反湖の自然環境保全という本町が抱えている極めて重要な課題に対し、大変建設的なご提言をいただき感謝を申し上げます。

野反湖は、本町の宝であり、上信越高原国立公園を代表する貴重な自然資源でございます。そこに息づく高山植物群、豊かな生態系、そして人々に安らぎを与えるその美しい景観は、将来にわたり守り伝えていかなければならない、私たちの共通の責務であると認識をいたしております。現在野反湖周辺の遊歩道の維持管理や、ニホンジカによる食害対策、外来種対策など、自然環境保全のための活動には多大な費用を要しており、国や県の補助金に加えて、町の一般財源も投入している状況でございます。しかしながら、持続可能な管理体制を構築していくためには、安定的な自主財源を確保していくことが喫緊の課題であるという認識は、私も議員と同じ考えでございます。

ご提案いただきました入山料や駐車代金の徴収につきましては、全国の事例を研究し、その重要性を十分に理解して、多角的な観点から慎重に研究をし、進めていきたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）先日、町の観光計画策定のための会議の前段で、ツェルマットから山田桂一郎が来られて、私も大変楽しく話を伺いました。世界的にも山岳リゾートをどうやって守っていこうかですとか､いろんな努力が全国各地でもやられているところです｡私も積極的に事例を学びながら、みなさんと一緒に考え、提案していきたいと思っております。

答弁にありましたとおり、将来にわたり貴重な資源を引き継いでいくために、できることをやっていかなければいけないというふうに思います。

最後の質問です。これからの自然保護、活用を進めていくためには多くの関係者の一致した努力がどうしても必要だと考えます。行政、地元事業者、地域住民、ＮＰＯ、ボランティアなどが一体となった地域協議会を組織し、遊歩道の点検や修繕を分担、協働していく体制を構築すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員ご指摘のとおり、野反湖畔の周遊遊歩道は来訪者のみなさんに安全に、そして快適に自然を楽しんでいただくための重要なインフラでございます。一部は林野庁より貸付けを受け、本町が管理を担っておりますが、その点検、補修、清掃といった維持管理には継続的な人員と予算が必要であり、その確保は常に大きな課題であります。

このような状況におきまして、ご提案をいただきました行政、地元事業者、地域住民、ＮＰＯ、ボランティアなどが一体となった地域協議会の組織化は、遊歩道の維持管理における課題を解決し、さらに地域の絆を深める上でも極めて有効かつ望ましい体制であると私も同感でございます。

本町では既に野反湖自然休養林保護管理運営協議会という形で関係機関との連携を図っております。この提案は、より具体的な作業レベルでの協働と、多様な人や組織の直接的な参画を促すものであり、既存の枠組を補完し、さらに強化するものと捉えております。

今後は、このご提案を具体化するために、まず既存の協議会や関係者の方々との意見交換を通じて、どのような組織体制が野反湖の現状に最も適しているのか、具体的な役割分担や活動内容、安全管理体制、そして修繕活動へのボランティア募集費や資材費、保険料など、財源の確保につきまして詳細な研究を進めてまいりたいと思っております。地域全体で野反湖の遊歩道を守り、未来へとつないでいく、このようなすばらしい取組を本町としても積極的に支援していく所存でございます。野反湖周辺の遊歩道管理におきましては、大変時期を得た、そして実行性の高いご提案をいただきました。深く感謝を申し上げまして、議員におかれましても引き続きご理解、ご協力、そしてご支援をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございました。人も減る、財源も減る、そういう中で自然環境というのは即お金になるものではありません。しかし、私たちはずっと自然環境から恵みを得て生活を続けてきました。戦争や気候危機など、本当に大変な状況である今、自然に立ち返り学ぶべきことはますます大きくなってきていると感じています。私もできる限りの協力を引き続きやっていくことを申し上げ、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は２時35分とします。

（休憩　　自午後２時２３分　至午後２時３５分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。５番、山田さん

○５番（山田みどり）みなさん、こんにちは。午後の長時間にわたりまして、みなさん大変お疲れとは思いますが、引き続きまして質問させていただきます。

９月議会１項目は、人口対策と町づくりについて。それから、幼児教育について質問を進めてまいります。午前中の質問もそうですけれども、やはり人口減少、少子高齢化、この問題がやはり端を発して、非常に様々な質問がみなさんの一般質問の中で挙がってきていると思います。この人口対策については、様々な施策を打っていますけれども、これといってこれが効果的だということではないのですけれども、今に始まったことではないですが、しかしこの問題について議論して進めていかなければ、なかなか持続的な行政運営ができないというところで、この問題を質問させてい

ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

日本の人口減少というのは、出生数よりも死亡数が上回った2007年以降から本格化したと言われています。しかし、人口構造の変化はそれ以前から始まっており、生産年齢人口は1995年頃を頂点に減少に転じています。私が就職をするときはもう超氷河期時代だったのですけれども、本当にこのときからの景気が落ち込んでいって、非正規労働者というのが増え、工員数も減少し、さらに震災、そしてコロナの蔓延、複数の要因が様々絡み合っている中で、この人口の減少というのが今に至っています。これまで国が人口対策を打ち出してきています。しかし、やっぱりこの効果があるということは言えないのですけれども、時間をかけて、すぐに効果的ではなくても対策を打っていく、これは必要があると思います。

当町におかれては、この人口減少によって、もう既にですけれども、様々な影響が出始めているとは思いますが、今現時点でも起こっていること、これから想定されることは一体何か。町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、山田みどり議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、中之条町は急激な人口減少と少子高齢化の中にあり、今後もこのような状況が進むことが予想されます。人口が減少した場合に想定される町や生活への影響は、地域からサービス産業の衰退が進み、生活に必要な商品やサービスを入手することが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがあります。また、雇用機会の減少につながり、さらなる減少を招きかねません。経済・産業活動の縮小により、税収が減少する一方、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれ、財政状況の悪化が予想されます。また、地域コミュニティーの機能の低下に与える影響も大きく、地域のお祭りや伝統行事の継続も難しくなってくると思われます。

人口減少の影響は、既に地域の様々な場面で現れ始めており、担い手不足や高齢化、空き家の増加、地域活動の負担増が見られます。

今後は、農林業を含む地域産業の担い手不足が一層懸念され、農地や森林を適切に管理し、地域資源を生かす担い手の確保が課題となります。また、医療、介護、買物、移動などの日常生活を支える課題も大きくなりますし、公共交通の需要変化や地域での見守り体制の重要性も増すと考えられます。公共施設や道路、水道などの維持、更新にも限られた財源で対応する必要があり、従来と同じ形で全てを維持することは、より難しくなることが見込まれます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）今町長が答弁いただきましたように、本当に様々なところで影響が出るという、社会保障が上がっていくこと、また人口が減っていくことによって本当に日々の生活にまで影響が出るというふうなご答弁ありました。

同僚議員からも、人口がやっぱり減っていくことによっての影響、クマの被害もそうですし、地

域のコミュニティーをどうやって維持していくかという問題ですとか、環境を整備していくという上でも、本当にこの広大な中之条町というのを維持していく上では、これは本当に死活問題であるというふうに思います。

次の質問ですけれども、人口ビジョンを打ち出しているのですけれども、これは令和６年の人口ビジョンだったと思うのですが、将来人口が2050年には9,600人程度維持というふうに目標を掲げているのですけれども、この維持をするために、その対策と内容、現在行っている人口減少対策で行っている施策で効果があることはどんなことがあるのか、ご答弁お願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町人口ビジョンでは、2050年に9,600人程度の人口規模を維持する目標を掲げております。人口減少は今後も進むことが見込まれており、町として人口減少を直ちに止められるとは考えておりません。しかしながら、何もしなければ減少幅はさらに大きくなるおそれがありますので、そのために総合戦略における重点事業を核として、減少の速度を少しでも緩やかにする取組を進めているところでございます。

具体的には、新規就農者支援、事業継続補助金などの産業振興と雇用や創業の支援、移住定住相談窓口、定住促進対策住宅取得費補助金など、移住定住を促進する取組による若い世代の流出抑制とＵターン、Ｉターン、Ｊターンを含む転入の増加、または結婚、出産、子育てを切れ目なく支える環境の整備や、中之条ビエンナーレなど、地域資源の活用や関係人口の拡大にも取り組んでまいりました。

これまでの取組につきましては、個別施策による効果を明確に切り分けることは難しいですけれども、2018年推計と比べ、国立社会保障・人口問題研究所の2023年推計では、減少は僅かに抑制されております。移住者の増加により、人口の社会増減につきましても、令和元年以前はマイナス100人を上回ることがほとんどでありましたが、令和６年はマイナス11人、令和７年はマイナス29人と減少となっております。

目標の達成は容易ではありませんけれども、毎年度、取組と指標を検証し、必要な見直しを行い、安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）答弁いただきました。僅かながらではあるけれども、やっぱり施策を打っていかなければ本当に衰退の一途となってしまうというところで、やはりこういった担い手をつくり出していく、様々な施策、新規就農の支援ですとか、移住定住のところではある程度やっぱり効果も出ていますし、新しい方が起業して中之条町でお店を開いたりだとか、そういうふうなこともあって、これは少しずつでもそういう種がまかれていって、移住への促進につながっているのではないかなというふうに思います。引き続きこういった対策を重要視していただければと思います。

日常生活を支える上では､財源や担い手の不足というのは大きな課題であると思いますけれども、担い手不足のために地域を維持していくのが困難だという、同僚議員のほうでも、地域のほうではすごく人口が減少して、本当にいろいろなコミュニティーを維持していくのも大変ですし、草刈りだとか、そういったところでも担い手がいないというような声が寄せられています。

そのような対策、実際に寄せられている様々な声があると思うのですけれども、こういった対策はどのようなことを行っているかお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ご質問のようにいろんな経済を支える、それから地域文化、伝統芸能を支えるのに本当に人がいなくなっていると。ただ、私この間、中之条町の祇園祭に参加をさせていただき、２、３時間おったのですけれども、本当にこれはありがたいなと思ったのが、やっぱり移住のコーディネーターさんのお力も非常に発揮されていると感じたのは、お祭りに移住されたビエンナーレの方が積極的に参加されているわけです。ですので、やっぱり中之条に移住して、そしてそういう地域の方と触れ合って、そして地域の伝統芸能を維持する協力をしていただくと。これも一つのやはり地域を支える力になってきているのだというふうに痛感をいたしました。本当に見ていたら、移住された方が楽しげに祭りをされていました。こういったこともやっぱりこれから施策の中でしっかり進めていく必要は十分にあると思っております。

担い手不足により、今言ったように地域の維持そのものが難しくなっている地域があるということは非常に重く、また難しい課題であると考えております。地域を支える担い手の確保は、今後取り組むべき重要な課題であり、その中では地域おこし協力隊など、移住者の受入れや定着も一つの視点で重要であると考えております。

一方で、地域の実情と将来見通しを共有し、住民の皆様とともに考え、広域的な連携や代替手段を確保し、行政として必要な支援を行っていくことも必要であります。

現在、買い物支援対策として、移動販売事業の開始や公共交通の見直しなどを進めているところでありますが、地域ごとに状況や課題は異なりますので、現時点では地域の実情を把握しながら、地域からの相談や要請を受け止める体制を検討し、整えている状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）移住された方、地域おこしの方とかがお祭りにも参加していただいたということで、地域をしっかり知っていただく、地元と地元の人の文化に触れて交流していただくという、非常に大切なことだと思います。

ビエンナーレの作家さんも､やっぱり町の歴史や文化を深く勉強して､この地域を知っていって、さらに作品に生かしたりだとか、それをしっかり町民のみなさんにもいろいろ理解していただいてコミュニケーションを取っていただいているというところでも、非常にこういう文化が根づいてい

くということは大事だなというふうに思っているところであります。

今後の人口推移を想定していけば、行政だけで地域課題の解決をしていくということは本当に不可能だと思います。限られた行政の職員のみなさんだけで、全てこの町のいろいろな事業に対してやっていくということは本当に大変なことだと思います。

答弁にもあったとおり、地域おこし協力隊だとか、移住者などの担い手を増やしていくことは、地域ごとの特色を注目して、外からリソースを引っ張って、いろいろな担い手を引っ張ってくるということが大事だというふうに考えます。

例えば農業面でも、草刈りをする人がいないという管理が大変だというところであれば、耕作放棄地を開放して、草刈り講習というか、草刈りをやりたいとか、草刈りが私もあまり上手ではないので、やっぱり練習が必要なのですけれども、練習をする場所がなかなかなかったりという人もおられると思うのです。そういった場所を開放して、体験型講習として活用する、こういったことのマッチングをするということで、その地域での問題をうまく解決につなげていくと、こういうようなやり方も１つだと思っておりますので、ぜひ検討いただければというふうに思います。

人口変動を見ていますと、19歳から25歳までの流出というのは進学とか就職によるためで、これを抑制するということはなかなか難しいですし、もうずっと本当に流出している人数というのは変わらず、この人数が必ず出ていってしまうというのが統計でも出ています。

打合せの中で、しかしながら40代の方が町に戻ってくるというか、町に来て、若干増えてきているというようなことをお伺いしました。そういったことに注目すると、その世代、30代から40代のＩターン、Ｕターンを増やしていくということが、この担い手を育てていくということにもつながっていくのではないかなというふうに考えます。

ただ課題なのは、戻ってきていただいても働く場がないということなのです。多くはこの町に住みながらも町外のところに働きに行ってというような形なのですけれども、それが30分圏内ならまだいいかもしれないですけれども、１時間とかとなりますと、だんだん、もうちょっと近いところに住もうかなということで、なかなか定住というところにつながらないというふうになってしまいます。町に住んでもらっても働く場所というのを提供できるようにすることが、定住を安定させることにつながると考えます。

町に来る方は、仕事をもともと持っていなかったりとか、仕事のノウハウいろいろ持っている方もいらっしゃると思うのですけれども、そういった方に起業支援補助金の活用、あとは地域が、例えば本当にいろいろ様々中之条町は特色のある地域をたくさん抱えていますけれども、そういった受入れ体制をもうちょっと強く強めていく、充実させていくということで、Ｉターン、Ｕターンの人たちにも新たなチャレンジを後押しできる仕組みをつくることが必要ではないかなというふうに考えます。

若い人が何かやりたいと言っても、いや、そんなのは無理だよというようなことで、そういった

新たな仕組みをやりたい、こういうことをしてみたいというチャレンジを後押しができないとなかなかそこの定住とかいうふうにはつながらないと思うので、ぜひこういう若い人のいろいろな可能性をぜひバックアップするような町の仕組みをつくっていただければというふうに思うのですけれども。そのことによって40代世代って家族で移住するという方が多くて、それは子どもが少ない当町においては、家族で来ていただくということでも、今町長が力を入れている子育て支援にも本当につながってくるというふうに思うのです。

そういったバックアップ体制について、ちょっと答弁お願いしていなかったのですけれども、もしあれば、ぜひお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるように、現在そういった形で中之条町に帰ってくる、あるいは中之条町に移住された方、そういった方がやっぱり中之条町は雇用をするところが少ないものですから、１つは例えば中之条ガーデンズなんかの場合は、会計年度職員の中にそういう方もいらっしゃいますし、それも一つの雇用の場でありますし、例えばつむじなんかも、やはりあそこのところで雇用の場の一つの一翼を町として担っているのかなと思います。

できれば、中之条町の魅力を知ってもらうためには、まず住んでいる我々がこの中之条町をみなさんいい町ですよと､愛しているのですよと思えるような町づくりをすることが帰ってきて､では、そういうところで仕事をしてみようかということにつながると思うので、町づくりをしっかり、我々が自分たちの町をしっかり守り、そしてみなさんに来ていただけるような町づくりをする。そのことによってＩターン、Ｕターン、Ｊターン、みなさん帰ってきて、ああ、中之条町でこんな仕事でもやってみよう、起業するのだけれどもこんなことをしてみよう、中之条町には起業補助金こんなのがあるよとか、そういうこともやっぱりこれからのものにつなげていって雇用も考えていかなければならないと。

そういう若い方たちが帰ってきて、我々、私ももうすぐ70になってしまいますけれども、そういう人を支えていただく元になるわけですから、そういう方々に中之条町に帰ってくる、あるいは来ていただく、そういうことは非常に重要であるというふうには認識をいたしております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）答弁ありがとうございます。やっぱり町民のみなさんも非常に外からいろんな方が来ても、すごくフレンドリーにというか、地域でも受入れ体制、おもてなし体制というか、非常にすばらしいというのはいろんなイベントを通しても、町民のみなさんが、こういう町民のみなさんだなというのが分かると思います。

本当にそういったところで、ぜひ中之条町ではいろんなことがチャレンジできる町なのだと。そういうことをちょっと打ち出して、若い方が地方で働いたりだとか、子育てができるという魅力をさらに発信していただければというふうに思っているところであります。

そういう町づくりをする上で大事なのは、行政サービスの部分ですけれども、次の質問に入りますが、今後の行政サービスは、人口減少していく中、減っていく中でも事業の内容は多様化、複雑化していっているわけです。先ほど来もあるように、事業数が増えている。また、広域的な視野も必要となっている。行政を支える職員については、本当になかなか成り手の不足というところでも今大きな問題を抱えているところであります。

今現在の町の職員の雇用状況、そして男女比率と管理職の男女比率について教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）町の雇用状況、それから男女比率等のご質問いただきました。初めに、職員の雇用状況につきましては、診療所の医師や再任用等の職員を除く、過去５年間の退職者のまず実績を申し上げます。令和３年度、退職者10人のうち、一般職が７名、保健師１名、保育士２名、令和４年度、退職者４人のうち、一般職２名、保健師１名、保育士１名、令和５年度、退職者７人のうち、一般職５人、保健師１人、保育士１人、令和６年度、退職者５人、全てこれは一般職であります。令和７年度、退職者４人のうち、一般職３人、保育士１人であります。ただし、退職者数には定年退職に限らず一般退職も含んでおります。

次に、診療所や定年延長を除く各５年間の４月１日現在の採用状況について、ご案内申し上げます。令和４年度、採用者９人のうち、一般職５人、保育士２人、学芸員１人、現業職１人、令和５年度、採用者３人のうち、一般職１人、保育士１人、栄養士１人、令和６年度採用者４人のうち、一般職２人、保育士２人、令和７年度、採用者８人のうち、一般職４人、保健師１人、保育士２人、栄養士１人、令和８年度、採用者７人のうち、一般職４人、保健師１人、保育士２人でございます。

採用につきましては、退職者の補充や定年延長、再任用等の状況を考慮し、また全体的な業務等を加味しながら、可能な限り正規職員の配置に努めております。

男女比率でございますけれども、４月１日現在で派遣職員や再任用職員を除く一般職、任期付職員、医師で申し上げますと、職員211人のうち、男性110人、女性は101です。管理職は24人のうち、男性18人、女性６人という状況でございます。

最近は、中之条町以外の県外郡外からも中之条町の職員の応募をされる方が出てきております。これはちょっと手前みそですけれども、中之条町がいい町なのだなと思っていただけるのかなと、そんなふうに思っておりますけれども、ほかの吾妻広域消防本部なんかもやはり郡外県外からの応募状況についてもあるようでありますので、それは中之条町についてはそういった状況で中途採用も増えてきているということでありますので、そのへんのところはご承知おきいただければと思います。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ありがとうございます。過去５年の男女比について、職員のみなさんにも調べ

ていただきまして、男女比というのが段々現在に至ってほぼ同じぐらいの同数になってきているのです。以前はちょっと差が、女性のほうが少なかったりという差もあったのですけれども、今では同等数ということでなっています。

しかしながら、配属に関しては男性ばかりの課というのもあって、女性が全くいないというという偏りも多少見られるわけです。もちろんいろいろな役割の中でそういうふうな配属にはなっているのかなというふうには思うのですけれども、事業で性差を分けることなく、特にいろいろな場面でやっぱり女性の配属も必要なのではないかなというふうに思うのですが、配属についてなかなかこれ非常に難しいと思うのですけれども、その男女バランスなんかを考えて配属というのはどのような判断で進められているかだけ、ご答弁お願いできますか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるように、だんだん男女比率が狭まってきているという状況でございますけれども、１つ捉えますと、健康子育て課なんかに関してはやっぱり女性が非常に多くなりますし、ひとつ建設課なんてことになりますと、現場がございますので、やっぱり男性が多くなっていく。その中においても、例えば税務課だとか、いろんなところで男女でいろいろ仕事の中でやれるような場所というのは、そういうことを考えながら人事異動の中でも考慮してきています。

総務課もそうですし、税務課もそうですし、福祉、それから住民課などを見ていただくと、男性と女性がまあまあいいバランスでいるのかななんていうこともありますし、場所によってまたそれは部署によっては違うものですから、そのへんを考慮しながら人事異動についても今後も検討していった中で、女性、男性でもやれるような仕事というのは、そういう形で人事異動も考えて行ければと、こんなふうに思っています。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）難しいと思います。本当に役割としては女性のほうが優位であるかなとか、いろいろ考えるところもあると思うのですけれども､本当に名指ししてしまって申し訳ないけれども、防災安全課においてはやはり女性の職員がいらっしゃらないところで、やっぱり熊本の地震で、報道ベースですから全体がそうだとは言いませんけれども、いまだに体育館で雑魚寝というような状況で、本当にパーソナルスペースもなく、みんなが寝てるというような、それが報道されてみんながやっぱり衝撃を受けたわけです。私も段ボールベッドの組立てとか体験したことがあって、この間、防災安全課のご協力をいただきまして体験させていただきましたけれども、いろいろ様々備品があって、それをもうちょっと生かしたりだとか、いや、でも段ボールベッドもあの簡素なものよりはもうちょっとうまく寝心地のいいものがないだろうかとか、高齢者だとちょっとやっぱ低いので、起き上がるとき、ちょっと立ち上がるとき大変だなとか、様々なそういった意見が女性の意見も男性の意見も両方からやっぱり意見が上がってくると非常にいいのかなというふうに思うわけです。なので、ぜひそのへんのところは配属のところで難しかったとしても、防災面のところではや

っぱり女性の意見必ず入れていただいて、いろんな会議の場面のところで、ぜひ入れていただきたいなというふうに考えているところであります。

引き続きの質問をさせていただきます。働きやすい職場環境について、どのように今進められているかというところです。答弁をお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）働きやすい職場環境の整備というお尋ねをいただきました。日本の社会全体の中では、その構造が複雑化する中にあって、いわゆる多様性を尊重し合う動きが主流となっておりますが、いまだに男女格差や性別の枠にとらわれ、真に平等な社会の実現には至っていないケースもあると感じております。

働き方も多様化し、世代間で意見や考え方の相違もあるため、まず現状の職場環境はどうなっているのかを客観的に把握する必要があると考えております。ここ数年、職員労働組合でもアンケート調査を実施しておりまして、その結果を見させてもらいますと、改めて世代間ギャップのようなものを痛感しております。

一方で、日々の職場で職員が感じている率直な意見を聞くことで、職場内の課題を発見する機会にもなっております。

極端な業務負荷やハラスメントなどはないものと認識しておりますけれども、改善や検討を必要とする場合には、適宜対応を図っていく考えでおります。

有給休暇の取得、残業時間、育児・介護休業の取得状況などの把握にも努めており、また可能な限りこういった制度を有効利用していただくための措置は行っております。

しかしながら、物理的な職場環境の改善という点では、庁舎も古く、スペースも限られていることから、必ずしも快適な執務スペースや清潔で整備された空間、適切な照明、温度管理、休憩スペースの確保などが図られていない部分もございます。職員自身のライフスタイルに合わせ、既存の育児・介護支援制度や休暇制度を柔軟に活用していただき、また人材育成やスキルアップなど、研修制度を有効に利用し、専門能力向上など、多様な業務経験を積む機会となればと考えております。

健康支援面では、健康診断の徹底と事後指導、ストレスチェックの実施や産業医による面談など、現在も実施しておりますが、さらに健康増進に向けた取組に努めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、行政サービスを行う上で、職場環境は重要な要素であり、社会情勢や職員のニーズの変化に合わせ、見直しや改善を行い、職員のモチベーションの向上や働きがいを感じる気持ちなど、意欲的に業務に取り組む環境が、結果として行政サービスへの好影響となるものと考えております。

先ほどの防災安全課のご意見をいただきました。被災される方はお年寄りから子どもさんまで、男性から女性まで、みなさん被災対象というのは同じですので、そういった面は今、山田議員のおっしゃるように、今後考えて考慮しながら人事異動についても進めていきたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）職場の環境を整えていくことで、長く行政サービスに従事していただき、また町民の行政サービスを担っていただくという大変重要な職務に就かれていますみなさんが、本当に気持ちよくモチベーションを上げて働けるような職場環境を整えていただきたいと思うのですけれども、先ほど答弁いただいたところで、女性の管理職の率というか、人数を答えていただいたのですけれども、たしか18人中６人でしたね。この目標値というのは特にないのかもしれないのですが、同じ同数ぐらいに女性の管理職も上げていくということをぜひ目標にしていただきたいのですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私就任して以来、女性管理職が徐々に増加をしておりますし、今回非常に６名という管理職の方にご苦労いただいておるわけでありますけれども、やはり前の話に戻りますけれども、やはり男性、女性がこの世の中にいるわけですから、男性の感性、女性の感性、そして管理職もやっぱり管理職としての女性の感性あるいは男性の感性、そういったものをこれからしていく上においては、まだ人数が少しバランスも取れていませんけれども、今後はやりそういう女性の視点で、町の行政、あるいは町民サービスというのを考えるという視点は、私は極めて大事だと思っております。

やはり私なんかも今うちにいますと、私と女房といますけれども、それなりの感性がありますから、そういったことも行政に生かしていくということは大変重要なことだと思っておりますので、しっかり心にとめ置きますので、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ジェンダーギャップの解消に向けてぜひ取組を。本当に外丸町政になってから女性の管理職のみなさんが増えたというところで、議会のほうも今２名ですけれども、これをさらに上げていかなければいけないというふうに思います。やっぱりそういう意思決定の場のところに女性が少ないというところは、非常に問題だなというふうに思っているところです。

あとは、注目するところは、若年層の離職というのがここ最近ちょっと見受けられるところがあって、長時間、時間外労働の是正というのも、また引き続き力を入れていっていただきたいなというふうに思うところです。

もう一点、数字のところなので課長でもいいですけれども、育休制度の取得については、状況が今どんなような状況になっているかというのが、もし数字で分かればお願いいたします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀　浩）育休等の取得状況ということでございます。なかなか割合といいますか、率として捉えるのは難しいので、実数ということでお答えさせていただきます。

直近の令和７年の実数でございますけれども、これ継続職員も含めてですけれども、12名になります。うち男性が２名なのですけれども、男性の場合はどうしても女性と違いまして長期的ないわゆる取得ではなくて、短期間的な取得になります。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）12名中２名が男性という状況だということを伺いました。やはりなというところで、なかなか男性が育休を取るというところでは、少しずつ役場ですが、公的なところでも増えている、民間ではかなり増えてきていると言われているのですけれども、こういった行政のところではなかなか進んでいかないというのが現状にあるというところであります。

これは、総務省の統計データなのですけれども、６歳未満の子どもを持つ夫婦、子どもを持つ世帯について、夫と妻の１日当たりの家事関連時間というのを見ると、夫は１時間54分、妻は７時間28分となっております。みなさん、自分のご家庭のところの状況を見て、ああ、そうかなというふうに、ぜひちょっと思い返していただければと思うのですけれども、2016年と比べると夫は31分の増加、妻は６分の減少にはなっています。

しかしながら、夫婦の差は縮小したものの、これだけ差があるというところなのです。家庭での役割というのは、みなさんどうですか、奥さんのほうが、妻のほうが得意だから、俺がやったのでは迷惑かけてしまうからとか、俺よりは飯が作るのうまいからとか、いろんな理由でみなさんなかなか台所に立つことはないかもしれないのではないのでしょうか。そういうところの意識、そういった意識で、なかなか最初から妻のほうに任せてしまう、そういったところから放棄してしまうという現状にあるのではないでしょうか。自分の胸に手を当てて、ぜひ考えていただければと思うのですけれども、若い世代ではこういった意識が若干変わり始めてきています。育児は母親が担うものという無言の行動と同調圧力みたいなものが、男性の育児休暇の取りづらさになっているのではないかというふうに思います。

この取得率を上げるとともに、先ほど言いました短期と言っておられましたけれども、長期で取得ができるように体制の整備をぜひしていただきたいと思うのです。そのためには、業務の属人化の解消ですとか、そういったことも対策として必要です。

女性が育休を取って育児に専念しているわけですけれども、その前から、妊娠期間も経て、女性は本当に体が変化して、本当に生活が変化していろんなことに影響を受ける。けれども、男性は何一つ変わらずに普通に働けるわけです。でも女性は、職場を辞めなければいけなかったり、職場を休まなければいけなかったり、それまでのキャリアやそういったものがストップされるような状況にあるわけです。それだけのリスクを抱えて子どもを産みたいかと言われると、なかなか１人目は産めたけれども、２人目、３人目はちょっと難しいな、お金の面でも大変だなというような、やっぱりそういった考えが今若い人には非常に広がっているのだというところであります。ぜひそのへんご理解いただいて、育休の制度、もう少し取りやすくするような対策を中之条町に進めていって

いただきたいというふうに思います。

1975年、アイスランドで女性の休日というのがアクションが起こりました。アイスランドの90%の女性が立ち上がって、家事労働から解放され、ストライキを起こしました。彼女たちは同一賃金、労働条件や子育て環境の改善、性暴力撲滅などを訴えて、そういったアクションを起こしました。そのアクションは何度も起こされて女性の権利を訴え、これまでの多くの運動によって女性の権利が回復してきたものと考えます。やっぱり声を上げなければ情勢は変わっていきません。これが今から、1975年ですから50年前ぐらいのアクションなのです。

では、今50年後の日本はどうかというと、日本においてジェンダーギャップ指数というのは後進国となっています。女性活躍と言いながら、先ほど言いましたように意思決定の場に女性がいない、少ないという現状です。本当にこれをとにかく変えていく必要があります。アイスランドの政府は、女性がやっぱり半数以上だそうです。女性の首長だったりとか、そういうところでも政治の面でもそういうふうに女性が活躍できているというところでは、日本ではなかなかこういう議会の場でも女性の数が少ないというところで、ぜひ変えていかなければいけないというふうに自分自身も思っているところです。

人口戦略会議が消滅可能性自治体と言っているのですけれども、その定義が20歳から39歳の女性の人口が半減することを理由に掲げていて、中之条町の消滅自治体と不名誉なところに挙げられているところでありますけれども、果たしてこれが消滅の理由になるかという議論はもちろんあります。その年代の女性がいないから消滅するのかということではないというふうな議論もあるのですけれども、でも男女がいなければ人口が増えていくということはありませんから、女性が町を離れて戻ってこない、中之条町を選択してもらえていないという理由は何なのかということを、ぜひ人口対策にとってはちょっと必要ではないかなというふうに思っているところであります。

先ほど課長にもちょっと調べていただいたのですけれども、政府では地域働き方職場改革等の推進会議というので、今推進会議が行われていて、全国でいろんな自治体が手を挙げているのですけれども、群馬では、群馬県は全然手を挙げていないのですが、桐生市が手を挙げて、その会議の中に入っています。ここは若者と女性が地域で働けるようになるにはどうしたらいいかということを推進していく会議だそうなのですけれども、ちょっと中身はこれからどういったものかというところで吟味していきたいところではありますけれども、やはり雇用のところでは女性が働く場所であったりだとか、そういったところがないと、なかなか地方に行って地方に戻ってきても、ここで働いて、家族をつくって、子どもを育ててという長い人生の設計をする上では、ちょっとなかなかそういったビジョンを描けないのではないかなというふうに思います。ぜひ若い女性が中之条町で仕事をしたいな、子育てをしたいなと、そういうふうに思ってもらえるような町づくりをぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

ちょっと長々とすみませんが、社会が発展していくと、社会が成熟していくと、おのずと人口と

いうのは増えなくなると言われています。先日の観光計画で基調講演していただいた山田桂一郎先生も、人口減少は問題ではなくて前提だというようなことをおっしゃっていたと思うのです。そういったことを考えると、そういった観点から議論を進めていくことが必要ですし、限られた行政サービスが可能となるよう、行政の再構築、人口が9,600人程度になるというのであれば、どういったらそれを維持できるかという、今の制度を再設計してやっていくことが必要です。町民のそういった意見をしっかりと吸い上げながら、町長が進める共創まちづくりというふうにおっしゃいましたけれども、やっぱり新しい行政モデルが必要ではないかなというふうに思っているところです。ぜひその点について、今ジェンダーをすごく長く説明しましたけれども、ジェンダーの視点からもぜひ町づくりについては考えていただきたいと思うのですけれども、答弁をお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるように、今ご指摘をいただいて、私も大いに反省する部分が感じるところでありましけれども、なかなか時代が変わってきて、うちの子どもたち、せがれどものところへ行きますと、たまにはせがれが調理場に立っているので、どうしたのだって孫に聞いたら、１週間に２回ぐらいパパが作るのだよなんていう話もしていて、だんだん、だんだんそういう変わりはあるのでしょうけれども、私なんかまだ古いものですから、なかなかそういう感覚ありませんけれども、やはり時代というのはそういうふうに変わってきているのだと思うのです。

ですから、私なんかも今ご指摘をいただいて、しっかり反省しながら、すぐには変えられませんけれども、そういう意識を持つことは必要だと思いますし、今の若い人たちはやっぱりそういうふうにお互い、共創というのは、みなさんの意見を聞くから共創、男女も共創ですから、男子と女子が、男性と女性がお互いに協力し合って共創のまちづくり、若い人がお年寄りがみんなが要するに知恵を出し合いながら共創のまちづくりですので、もうこれからは主体は町民の方、もちろんそうです。今までだとトップダウンでいけばよかったという時代もあったのでしょうけれども、今はそうではなくて、やっぱりいろんな問題が複雑に多様化していますから、いろんなものをみなさんで共創のまちづくりというのは、私はそこを４年前に掲げて選挙をさせていただきましたけれども、やっぱりそういうみなさんで我が町をどうにしていくのだというのをつくろうと。

第一番目に、未来戦略ミーティングというのを３年間しましたけれども、若い人たちが、この町はどういうふうにしていきたいのか、どういうふうな町ならいいなと。決して第一条件として、人の意見は否定しないでくれという話をさせていただきました。冗談っぽく言えば、中之条町にディズニーランドがあったらいいねと、そんなことはできっこねえだんべというのが普通なのですけれども、そら面白一ね、だけれども、そういう面白いことが何かしたいなというような考え方を持っているのだということを考えれば、いろんな意見というのはあっていいもので、やっぱり環境の変化、時代の変化によって、さっき言ったように男性と女性がしっかりそういうところを理解し合いながら社会を構成していく。特に中之条町はそういうことに一生懸命やっているのだよということ

をこれからＰＲすることも、移住の方も、それからＩターンで帰ってくる方も、Ｕターンで帰ってくるかたもいろんな方が中之条町に訪れてくれるのではないかなと、そんな気もしますので、しっかり反省しながら、今後よく私の中でも考えていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）すみません。別に誰かを責めるつもりはありません。やはり社会がそういう形で女性の活躍を妨げてきたというのが社会的な問題だと思うので、誰が悪いとかということを言うわけではなく、ぜひみなさんが、そうかと、では今日から台所立とうかとか、そういうちょっとした、本当にちょっとした意識の改革で変わってくると思いますので、ぜひそのへんのところは努めていただければと思います。

次の質問に入ります。幼児教育の環境について質問させていただきます。少子化が進んでいるからこそ、子どもが少ないからこそ、教育の充実が図られて、一人一人のお子さんが伸び伸びと育っていく環境をつくっていくことが必要であると考えますが、今後の幼児教育について質問をさせていただきます。

すみません。質問書の中では答弁が町長となっておりましたけれども、もし教育長のほうで答弁書がありましたら、答弁いただければと思います。どちらかに、すみません、よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）山田みどり議員のご質問にお答えします。

少子化が進む中にあって、幼児期は子ども一人一人の人格形成の基礎を培う大切な時期であり、子どもの発達や個性に応じたきめ細かな教育・保育を充実させていくことが重要であると考えております。特に幼児期の教育・保育においては、知識や技能を身につけることだけでなく、遊びや人との関わりを通して、主体性、好奇心、協調性、粘り強さなど、将来の学びや生活の土台となる力を育み、小学校の生活や学びへ円滑に接続することが求められております。

また、こども家庭庁が策定した、はじめの100か月の育ちビジョンにおいても、子どもの権利と尊厳を守ること、安心と挑戦の循環を通して子どものウェルビーイングを高めること、誕生前から切れ目なく育ちを支えること、保護者、養育者を支援すること、そして子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことが示されております。

こうした考え方を踏まえますと、少子化を単に施設の利用者が減少するという問題として捉えるのではなく、むしろ子ども一人一人に、より丁寧に関わり、その育ちを支える教育・保育の質をどのように高めていくかという視点が重要であると考えております。

一方、保護者のニーズについては、就労形態やライフスタイルの変化などにより、多様化しているものと認識しております。教育を担う幼稚園と、保育を必要とする子どもを受け入れる保育所というそれぞれの役割を踏まえながら、保護者が安心して子育てと仕事を両立できる環境を整えると

ともに、子どもの育ちにとって何が大切なのかという視点から、教育・保育の充実を図る必要があります。

また、質の高い幼児教育・保育を実現するためには、それを担う幼稚園教諭や保育士等の人材の確保と育成が欠かせません。国においても、幼児期までの子どもの健やかな成長を保障するため、教育・保育の質の向上とともに、保育士等の人材育成、確保を進めております。

本町におきましても、職員が子ども一人一人に丁寧に向き合い、安心して教育・保育に取り組むことができる環境を整えていくことが重要であると考えております。現在本町では少子化や保護者のニーズの変化など、幼児教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の幼児教育の在り方について検討委員会を設置し、検討を進めております。

この検討においては、単に少子化に伴って施設を再編するという考え方ではなく、中之条町の子どもたちにとって、これからどのような幼児教育・保育環境が望ましいのかという視点を大切にしております。

中之条町教育大綱に掲げる、「ふるさと中之条町を愛し、明るく、かしこく、たくましく未来を切り拓く人づくり」という基本理念の下、子ども一人一人を大切にし、家庭や地域と連携しながら、幼児が伸び伸びと遊び、豊かな体験を通して成長できる環境をどのように整えていくかを検討してまいります。

保護者のニーズにつきましても、アンケート等を通して把握し、子どもの育ちにとって何が望ましいのかという視点と併せて、今後の検討の参考としてまいります。今後検討委員会からの提言を踏まえ、総合教育会議等において十分に協議し、本町における今後の幼児教育・保育の在り方について、町としての方向性を整備してまいりたいと考えております。

少子化という状況を単に施設を縮小するための理由とするのではなく、限られた人的、物的資源をより効果的に活用し、一人一人の子どもの育ちに、より丁寧に向き合うことのできる幼児教育・保育の実現につなげる機会として捉え、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）子どもたちの教育や保育の質を高めていくということは本当に重要であると私も賛同いたします。

中之条町は、生きた学びを得られるという点では、自然や文化、歴史的なものもありまして、子どもたちがそういった体験の中から生きる力を習得することができる本当にすばらしい環境にあるというふうに考えます。

今後、検討委員会が開かれているというところでありますけれども、保護者のニーズももちろん必要ですけれども、やっぱり子どもたちの幼児教育の特色をさらに生かしたものとなるように、ぜひ中之条町はこういう幼児教育をしているのだと、ほかとの差別化を図っていくことが必要かなと

いうふうに思います。

また、どんな特性を持っていても、子どもが自分らしくいられるような環境整備です。午前中にも同僚議員が言いましたけれども、子どもの居場所というところでは、非常に幼稚園、保育所、そして小学校、中学校と子どもたちがそこに通うわけですけれども、それ以外のところにもちゃんと子どもたちが憩えて安心できる場所があったり、安心できる人がいたりとか、そういう環境整備が非常に大事になってくるのではないかなというふうに思います。そういった視点で、ぜひ子どもの新たな居場所となれるように、検討委員会として進めていっていただきたいというふうに思います。

これまで女性のところから子育てのところまで質問させていただきましたけれども、人口が減っていって、すごくネガティブな考えというよりは、むしろ人口が減っていく中で、本当に質の高い環境がそれぞれの地域でそういったことが提供できるというような、ちょっとポジティブな考えにして、人口減少していくと、やっぱりお金がなくなって、人がいなくなって、そういうのが全然できなくなってしまうってネガティブではなく、どういうふうにしていけば維持できるか、どうやったらみんなが幸せに生活ができていけるかというような視点の中で、その維持をしていくという視点に立っていかないと、なかなか発展ができない。子どもが減っていくからもうしようがないよ、では統合するかと、そういう話になってしまって、そういうふうに学校がなくなってしまったら地域が衰退してくよねって、そういうふうなことではなくて、やっぱり特色を生かしながらどうやって維持できていくかということを、みんなが知恵を出しながらやっていくことが非常に大事かなというふうに思います。

ぜひみなさんと知恵を出し合いながら議論を進めて、本当に建設的な町づくりをみなさんと進めていきたいというところを申し上げまして、私の一般質問を終わりにします。すみません。では、答弁お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今教育長のほうから幼児教育の話を１点させていただきました。

実はこれ、２年ほど前に総合教育会議がございまして、今中之条保育所、それから伊勢町保育所、そして中之条幼稚園、沢田幼稚園とお子さんをお預かりしているわけですけれども、２年前のときに、どうもこれから中之条町も幼児教育については非常に重要性が、今おっしゃられるいろんな要望があるということをぜひ教育委員会でこれから検討を始めて、早急に若い女性たち、若いお子さんたちをお持ちの世代に知らせることが大切だから、ぜひお願いしますということで、昨年、総合計画にかけてまた申し上げたのですが、今検討会議が立ち上がりました。

私の今度の政策の中でも幼児教育の充実というのはやっぱりしっかり考えていかないといけないと思います。特に昨年度が33名の出生がありましたし、その前は49人、吾妻郡中全部合わせても146人しか昨年は出生なりませんでした。こういった状況を考えるときには、教育というものをやはり幼児教育をしっかりしてやる、そして吾妻郡全体の教育を考えていく大きな今岐路に立ってきている

なと思うのです。ですので、この幼児教育の充実というのはしっかりやってもらいたいということを私の政策の中でも今回は大きな柱の一つだというふうに考えております。そういうことによって、やはり安心して中之条町で子育てができるということは、知事のときも申し上げましたけれども、我々世代を支えるそういう若い世代、その人たちを応援することによって間接的には高齢化の支えになるのだというふうに私は思っています。

このヒントを得たのが、関西のほうにある小さな6,000人のところで、15年かかってこういう結論になったのだと。漠然とした不安から漠然とした安心に、これを掲げて、やっぱり子どもたちを育てていくのだというヒントを私いただいたので、今回のこともこれからの政策の大きな柱の幼児教育の充実というのは、やっぱりしっかり訴えていこうと、そんなふうに考えております。よろしく願います。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）すみません。ご答弁いただきましてありがとうございました。

そうなのです。漠然とした不安から安心にというところで、ぜひ子育てしているみなさんが将来的に不安で、子育てしても不安だというようなお声をいただいたのです。やっぱり２人目、３人目を考えられないと。やっぱりこれだけ物価が高くて給料が上がらないと、子育てする上で本当にお金がかかるのですって、一大プロジェクトなのです、子育てって。それをやっぱり応援できる町であってほしいなというふうに思うところであります。答弁いただきましてありがとうございます。

ぜひ引き続き私どももこういったみなさんからの意見をこちらにつなげさせていただければというふうに思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

以上です。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。

その前にちょっと配り物があるので、ちょっと待ってください。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）質問に入る前に、先ほどお配りしたのは、本日の一番最後の５項目にあります、特定小型原動機付自転車というものの一例として、みなさんにどういうものかなということで、ご紹介する意味で、メーカーの許可並びに議長の許可をいただきまして配付させていただきました。

先ほど同僚議員が、みなさん本当にお疲れのところという挨拶をなされておりましたが、私がまだ１人いまして、いよいよ最後の最後でございます。本当にお疲れのところすみませんが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らさせていただきます。

本日のテーマを高齢者の移動について一本に絞って、お伺いというよりも、提言という形でお話しさせていただきたいと思います。また、提言という形ですので、いろいろ説明しなければなりま

せんので、長くなることをご了承の上、お願いいたします。

高齢者が自分で移動できる手段をできるだけ長きにわたり確保することは、高齢者の充実した人生を送るため、また社会参加によるまちの活性化にもつながる大切な要件であります。通院や買物といった日常生活の維持、行政・金融手続、仕事やごみ出し、地域貢献、趣味・教養サークル、友人との交流など、高齢者の自立心や社会参加、社会的孤立の防止、家に閉じこもりがちになるのを防ぎ、人との交流や生きがいを維持し、健康と生活の向上などのためであります。

運転免許を取り上げられてしまった方が急にぼけてしまったとかいう話もございますが、筑波大学の研究によりますと、免許を取り上げられた方の６年後の要介護率は2.2倍にもなるとの発表もあります。本日は、高齢者が自分で移動できる手だての手助けになるような政策について、町長のお考えをお尋ねするとともに、提言をさせていただきます。

先ほど同僚議員の質問の中で、高齢者の医療についての施策について町長が答弁されておりますので、私の趣旨でございます、高齢者が長く運転できるような施策というのがございましたら、ご紹介をいただいた後、このことについて町長はどのように認識しておられるのかについてお考えをまずお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田弘明議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町のような中山間地域におきまして、高齢者の日常生活における移動手段を確保することは、買物や通院、社会参加など、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための生活基盤を確保することであると認識をいたしております。

現在、高齢者の方の移動の手助けになるような施策につきましては、デマンドバス、買い物支援バス、医療機関等外出タクシー「なかのん号」、社会福祉協議会による「やまどり」や、福祉有償運送、福祉タクシー利用料金助成などを実施しております。

また、75歳以上で歩行困難な方や、加齢により自動車免許証を返納した方等を対象にいたしまして、連動歩行補助車の貸出しを実施いたしております。現在、貸出用に11台を準備しておりますが、常時８台前後が貸出しとなっている状況でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）数多くのメニューを用意していただいておりまして、本当に感謝を申し上げます。予算も相当つぎ込んでおられるのは承知しております。本当にありがとうございます。

今申し上げられた町長のお話は、既存のバスやタクシーなどの事業者を活用する方法、また市町村が自ら主体となって登録を受けた市町村が自家用車を用いて有償で運送する仕組み、また福祉や介護サービスなどでございますが、本日は第三者のサービスによる移動という観点ではなく、あくまでも自分自身で移動することに絞って話を進めてまいりまして、最後にいよいよ免許返納というようなときの、どうしたらよいかということを最後に１つ提言申し上げる段取りで質問させていた

だきます。

2023年の警察庁の統計によりますと、年齢層別免許保有者数10万人当たり交通事故件数において、16から19歳の運転手は1,025件、20から24歳の運転者は589件、85歳以上の519件を上回っています。また、同じ年の年齢層別交通事故件数においては、50から54歳の運転手が最も多い２万7,485件であることが警察庁の統計で出ております。

それと、22年の統計では、75歳以上の死亡事故は車両単独、つまり自分が物にぶつかって死亡する、いわゆる自爆と言われる事故が44％を占め、人をはねる死亡事故は23％であり、それに対して75歳未満では車両単独が19％で、人をはねる事故が44％と逆転しているということでございます。

また、自動車保険料を比較しますと、一番高いのは18から20歳の層で、70代以上に比べて5.6倍も高いのだそうです。交通事故の統計データは決して若年層、中年層が高齢者よりも安全ということは示していないのです。高齢者の運転、事故が多いというのは、明らかに偏見なのであります。この点は、広く知られる必要があると。警察庁のデータがこう言っているのだから、私は間違いないと思っております。

次に、高齢者の免許保有数なのですが、警察庁の統計によると、運転免許保有者総数というのは今減少傾向にあるのだそうです。その中で、団塊の世代、1947年から1949年に生まれた方が今全員75歳を超えられたため、75歳以上の高齢層は数年ごとに約1.8から２倍のペースで増加し続けているのだそうです。

群馬県の運転免許保有者数は合計138万人で、運転免許保有率は全国で第１位なのだそうです。実に適齢人口16歳以上を見ますと、男性は90.3％、女性でも79.6％もの人が免許を保有しているという状況でございます。

中之条町を見ますと、令和６年度の高齢化率が43.1％、伊参地区でも52％、先ほどの同僚議員の直近のデータですと55％がもう高齢者ということになっております。人口のボリュームゾーン自体が完全に高齢者層へ移行しているので、町内のドライバーのおよそ10人に４人以上が65歳以上の高齢者であると推測するのが自然ではないかと思っております。

次に、自主返納についてなのですが、偏見から高齢者の免許返納せよという圧力が非常にあるように私は思われます。自主返納件数を見ますと、75歳以上の免許返納率は、群馬県はワースト順位８位で、地域特有の背景というのですか、群馬県はもう１人１台の車社会ということもございまして、免許返納率も非常に少ないと。免許を持っていないと、車がないと買物もできない。小さなお店がなくなって、郊外型の店舗が多くなってしまっていますし、農業従事者もう高齢化して、軽トラがなければどうにも仕事にならないと。

しかも、先ほど同僚議員の答弁の中でも町長述べられておりましたが、中之条町は県内４位の面積を持つ非常に広大な地域で、移動にも不可欠であると。なおかつバス路線などの公共交通が脆弱というか、非常に少なくなってきてしまったと。冬には雪も降るということで、とにかく日本一の

車社会であります。本当に高齢になっても車がないと生活が成り立たないというのが本当の現実なのです。

以上の視点を踏まえまして、安心してできるだけ自動車を運転し続けるための方策について、提言してまいりたいと思っております。まず最初に、運転危険薬についての注意喚起について申し上げたいと思います。みなさんもぴんってくるかと思うのですが、東京の池袋におきまして、2019年４月19日に当時87歳の方の運転する乗用車の暴走による死傷事故がありました。マスメディアは事故の深刻さもあり、アクセルとブレーキを踏み間違えた高齢者だからこその事故だと一斉に報道され、社会に大きな影響を与えました。後の民事訴訟などで、この方が65歳以上においては約100人に１人、約１％の有病率を示す神経進行性の神経難病を持っていて、通院し、薬の処方、治療を受けていたということが分かりました。

また、別の事故なのですが、新東名高速道路で事故を起こしたまだ若い有名な女優さんの事故がございました。これ事故の前、本人がぜんそくの吸入薬、せき止めの薬、花粉症の薬、解熱のための抗生物質を飲んでいたと述べられておりました。これらの薬が持病を一時的に悪化させた影響の可能性を指摘している医師もおられます。総務省の勧告に基づき、厚生労働省の通達対象となった運転等に注意が必要な成分は約500種類でありまして、これを成分とする薬品で添付文書に自動車の運転等を禁止または注意する旨が記載されている医薬品の数は、およそ2,700種類、2,700品目以上に上り、これは日本で流通している全ての医療用医薬品全体の約25％、４分の１を占める割合だそうであります。

身近にある日常的な薬、市販されている薬、処方薬におきましても、アレルギーや花粉症の薬、鼻炎の薬などの抗ヒスタミン薬、風邪薬、せき止め、乗り物酔い止め、解熱鎮痛剤、糖尿病治療薬、降圧剤、胃腸用排尿障害治療薬、眼科の目薬などがあるとされております。

事故を起こした方の中で、どのぐらいの人がこれらの運転に支障をきたす薬を飲んでいたのかという調査があるか調べたのですが、残念ながら日本ではありませんでした。ただ、米国医師学会誌で世界的に有名な医学雑誌、ジャーナル・オブ・ジ・アメリカンメ・ディカル・アソシエーションという雑誌に掲載されたのが、2024年10月９日にオンラインで公開されておりました。それによりますと、15万4,096件の対象となる人身事故のうち、運転者の平均年齢が交通事故発生時に75.2歳で、人身事故の80％では運転手は事故前に１種類以上の運転に悪影響を及ぼす薬剤を使用しておったというのが記載されておりました。

国民１人当たりの年間外来受診回数、頻度です、１年間に平均何回病院やクリニックで診察を受けたかという統計なのですが、日本は韓国に次いで世界で２番目だそうです。アメリカの３倍。こういうことを勘案しますと、日本では９割以上の方が何らかのこういった薬を服用されていると想像されます。

それと、高齢者がなぜ、高齢者に特有のあれがございまして、副作用が起きやすいということが

ございまして、身体機能が低下しているために、肝臓で薬を分解する能力や、腎臓から体の外へ排出する能力が低下してしまったり、また高齢者は体の中の水分の割合が少なくなって、枯れてきて、脂肪が多くなるため、脂肪に溶ける薬が体の中にたまりやすくなり、その結果、薬が効き過ぎて副作用が現れる。また、多くの薬を飲んでいるため、また高齢者の多くは複数の病気にかかり、たくさんの薬を飲んでいます。そのため、薬と薬の相互作用が起きる可能性が高くなります。これを多剤併用というのですか。こういうことが起きまして多くの病気による飲み薬の種類が増え、薬同士が影響し合うため、６種類以上で副作用が急に増えるとされております。

こういった根拠から、ぜひ医師会などに対して、高齢者の方に薬を処方するときには、十分その危険性について説明をするとともに、薬局ではいろんな薬の飲み合わせ等もチェックできますので、多剤併用による運転機能への影響について尋ねるようなことを、広報や高齢者の集まりの際に注意喚起し、安全に運転できるよう、ぜひ要望したいと思っております。

ネットでこういう名文が載っておりました。親に免許返納を勧めるより、親がどんな薬を飲んでいるのか心配しなさいと。これは名言だなと思っております。

町長はどういうお考えかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）本当にあらゆる情報をご提示いただきまして、ご提言も含めて、本当に感心して聞いておりました。

いろいろな見方もあるのだろうと思うのです。幾つか私の考え方を申し上げますと、若い人のほうが事故率が高くて、お年寄りの方のほうが少ない、保険も若い人が高い。これは見方によると、若い人はまず車の技術がそこまで達していない、経験がない。ですので、恐らく私も保険の話を聞くと、若い人の年齢制限とありますけれども、若い人のほうが活動はするのだけれども、まだ運転技術がそこまで達していない、だからやっぱり事故率が高い。お年寄りになると事故率が、経験はあります、それで運転歴もあるのですけれども、お年寄りになると行動する時間がやっぱり減ってくるということは確かだと思うのです。

一番40代、50代の生産年齢人口、この方たちはもう仕事ですから、一番活動する、ということは一番事故に遭いやすい。若い人は取りたてだから技術力がない、だけれども仕事をする、活動するから、いろんな面で車の事故が多い。

年齢を重ねていきますと、確かになければ買物行けないですけれども、やっぱりお年を召してくると必要に応じた運転の活動状況があるのかなと。そういうこともある一方、データを聞かせていただくと、ああ、そういうこともあるのかなと、一方ではそういうふうに感じました。

それと、日本がお医者さんにかかっているのが多いというのは、日本の保険制度も一つ起因しているのかなと思います。日本の保険制度は、みなさんがその保険に入っていますから、やはり保険制度が確立していないところもありますので、日本の保険制度というのは極めて国民を守るために

は、保険に入って保険を利用して病院にかかって、健康維持するというようなことがあるので、恐らく、それも正確でありませんけれども、違う国によっては保険制度が確立していなくて、行くところによるとえらい高い診療報酬取られるので、病院に行くのを躊躇するというような国もあるというふうには伺っております。

いろんな情報というのは、総合的に私なんかも割合知見が少ないほうですから、今日は福田議員からご提案していただいたりすることについては、非常にありがたく思っております。

それから、薬がどこにも裏へかえしてみると眠気を生じるから、これを飲んだらあんまり車を運転するななんていうことありますし、私なんかも病院にかかりますけれども、先生が、これ飲んだら少し眠気があるから車は注意してくれというような話もございます。これは、薬を服用する本人も、やはりそういう能書きをしっかり見るということも大切ですし、医師の話を聞くということも大切です。

ただ、福田議員おっしゃるように、ついついうっかりそういうものを見ずに飲んでしまうということありますので、やっぱりそういう注意喚起的なものはやはりして、そういう必要があるのかなということは、私どもも痛感しております。

町といたしましても、やはり必要な医療を妨げないような配慮をしつつ、自己判断をせずに、やはり医師、薬剤師に相談していただく、これは基本だと思います。これによってもし交通事故が起きれば命取りになりますから、幾ら薬飲んでいても事故になればもっと大変ですから、そういうことはいろいろな機会を捉え、みなさん方、先輩方、高齢者の方がお集まりのときには、最近は交通講話なんかももありますけれども、やっぱり薬を飲んだら、眠気を誘うような薬もあるから、そういうことも一つの交通安全対策ですよねというような、そういう話をしていくことは、やはりしていく必要があるかというふうに思っています。今日はいろいろ聞かせてもらって、ありがとうございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長の答弁のおっしゃるとおりで、日本はフリーアクセス制度というのですか、紹介状や事前予約なくても個人の判断で好きなタイミングで専門医療機関に受診できると。それと、国民皆保険で低い自己負担であるということ。それと、欧米ではかかりつけ医制度の強制力というのが強くて、地域の総合診療医療、診療を受けなければ専門病院には行けないという仕組みが一般的のようでございます。そのへん日本の医療というのが、非常に優れているというのを、ちょっと話はずれてしまいましたが、ということで、私もそれは本当に町長と同感でございます。

それと、高齢者にこういった副作用が起きやすいというのは、健康子育て課長さんなんかも、これなんかも結構認識されていることなのですか。突然のあれで申し訳ないのですけれども、知っている範囲で。

○議長（安原賢一）健康子育て課長。

○健康子育て課長（安原あづさ）高齢者に関しましては、特にお薬などを複数飲んでいる、だんだん、だんだん年齢かさんで複数飲んで、気づけばたくさん御飯のように飲んでいるなんていう方もいらっしゃいまして、そうすると意外とよく聞く話で、何の薬を飲んでいるか分からないということがよくあります。

なので、私たちが何かの機会にいつもお話しすることは、必ず医師の先生とお話をして、何の薬を飲んでいるか、そして運転とかはどうしていいものか、薬の飲み合わせがどうなのかということをきちんと医師と薬剤師に確認して、飲み忘れのないようにということで注意して言っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ありがとうございます。町長、そういう担当課長さんのありますので、間違いないと思います。高齢者には薬の副作用が出やすいということは。

それで、もう一つはインペアード・パフォーマンス、これ気づかないうちの能力低下というのだそうですが、抗ヒスタミン薬、アレルギーの薬なんかです。こういったもの飲んでいると、自分では集中力や判断力、ブレーキを踏むまでの反応速度などが低下しているというのを感じないのだそうです。ですから、なおさらやはり薬は、さっきも言ったように25％は何らかの形で車の運転に影響を与える成分が入っているということを認識していただいて、そういった注意喚起は高齢者の方が集まるところとか、そういった機会で。いや、実は私も、この薬というのがそんなに影響を与えているのかというのは気づかなかったのですが、ぜひこのへんを注意喚起お願いしたいと思います。改めてそのへんのお考えを町長にお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今の健康子育て課長からもご答弁させていただきました。やはり薬の作用がどうなっているかというのは、やっぱりその人それぞれの体力もやはりありますし、体質もあるかと思うのです。一概には言えませんけれども、やっぱり高齢になれば、そういった技術も低下すると併せて、薬を飲めばそういうものがどういうふうになるかというのは、やっぱり体力の低下にそってそういうふうになってくると思うのです。

ですので、今福田議員のおっしゃるように、今課長のほうもそういう話をさせていただきましたけれども、我々も、私も年に１回、老人大学なんていうところで、毎年１時間講演をさせていただいておるのですけれども、いろんなテーマで話をさせていただいたりするときに、今度はもしあれでしたら交通問題なんかも取り上げた中で、みなさん交通移動は大変ですよねと。事故を起こさないようにしましょうねという話の中で、お薬を飲んでいらっしゃる方はご高齢の方はいっぱいいらっしゃると思うので、お薬もそれぞれみなさんで自己管理をしながら、医師に相談したり、薬剤師に相談したり、薬局でドラッグストアで買うときは、これ飲んだら眠くなってしまうかねというのを聞きながらすることによって、交通事故が少しでも減るかもしれませんよというようなことを促すこともやっぱり必要だと思いますので、今度はテーマの中にそういうものを取り入れた中で、そ

ういう講演もしていければなと、こんなふうに思っております。

やはり薬を飲んでいて、えらい事故を起こしたり、人身事故起こせば取り返しがつかないことになりますから、そのへんはやっぱり交通安全ということはしっかり考えていかなければならないと思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）続きまして、ドライブシミュレーターの活用についてということをお話ししたいと思います。近年、高齢者の事故の削減を目的として、運転寿命延伸を支援するために高齢者の運転に関する認知機能や運転技能診断トレーニングをできる機能を備えた運転シミュレーターを開発したところがございました。運転訓練用のソフト、認知機能訓練用ソフトを搭載しておりまして、損害保険会社とどこかのメーカーが開発したということでございます。

ドライブシミュレーターは、今は運転免許更新時の判定の場面だとか、あともう一つは町内にございますリハビリ系の病院に社会復帰のためのそういった形のドライブシミュレーターが置いてあるというようなことがネットには出ておりました。

そういった中で、車を手放せないという高齢者を、そういった方を守りつつ事故を未然に防ぐためのアプローチの一つの手段として、ナカトレ辺りにぜひ１台設置していただいて、高齢者の運動機能の向上も含めて活用していただければななんて思っております。

先進事例もございまして、山梨県の富士河口湖町ではシニアドライバー支援セミナーというのを開催しておりまして、この中でドライブシミュレーターの講習や専門家の講演また、実際での急ブレーキ訓練などをセットでしているところもございますし、前橋市におきましても、デジタルツイン安全運転スコアリングという形で、ここでもこのドライブシミュレーターを活用したゲーム感覚で定期的に自分の運転技能をチェックしたりして、安全運転のための機能の維持や向上に役立てるようなところがございます。ぜひ車の免許の返納をさせるのではなくて、安全に乗り続けられるようなことをぜひ自治体でも取り入れていただけたらなと思っております。

損害保険会社などで、月々でレンタルで貸出ししているところもあるようでございます。このような制度もございます。町長のお考えをお尋ねできたらと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）以前、交通協会に行きまして、免許証の更新をさせていただきました。そのときに、教官の方が、外丸さんは何歳まで車を運転したいですかと尋ねられたときに、いや私は心配だから80ぐらいまでかねなんて話をしたら、いやいや気持ちとしては90までででも運転するのだという気持ちを持つことが大切だと。ただし、それは自分の運転技能をしっかりと確認した上でやるのだよという気持ちは大切だと。それぞれの人のやはり体力、あるいは技術は違いますので、そういう気持ちを持つのも大切だが、運転する者の義務として、やはり自分の体力、あるいは技術のさっき言った衰えというものを、やっぱり自分で、あれバックしたら真っすぐ入らないなとか、そういう

ものをやっぱり考えて行く必要があるのだというお話を聞いたという話も今させていただきます。

このシミュレーターのお話いただきました。ナカトレの話を今ご案内いただいたのですけれども、中トレは方向性が、あそこは健康増進でみなさんが筋力を衰えるのを何とか防ごうとか、それと年配の方の交流の場というのもありまして、引きこもりにならないようにあそこへ来て、いろんな方々と交流をしながら健康増進を図って、自分の健康寿命を延伸してもらおうという趣旨ですので、シミュレーターというのはちょっと違うかなというような気もします。

シミュレーターの活用についてという、これは今ご答弁させていただきますが、自動車教習所にドライブシミュレーターを設置してございます。町内のシミュレーターがあるって、ちょっと私は把握しておりませんけれども、免許取得の教習に使用しているところでございますけれども、高齢者運転に対するドライブシミュレーターの活用は、自身の衰えを客観的かつ安全に自覚させ、事故防止の意識を高めるのに極めて高い教育効果を発揮するものと認識しておりますけれども、反面、多くの高齢者はシミュレーター酔いを起こしやすく、また機会の操作自体に不慣れなため、シミュレーターでの運転ミスが運転能力の低下によるものか、機械操作の不慣れによるものか、これを見極めるのは難しいと言われております。

現在、教習所で行っております70歳以上の方が免許更新の際に履行しなければならない高齢者講習はＤＶＤの視聴や講義による座学、視力検査等の運転適性検査、場内コースで実際に車を運転する実車指導と定められております。身体に障害等があり、運転免許に条件が付されていて、実車市道ができない方を除いては、ドライブシミュレーターによる講習は認められておりません。

しかしながら、教習所では有料にはなりますが、運転に不慣れな方や自信のない方が対象の自由教習という教習が行われており、過去にも数名の高齢運転の方がこの教習を受けております。この自由教習では、受講者が希望すればドライブシミュレーターを利用した教習も可能となっておりますので、運転に不安を抱える高齢運転者の方には活用していただきたいと、このように考えております。

実際の状況等については、恐らく自動車教習所の所長のほうが詳しいと思います。ドライブシミュレーターをもしということで、平成29年に購入をさせていただきました。528万円の金額というふうに報告を受けております。

加えて、自由教習で１時限50分乗りますと、普通車で5,170円という料金になっております。詳しいお尋ねがあれば、ドライブシミュレーターについては自動車教習所所長のほうからお話をできればと思っております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）自分の技能を確認するという、自分はできると思っているのだけれども、では客観的にはどうなのだという、確かにそのへんは非常に大切なところで、私は割とこれいいのではないかななんて思って、ナカトレとは趣旨が違うなんていいますか、ああいうところにおいて気軽に

試していただいて、たぶん教習所のは非常にちょっと、そういう検定にも使うようなやつなので、機能が若干違うのではないかなと思っているのです。高価になるような。

先ほどの損保会社が開発したやつは、ちょっと古いデータだったのですけれども、月２万円ぐらいで貸出しというのも載っておりましたので、気軽にああいうところで寄っていただいて、試しながら体を動かして運動機能保持というのもよろしいかなと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、サポートカー限定免許対応自動車購入について補助をということについてお尋ねいたします。サポートカーの限定免許というのが実はあるのです。これは、運転できる車に衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違え時の加速抑制装置などの先進的な安全技術を備えた普通自動車、サポートカーに限定する条件で、運転免許を付与する制度というのがありまして、自分が少し心配になってきたななんて思う人が、こういう車があるので、こういうに乗換えて、サポートカーの限定免許でもいいから乗換えて安全に運転しようというようなときにはよろしいのではないかなと思って提言申し上げるのですが、ただ所管は違うのですが、防災安全課ですか、そちらのほうで何か踏み間違い装置の補助、中之条町はたしかやっておりましたね。今もやっているのだと思うのですが、誤発信の防止装置購入及び取付けに要した費用を２分の１として５万円を上限にする制度というのがあるのですが、ただ、あれなのですよね。これ後付けというのは、そもそもサポートカー限定免許には対象にならないと。あくまでも運輸省で認めた型式の車であること。それと、後付けというのは、アクセルがあれなのです。電子スロット式の車でないと後付けもできないと。だから、ちょっと古い車でワイヤー式でアクセル加減している車には当然後付けもできないということで、該当する方は少ないかもしれませんが。

それと、何か軽トラックもあるらしいのです。ですから、年取ったので大きな車から小さなサポートカーという形へ移行して、安全にもう少し運転できたらなという方には、非常によろしい政策になるのではないかと思っております。

このへんについて、町長のお考えをお伺いしたいのですが、実はサポートカー免許、県内取得者数、この春に聞いたら１人ということなので、認知度も低いし、またこの免許に変えますと、サポートカー以外を運転できないということもありまして、ちょっと多くの方には対象になりづらいのですが、先ほども述べましたように、車がもう古くて後付けもできない。ちょっと小さい車に新しく買い換えたいというような方には非常に恩恵があるのではないかと思って、町長に提言申し上げます。いかがでしょうか、町長、お考えをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）サポートカー限定免許対応自動車購入に補助をどうだろうというお話をいただきました。私もサポートカーというのをちょっと認識はなかったものですから、担当の職員にちょっと聞かせていただきましたら、今福田議員がご提案されたような、そういう話を伺いました。

この制度につきましては、安全運転支援装置を備えた自動車に限定して運転を継続することができる制度であり、高齢者等が移動手段として住み慣れた地域で生活を続けるための一つの選択肢になるものと認識をいたしております。

国におきましても、令和２年から令和３年にかけて、経済産業省による、サポートカー補助金制度を設けるなど、安全運転支援装置を備えた自動車の普及に取り組んでいるところでございます。

現在、サポートカー限定免許の普及率は全国的に極めて低く、本町においても取得者は確認されておりませんが、新車生産に占める安全運転支援装置を備えた、いわゆるサポカーの普及率が高まってきていることから、今後高齢化に伴いサポートカー限定免許を取得される方や、サポートカーに乗り換える方が増加する可能性もございます。

今後、国、県の動向や他の自治体の取組状況、サポートカー限定免許制度の利用状況や町民の方のニーズ等を踏まえ、補助制度の必要性があるか研究をしてまいりたいと考えております。

今福田議員のおっしゃるように、群馬県では令和７年度は発行件数ゼロであります。私のところの資料は、８月20日時点でもゼロというふうに受けております。やはりまだ周知が足りていないのと､サポートカーという運転限定免許というのがよくみなさんが分かっていないのもありますので、今後そういうことがだんだん、だんだん交通安全の中で普及されるのかなと思っております。

今般60キロのところがセンターラインがなければ30キロになるというような道路交通法の改正、なぜ30キロかというのをＮＨＫで見させていただいたら、30キロだと死亡につながる事故が10％ぐらいだと。それが50キロになると格段に上がってくるというので30キロだというので、私も実はそこのラインのところが30キロなものですから、ここを毎日30キロで走っているのですが、確かにそういうことになれば事故になったときにはそういうことが少ないなと思いますけれども、我々認識もやはり交通安全に対しての認識も、国も変えてきますけれども、そこのところ本当に30キロで走るというのは、極めて我慢強く走らないといけないなと。今までそういう経験ないものですから、ですので、このサポートカーの状況につきましても、今後その道路交通法改正も含めて、いろいろ国のほうでは推進してくる可能性もありますので、随時その辺の情報を取り入れながら、こちらのほうとも研究をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）実は国は、2021年11月末をもってこのサポカー補助金は廃止になってしまったのです。ただ、京都の福知山市は、独自にこの高齢ドライバーの方が乗る限定免許の普及を目指して対応車両の購入時に最大８万円の補助金を出しております。周囲の状況を見ながらでなく、率先してぜひ取り入れていただければと思っております。

技能の保持から始まって、いよいよもう免許を返納するかなというような段階になって、最後の質問になるのですが、特定小型原動機付自転車、これの活用についてぜひ町長にお考えいただきたいと思っております。

この特定小型原動機付自転車というのは、2023年７月に導入された原動機付自転車の新区分なのです。私も電動キックボードや小型のペダルなしの電動バイクのことかなと思っておりましたが、先ほどみなさんのお手元にお配りしたように、この制度の中で４輪で、しかも屋根やワイパーもついて、しかもしっかりとした荷台まで備えたものができてまいりまして、群馬県でも群馬の地元の新聞社が地元の県内のメーカーと協力して、こういった車を開発しているのが新聞なんかにも載っております。

この特定小型原動機付自転車というのは、最高速度20キロまで出せると。シニアカーと違って、これは軽車両に当たりますので、車道を走れると。しかも、１充電当たり50キロから60キロも走れるということなので、中之条でいえばこの周辺の結構山奥の方も役場ぐらいまで下りてきてまた帰れると。非常に実用性があるかなと。農作業にも使えますし、ゲートボールやグラウンドゴルフ、また趣味の集まりなどにもこういうのは非常に活用できるかななんて思っております。ぜひこれを私これから進めていったらよろしいのではないかななんて思っております。

群馬県の中にこれを取り入れてもうやっている自治体があるかなと思って調べてみましたら、残念ながらございません。ただ、２つの町と市で電動アシスト三輪車、自転車にバッテリーとモーターがついていて、漕ぎながら、結構中学生も使っている方いらっしゃるので、うちの前も走っているのですが、それを免許返納した方に助成措置を講じて、１つの町は上限６万円、１つの市は上限12万円を出しているところがございます。

ただ、特定小型原動機付自転車というのは安全面で私は非常に優れているかなと。というのは、アシスト自転車というのは方向指示器もないし、ブレーキランプもないし、あるのは一番後ろにリフレクター、反射器、それから夜走るのであればライト、それしかないのです。それで24キロまではモーターがアシストしてくれて、脚力がある人なら24キロ以上出せると。ただ、それに比べまして、特定小型原動機付自転車というのは上限速度20キロで決められておりますし、方向指示器、ブレーキランプ、ライト、そういったものもなければ認定になりません。ですから、非常に安全面では電動アシスト自転車よりもはるかに安全ではないかななんて思っております。こういったものをぜひいよいよ免許を返納しようかななんていう方の次の手段として、シニアカーへいく前段階。シニアカーになりますと、もう６キロで、あれは歩行者扱いですから、歩道しか走れないと。中之条みたいに、言ってはなんですけれども、歩道が狭いようなところはかえってシニアカー危ないのですよね。そういったこともございますので、ぜひシニアカーよりも特定小型原動機付自転車について、高齢者の移動手段として、ぜひ町で助成措置等を講じていただけるような施策を取っていただきたいということで、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）私も福田議員からお尋ねがあるということで、資料を少し取り寄せて、特定小型原動機付自転車というものを調べさせていただきましたが、先週の土曜日だったでしょうか。新聞

の中でも大きく一面でそれを報告されているのを目にさせていただきました。

議員からご提案がありました特定小型原動機付自転車は、運転免許がなくても乗れることができるため、特に運転免許を返納された高齢者の新たな移動手段として利用されることになると認識をいたしております。

一方、特定小型原動機自転車は公道を走行する道路交通法上のれっきとした車両であり、運転者には一定の運転操作能力と交通ルールや関係法令の理解が求められるものでございます。特定小型原動機付自転車が運転免許を返納することに対する心理的な抵抗感を緩和する可能性もありますけれども、多くの方が加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転が困難となって運転免許を返納されているのが実情ということでございます。加えて、高齢者による交通事故件数が依然高い数字なことを踏まえますと、慎重にやっぱり研究をする必要もあると思っております。

また、道路運送車両法の保安基準不適合品が市場に流通していることや、人口当たりの自転車が関係する人身事故件数最多という群馬県の交通事情など、安全性に関わる課題につきましても十分に検討する必要があります。特定小型原動機付自転車の特性を踏まえ、対象となる高齢者の安全性を最優先に考え、本町にふさわしい高齢者の移動手段の支援の在り方につきまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

やはり今申し上げましたように、運転技術がちょっと衰えてきたということがやっぱり免許を返納するのに、だんだん、だんだんそうなってくるのだろうというふうに思っております。実は、本当は長く運転できればいいのでしょうけれども、やっぱり歩道を走るのがシニアカーだとすると、公道を走るものですから、通常の車社会の中で走らなければならない。そういうことを踏まえますと、やはりこれに移動するにはそれなりの交通ルールとか、そういうのをしっかり講習をしたり、お知らせをして、それからする必要もあるのかなというような気もします。ですが、福田議員のおっしゃる20キロというのは非常に、あまり遅いというふうな感じでなく、速いというような感じがするものですから、特に車は平らなところだけではなくて、坂のところになりますと、ちょっとそれに加速するような状況もおきますし、例えばシニアカーなんかは、私の知り合いはたまたま６キロしかないものが、坂だったものですから、ちょっと加速してしまったのでしょう、自分の運転操作ができなくて、ブロック塀に衝突したなんて事例もありますので、やはり高齢者の方の体力、あるいは技術能力、そういったものを踏まえた中で、こういったものはやっぱり必要になってくるのだろうと思うのですが、売り出し始めですから、いろんな情報を仕入れながら、そういったニーズも含めて、またそういうものを検討していく必要はあろうかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）確かに認知機能が捉えた方は、これはアウトだと私は思っております。そうは言っても中之条の高齢化率見ましても、担い手不足ではなくて、担い手はもう高齢者なのです、中之

条町の。高齢者が担い手。だから、そういった方々の移動手段を少しでも確保するという観点から、ぜひしっかり検討いただきたいと思っております。

少しでも町民の方々が快適なシニアライフおくれるよう、ぜひお願い申し上げるとともに、昨日の決算の意見報告の中で、今後も県内町村をリードする自治体としての自負を持って行政に努められたいと。非常にいい監査委員さんのご指摘がございます。ぜひほかの自治体の模範となるような、町長、違う同僚議員の質問の中で、柿の木の伐採なんかも、やっぱり先進的にやるというのが非常によろしいかなと思っております。持続可能な町づくりのためにも、高齢者が末永く運転をし続けられるような政策をぜひ実現していただけるよう、お願いを申し上げて私の質問を終わります。

以上です。

○議長（安原賢一）福田弘明さんの質問が終わりました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

３日目の17日は、定刻の午前９時30分から再開しますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会　午後４時３４分）

令和8年第1回中之条町議会定例会　9月　　定例会議　　会議録　　第3日

招集年月日（会議）	令　和　8　年　9　月　17　日								
招集の場所	中之条町役場　議 事 堂								
再開散会日時	開 議	令和8年9月17日 午前9 時 30 分							
	閉 会	令和8年9月17日 午前11 時 19 分							
	議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別		議席番号	氏　名	応招・不応招の別	出席・欠席の別
応招ならびに不応招議員	1番	原沢　香司	応招	出席		9番	冨沢　重典	応招	出席
応招　15名	2番	福田　公雄	〃	〃		10番	関　常明	〃	〃
不応招　0名	3番	山本　修	〃	〃		11番	唐沢　清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃		12番	福田　弘明	〃	〃
出席ならびに欠席議員	5番	山田みどり	〃	〃		13番	剱持　秀喜	〃	〃
出席　15名	6番	佐藤　力也	〃	〃		14番	小栗　芳雄	〃	〃
欠席　0名	7番	関　美香	〃	〃		15番	安原　賢一	〃	〃
	8番	大場　壯次	〃	〃					
会議録署名議員	3番　山本　修		4番　割田　三喜男		5番　山田　みどり				
職務のため出席した者の氏名	事務局長	齊藤　泰典	書記	綿貫　正規					
	議事書記	小板橋千晶	書記	林　沙晶					
	議事書記	割田　祐太							

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸　茂樹	農林課長	唐澤　敏之
	副町長	篠原　良春	観光商工課長	山本　嘉光
	教育長	山口　暁夫	建設課長	小池　利和
	総務課長	朝賀　　浩	企業課長	篠原　　充
	防災安全課長	須﨑　幸夫	六合支所長	油井　文男
	税務課長	町田　隆弘	会計管理者	飯塚　和子
	地域共創課長	山田　行徳	こども未来課長	山本　伸一
	住民課長	田村　深雪	生涯学習課長	中沢　芳宏
	福祉課長	中澤やす子	教習所長	橋爪　　勝
	健康子育て課長	安原あづさ		

議事日程	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議　事　日　程　　第３号

（令和８年９月１７日午前９時３０分開議）

第１　議案第　１号　令和８年度中之条町一般会計補正予算（第２号）
　　議案第　２号　令和８年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）
　　議案第　３号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第１号）
　　議案第　４号　令和８年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）
　　議案第　５号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
　　議案第　６号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第１号）
第２　議案第　７号　中之条町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について
　　議案第　８号　中之条町印鑑条例の一部改正について
　　議案第　９号　中之条町における群馬県営土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例の一部改正について
　　議案第１０号　中之条町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
　　議案第１１号　中之条町景観条例の一部改正について
　　議案第１２号　中之条町公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準に関する条例の一部改正について
第３　議案第１４号　令和７年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について
　　認定第　１号　令和７年度中之条町歳入歳出決算認定について
　　認定第　２号　令和７年度中之条町事業会計決算認定について
第４　請願第１号、請願第２号
追加日程第１　議第１号議案　「草津町における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設（管理型最終処分場）建設計画の不許可を求める意見書」の提出について
　　議第２号議案　「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について
第５　議員派遣の件

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　再　開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第１回定例会９月定例会議の本会議も本日で３日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

発言される方は、聞き取りやすくなるようマイクの調整をお願いします。

傍聴席につきましては、映り込まないよう配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり大きな声を出されたりしますと録画、録音されるおそれがあります。あらかじめご承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

また、体調管理のため、水やお茶の水分補給を許可します。傍聴者のみなさんについても、体調管理のため、水分補給をお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第　１号　　令和８年度中之条町一般会計補正予算（第２号）

◎　議案第　２号　　令和８年度中之条介護保険特別会計補正予算（第１号）

◎　議案第　３号　　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　４号　　令和８年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　５号　　令和８年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

◎　議案第　６号　　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第１号）

○議長（安原賢一）日程第１、議案第１号から第６号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る２日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑を行う方にお願いしておきますが、議会基本条例第６条に、「本会議における質疑質問は論点を明確にするため、一問一答方式で行う」ことと規定されていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご質問お願いいたします。

質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

この際申し上げます。本日の議案の採決は、起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第１号　令和８年度中之条町一般会計補正予算（第２号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号　令和８年度中之条町介護保険特別会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３号　令和８年度中之条町自動車教習所事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号　令和８年度中之条町上水道事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号　令和８年度中之条町簡易水道事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号　令和８年度中之条町六合簡易水道事業会計補正予算（第１号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――――――

◎　議案第　７号　　中之条町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

◎　議案第　８号　　中之条町印鑑条例の一部改正について

◎　議案第　９号　　中之条町における群馬県営土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例の一部改正について

◎　議案第１０号　　中之条町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

◎　議案第１１号　　中之条町景観条例の一部改正について

◎　議案第１２号　　中之条町公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第２、議案第７号から議案第12号を一括議題とします。

これらの議案についても去る２日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

最初に、議案第７号　中之条町議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号　中之条町印鑑条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号　中之条町における群馬県営土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号　中之条町営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号　中之条町景観条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号　中之条町公共下水道の構造及び維持管理の技術上の基準に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議案第１４号　　令和７年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について

◎　認定第　１号　　令和７年度中之条町歳入歳出決算認定について

◎　認定第　２号　　令和７年度中之条町事業会計決算認定について

○議長（安原賢一）日程第３、議案第14号、認定第１号及び認定第２号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る２日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

質疑はまず､通告された議員から議席番号順に行います｡通告された議員の質疑が終了した後に、通告されていない議員からの質疑を行います。全員協議会で決定されたましたように、答弁まで含めた時間は１人30分以内でお願いします。最初のベルが残り10分、２回目が残り５分、３回目が残り１分です。

１番、原沢香司議員、２番、福田公雄議員、３番、山本修議員、４番、割田三喜男議員、５番、山田みどり議員、７番、関美香議員から事前に質疑申入れ書の提出があり、最初に原沢香司さんの質疑を許可します。

原沢香司さん、ご質疑願います。１番、原沢さん

○１番（原沢香司）それでは、事前の質疑申入れ書のとおり質疑をさせていただきます。

まず初めに、企業版ふるさと納税、ふるさと思いやり基金事業についての質問でございます。決算のあらまし37ページに表を掲出していただいておりますが、本事業のふるさと納税の額、令和６

年度は１件で30万円、令和７年度が８件で340万円ということで、桁が１つ増えているということで、税収が増えるということは望ましいことだとは思うのですけれども、この企業版ふるさと納税についてはこの間報道されておりますとおり福島県国見町では救急車事業ということで、企業版ふるさと納税をした企業が不正を働いたというようなことも報道されており、ちょっと注視が必要かと思っているところです。そういう問題意識で質問させていただきます。

まず、令和７年度８件の企業版ふるさと納税の、それぞれの企業が８件あるということなのですけれども、その業種、それからそれぞれの額について伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（山田行徳）それでは、原沢議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和７年度企業版ふるさと納税につきましては、８件340万円ということでございました。前年に比べて件数等、金額も大分増えておりますが、主には給水車の関係でございます。

納税いただいた企業の業種につきましては、建設業、サービス業、金融業などでございますが、企業名及び寄附額につきましては非公表を希望する法人がありますので、公表は控えさせていただきたいと思います。

金額につきましては、最低の10万円から最高100万円ということでございました。内訳としますと、県内の企業が６件、東京都内の企業が２件となっております。

まず、企業版ふるさと納税につきましては、地方創生を目的とした国の制度でありまして、企業が地方公共団体の特定の地域再生事業に対しまして寄附を行うことで、税制上の優遇措置を受けるというものでございます。当町といたしましても、この制度を最大限に活用いたしまして、地域の活性化、住民サービスの向上、そして未来への投資を着実に進めてまいりたいと考えております。

今後も寄附をいただいた企業の皆様への感謝を忘れず、一方でいかなる企業からの寄附でありましても、町の政策決定や事業実施に不当な影響を与えることがないよう、厳正なガバナンス体制を維持していきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。給水車のほうへのふるさと納税ということで、内容確認をさせていただきました。給水車は、本当に必要なところに必要なタイミングで配置されたものだと私も大変注目をしておりますし、企業の力を借りる、そういう中で地域をしっかり守っていくということは、本当に大事なことだと思っております。

ただ、この企業版ふるさと納税、最初にも申し上げましたとおり、やはり利益相反のおそれというのを常に抱えていることは間違いありませんので、先ほど課長の答弁にありましたけれども、町の政策決定に、そういう納税をしてくれた企業だからちょっと言うことを聞かなければなとか、やっぱりそういうふうになっては決していけないと思いますので、そういったところは常に注意いた

だいて、企業版ふるさと納税、今後も可能な限り注意しながら進めていただくことをお願いいたします。

続けてよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）では次に、国際交流推進事業について伺います。令和７年度は、町長、議長をはじめ温泉関係のみなさんや町役場のみなさん､実際にブルガリア共和国･ヤンボル市を訪問されて、その様子は議会でも町長に報告いただいたり、町の広報等でも内容を町民のみなさんにもお知らせいただいております。その後、実際にはヤンボル市のみなさん、市長をはじめ訪問など、中之条町に来るということで計画はされておりますが、現在のところ実際の訪問には至っていないということで理解をしております。このヤンボル市との関係ですけれども、今後どのように発展させていく考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（山田行徳）今年度、中之条ガーデンズのローズガーデンフェアに合わせまして、ヤンボル市長にお越しいただくよう調整をしたところでありますが、６月、それと10月のいずれも相手方の事情によりまして実現させることはできませんでした。今後、市長にご来町いただけるよう計画を立てることになりますけれども、まず当町の様子を御覧いただき、理解を深めていただくことが重要であると考えているところでございます。その結果、両者が双方の文化に触れることで実態を知ることとなりますので、既にバラや温泉といった共通するものがありますので、今後の展開を模索していくものだと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）文化交流自体は、私も以前の一般質問でお話しいたしましたけれども、本当に大事なことだというふうに深く思っております。それぞれ違う場所の文化や歴史、それをお互いにやはり知り合うことがこれからの世界平和の実現に向けての大変重要なことだと思います。せっかくヤンボル市に実際に行かれて文化交流始まったところなので、今後先方の都合もあるかと思いますけれども、どのように進めていくか、なかなか実際に行ったり来たりというのがやはり遠いし、費用もかかる面で大変な事業になりますので、今後の進め方についてはまた実際に行き来するのがよいのか、あるいは今インターネットなども発展しておりますので、そういったＩＣＴなども活用して文化交流を進めることができないかなど、いろいろな可能性を追求していただくようお願いをいたします。

続いてよろしいでしょうか。続いて、四万清流の湯運営管理事業について伺います。こちらの事業につきましては、産業建設常任委員会のほうでも議論されまして、その様子、私も今日の報告でもまた改めて確認したところなのですけれども、なかなかやはり休館日が多かったりですとか、夜

入りに行きたいのだけれども、夕方以降閉まってしまっているということで、特に町民の方から清流の湯どうなっているんだいと、今後どうするんだいというのをやっぱり私も多く耳にしているところです。

そこで、この運営につきましては、運営協議会がありますので、そこが最高意思決定になるかと思うのですけれども、町としては今後の施設運営の見通し、どのように決定していく予定なのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）観光商工課長

○観光商工課係長（山本嘉光）それでは、原沢議員のご質問にお答えいたします。

四万清流の湯でございますが、町の条例で定める温浴施設でございますので、最終的には町がどういうふうに判断をするかということになってくるかというふうに思います。

まず、築30年を経過しておりますので、やはり設備等の老朽化が進んでおります。こちらにつきましては、今後の施設運営を考える上で施設面、それから運営面の双方から検討していく必要があると考えております。施設面では、大規模なリニューアルということにつきましては、議員ご承知のとおりやはり多額の費用ということがなかなか厳しいということがございまして、必要性、それから緊急性を見極めながら改修、それから予防的な修繕を行うということで、長寿命化を図っていきたいというふうに考えております。

また、運営面では、四万温泉協会のほうに運営の委託を行い、継続的な運営に努めているところでございます。現在、ご質問いただいたとおり営業時間、それから休館等大変多いということで、町民の方からもそういったお声はいただいておるところでございます。

今後、施設の老朽化、それから安定した人員の確保等々、運営体制の構築も重要な課題であるというふうに認識をしております。これら検証をするために、人員の確保の状況、それから町民や観光客のニーズ、町の財政状況など、委託先であります四万温泉協会、それから最高意思決定機関であります運営協議会において総合的に検証してまいりたいというふうに思っております。こうした検証を重ねた上で、将来にわたりまして持続可能な施設運営となるよう、町として今後の方向性を判断してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）施設が30年たって大変な状況にあるというのは、私も運営協議会にも出させていただいて、再三確認をしております。やはりいろんな立場によって清流の湯の見方というのは、町の管理する側の見方、そして運営を委託されている温泉協会のみなさんの見方、利用する町民の方の見方、そして観光客の見方、本当にいろんな角度から四万清流の湯、検証していく必要があると思いますので、運営協議会がその場になると思いますが、引き続き地元のみなさんですとか、実際に来られた方、行きたいと言っている方などの声しっかり聞いていただいて、本当に町にとっては

大事な日帰り温泉入浴施設だと思いますので、今後も検証を重ねていただくことをお願い申し上げます。

続いてよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○１番（原沢香司）最後の私からの質問です。

上水道事業会計及び下水道事業会計について伺います。昨今、水道料金の値上げだったり、水にまつわるニュース、本当に各地で聞いております。水道料金が値上げせざるを得ないというのもいろんなところで聞いていて、やはりメンテナンスが必要である。それは、当たり前のことですので、それにかかる費用が今物価高騰で大変な状況になっていることも強く理解をしております。それに加えて、人口が減少していく中で、利用する人が減っていく中で、やはりこれいつまでも同じ料金でいくのは正直難しいのだろうなというふうに予測はするのですけれども、今後の上水道料金、下水道料金、値上げする予定があるか、経営指標や財政収支の見通しから説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）企業課長

○企業課長（篠原　充）それでは、原沢議員のご質問にお答えをいたします。

上水道事業会計並びに下水道事業会計につきましては、経営の健全性を示す経常収支比率は、健全経営の水準とされる100％を上回っており、現状健全な運営ができていると思っております。しかしながら、先ほど議員もおっしゃられたとおり昨今の急激な物価高騰や人口減少による料金収入の減少に加え、施設の老朽化による支出が増加し、経費節減を行っておりますけれども、経営は厳しくなる見通しとなっております。

また、さきの３月定例会で上水道事業の経営戦略につきましてご説明をさせていただきましたが、上水道事業、下水道事業とも経営は年々厳しくなってきております。

今後もさらなる経費節減を行ってまいりますけれども、料金改定につきましては今後の状況を見ながら慎重に検討していかなければならないと考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）１番、原沢さん

○１番（原沢香司）ありがとうございます。本当に状況がどんどん厳しくなるというのがよく私も理解もしておりますし、今後もやはり好転する見通しがないというのが、本当に先行き不安が日々日々深まっているということですので、ただ町民の生活に水道、もちろん一日も欠かせないものです。これは、水道ですとか電気、道路、本当に各種インフラというのはもう一日でも止まってしまうと即座に町民生活に影響を与えてしまいますので、本当に今日と同じように明日を町民のみなさんが安心して迎えられるというのがやはり行政の一番の、難しいのですけれども、当たり前にやらなければいけない本当に大事な仕事ですので、水道料金についてはこの間、物価高騰の対策で町民のみなさんの基本料金免除していただいたり、上水道事業、下水道事業にも一般会計からの繰入れも行ってしっかりと面倒を見ていただいています。やはり町民のみなさんがしっかり将来的にも町で安

心して過ごせるために、上水道事業、下水道事業大変大事だと思っておりますので、引き続き町民のみなさんが安心して住み続けられるよう事業を進めていただくことをお願いして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質疑が終わりました。

次に、福田公雄さんの質疑を許可します。福田公雄さん、ご質疑願います。２番、福田さん

○２番（福田公雄）それでは、質疑いたします。

決算書84ページ、あらまし35ページ、未来ビジョン・総合戦略事業、共創のまちづくり補助金についてお伺いいたします。この共創のまちづくり補助金の交付について、あらましでは実績２件とありますが、どのような事業に対して交付されたかお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（山田行徳）福田議員の質問にお答えさせていただきます。

令和７年度の採択事業につきましては、２件となりました。補助金交付先につきましては、吾妻中央高校、それと中之条町情報発信委員会でございます。１件目は、吾妻中央高校によります新たな地域の名物を目指し、様々な主体と協働して食品の商品開発を行い、開発した食品を町内地域内外のイベントなどへ参加し、活動をＰＲすることによりまして、地域の活性化を図る事業でございます。令和７年度は、Ｆｏｏｄｌａｂを利用した商品開発ですとか、吾妻線80周年イベント、またなかのじょうマルシェなどに参加いたしまして、またテレビ番組でもその活動が紹介されたところでございます。

２件目は、未来戦略ミーティングの公募委員ＯＢの町民で構成されました団体で、中之条情報発信委員会によります、町の課題となっている情報発信につきまして、官民が共同してプラットフォームを検討、構築し、住民参加型で運営することにより、町内に散在する情報を総合的に取りまとめ、行政情報と民間情報を分かりやすく整理した地域ポータルサイトを構築するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）２番、福田さん

○２番（福田公雄）ありがとうございました。この共創のまちづくり補助金、大変間口の広い制度であると思います。また、交付対象への補助率、こちら交付要綱ですと10分の10となっています。こういった高い補助率、こういったこともありますので、まずは事業の慎重な選定、選定委員会において適切な事業をまずは選んでいただいて、それでこれまちづくりにもつながりますので、ぜひとも今後も有効に活用していただきたいと思います。

続いて、次の質疑に移ります。決算書86ページ、ふるさと移住・定住促進事業、特定地域づくり事業推進補助金についてお伺いいたします。７年度当初予算400万円に比べ、決算額が83万円と少なくなっています。この要因をどのように捉えているかお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（山田行徳）特定地域づくり事業推進補助金につきましては、設立支援に係る補助と運営に係る補助の２種類がございます。当初に当たりましては、令和７年の設立後、派遣職員を２名程度見込んでおりました。この設立につきまして、令和７年10月22日に中之条町特定地域づくり事業協同組合が認定されましたが、派遣職員は令和７年度の実績ではゼロ名であり、運営に係る補助金、対象経費が大幅に少なかったことが主な要因となっております。

以上です。

○議長（安原賢一）２番、福田さん

○２番（福田公雄）ありがとうございます。実績は、ちょっと期間も短かったこともあるとは思いますが、ゼロ名、この事業、特定地域づくり事業協同組合制度、これに対する補助金ですが、この対象となる方、これが主にＵターン、Ｉターンの若者を中心に見ていく、そういった側面もあるので、すぐすぐ実績が上がるものではないのかなというふうに推察されます。ただ、こちら確かにＵターン、Ｉターンの雇用環境の整備、技術につながっていくと思いますし、また地元事業者の事業維持にもつながると思います。非常にやはり雇用、忙しい時期には人手は必要だが、年間を通してではそうではない時期もある。そういった中で、雇用をなかなか人手を頼むのに躊躇するような事業者も多いと思います。特定地域づくり事業協同組合制度、特定地域づくり事業推進補助金、こういったものをうまく活用していただいて、中之条町特定地域づくり事業協同組合、まだできたばかりですので、運営が難しい面、やはり人集めも含めてあると思います。今後も行政としてできる限りのバックアップをしていただきたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）福田公雄さんの質疑が終わりました。

次に、山本修さんの質疑を許可します。山本修さん、ご質疑願います。３番、山本さん

○３番（山本　修）私は、２項目について質問させていただきます。

まず１に、決算書の168ページ、がん検診事業についての質問をさせていただきます。質問の前に、先日月曜日の夜に「映像の世紀バタフライエフェクト」というＮＨＫの番組がありまして、そこでがん治療の歴史を特集されていました。これまで多くの医療従事者や研究者ががんの治療や防止、あるいは人類が今まで関わってきたがんに対する挑戦等を放映されたのですが、いまだに人類ががんに打ち勝つ、あるいは克服できていないということの現状を明らかにされていました。そのことから、がんの早期発見、あるいは早期治療にとっても、がん検診事業は大変重要な事業であると感じています。

そこで、質問させていただきます。令和６年度のがん検診事業の決算は、2,328万7,588円に対して、令和７年度の決算報告では2,502万8,669円と174万1,081円上回っていますが、この内容について、単に委託料の増額をされたのか、それとも検診者数が増加したのか、その検診状況など内訳を

お聞かせください。

○議長（安原賢一）健康子育て課長

○健康子育て課長（安原あづさ）山本議員のご質問にお答えいたします。

令和６年度と比較して令和７年度の決算額が増加している主な要因は、次の３点でございます。第１に、委託料の増額でございます。具体的には、肺がん検診が１人当たり1,980円となりまして、令和６年度の比較として300円の増額、喀たん検診が１人当たり2,970円で、令和６年度から385円の増額、前立腺がん検診が１人当たり1,870円で、令和６年度に比較して330円の増額となっております。

第２に、受診者の増加でございます。胃がん検診のうち、主に内視鏡の検査が13人の増加、乳がん検診が66人の増加となっております。

第３に、健康管理システムに関わる副本登録のシステム改修の業務委託料として55万を支出していることによるものでございます。

次に、受診率について申し上げます。町で行っているがん検診につきましては、受診率、胃がん検診は男性で10.1％、女性12.4％、子宮頸がん検診は22.4％、乳がん検診は31.4％、肺がん検診は男性10％、女性12.2％、喀たん検診は8.3％、前立腺がん検診は17.7％、大腸がん検診は男性10.7％、女性17.9％でございました。なお、これらの受診率は、国へ報告している数値であって、医療機関や任意の検診、人間ドック等で受診された方は含まれておりません。

受診率は、ここ数年全体的に見ておおむね横ばいの推移でおりますけれども、群馬県の受診率と比較いたしますと全ての検診において中之条町は受診率が上回っている状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。大きく３点の増加した理由というか、増額した理由を教えていただきました。委託料金の値上げということで、全体的にやっぱりそういった委託の料金が各分野において増えているということは、非常に実感しておりますので、理解できました。

そして、受診者の増加というのは、傾向的には非常にいいのかなと思います。みなさんがいろいろ受診を勧める中で努力されて、こういった町民が関心を持って受診されるということは、非常に傾向的にはいいかなと思います。

そして、もう１つは、健康管理システム改修業務委託料というのがついているということで、この分が上乗せになったということが非常に理解できました。

そして、群馬県内でも中之条町は全体的にそういった形では受診者傾向が強く、非常にみなさんが関心を持っているということがよく分かりましたので、ありがとうございました。

そして次に、決算のあらまし49ページにあります④の健康増進法に基づく健康増進事業の中で、がん検診の実施について、がん発見者は令和６年度８件とありますが、報告されている８件の内訳、

あるいはがんごとの内訳みたいなのはお聞かせ願えるでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）健康子育て課長

○健康子育て課長（安原あづさ）すみませんが、最初にちょっと決算のあらまし49ページの訂正をお願いしたいと思います。先ほど申し上げました④の最後の行のがん発見者数が、「令和６年度８件」というふうに記載させていただいたのですが、「６件」の間違いだったので、すみません、訂正させていただきます。

先ほど議員のがん発見者についての数につきましてのご質問ですが、御覧のとおりがん発見者数につきましては件数が少なくて、内訳をお示しすると個人が特定されるおそれがあることから、公表は差し控えさせていただきます。参考として申し上げますと、全国的には大腸がん、胃がん、肺がん、乳がんの順に発見が多い傾向にございます。

また、令和７年度分につきましては、これから医療機関の報告を受けるものであり、現時点では確定した人数は出ておりません。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。内訳は、やはり個人情報ということもありますので、詳しくは伝えられないということなのですが、胃がん、大腸がん、乳がんというのが増えている傾向がありますし、特に中でも令和７年度の場合は肺がんがプラス72万6,660円という、かなりほかと比べて大きく増額になっているのですが、このへんは先ほど内訳等を教えるというか、知らせることはできないということと、あと令和７年度のがん患者数がまだ集計されていないこともありましたので、申告にはないのですが、この肺がん等の大きく増額になっている部分をちょっと分かれば教えていただきたいのですが。

○議長（安原賢一）健康子育て課長

○健康子育て課長（安原あづさ）肺がん検診につきましては、昨年と比べて委託料が300円増えたということで、受診者数が2,265人ということなので、数が多いもので、そこで300円を１人当たり掛けるとそれぐらいの同額になるかと思います。

以上です。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。今後もやっぱりがんというのは早期発見、早期治療ということで、実は町の健康診断というか、検診で結構そういったきっかけが生まれてきていることもありますので、私も実は大腸ポリープを町の検診で発見していただいたということもありまして、非常に大事な事業かなと思いますので、今後も積極的に町民に呼びかけていただいて、検診していただけるように努力していただければいいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２項目の質問をさせていただきます。決算書の190ページ、国土調査事業についてお

伺いします。まず、当初予算書では1,070万8,000円の事業費が計上されていますが、決算書では673万2,328円と397万5,652円の減額となっているという内訳を教えていただけますでしょうか。

○議長（安原賢一）建設課長

○建設課長（小池利和）当初予算から決算で減額になった理由なのですけれども、こちらが令和６年度では国土調査は六合振興課にありまして、そちら令和７年に建設課に配置換えになりました。そのときに令和６年度ではいたパートタイム会計年度職員が建設課に異動になるときに、本来建設課のほうで新たに募集をするはずだったのですけれども、お願いしていたシステムのデータ入力のほうが令和６年度でほぼ終了したために、新たに募集をいたしませんでした。そのため、パートタイム会計年度の職員の方の減額が278万円分あります。

また、委託料も精査した結果、83万8,000円ほどの減額となりました。この２点が大きく主な減額になった理由であります。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。次の質問でパートタイム任用職員の報酬が１人分含まれていないということの理由をお聞きしようと思ったのですが、今答えていただきましたので、基本的には募集等をされていないのと、あと委託料の減額ということで、そのへんの減った分をこちらに計上したということは理解できましたので、ありがとうございました。

なぜこの質問をしたかといいますと、先ほど説明の中でもあったのですが、もし間違っていたらご指摘をいただきたいのですが、六合地区内の国土調査に関して、令和６年度までにやっぱり六合支所にパートタイム任用職員の方が在籍されていまして、この調査作業の手助けをされていたということを私もちょっと理解しましたので、今回六合地区での国土調査というのが、担当されたみなさんや関係者の人はとにかく大変だったということをお聞きしていまして、それでこのパートタイムの方が今回いらっしゃらなかった、あるいは募集をされなかったということに何か意味があるのかなと思いまして、質問させていただきました。

国土調査ですけれども、計画策定から測量後の地籍図、地積簿作成、そして成果の整備と登記の反映までものすごくやっぱり時間と手間がかかるものですから、現在担当されている小池課長さんをはじめみなさんは大変ご苦労が多いと思うのですが、こういう迅速な国土調査を進めることによって、やっぱり境界線の問題とか面積及び所有者の情報とか、あるいは土地等のトラブルとかが非常に解決されるというか、非常にこの作業が重要かなというのはよく分かりましたので、今後中之条町に、本庁にこの調査機能を移されるということでお伺いしたいのですが、それによって六合の国土調査の内容というか、状況が全て終了したということではなくて、六合のところはまだどうなっているかというのもちょっと気になるところでありますので、お聞かせ願いたいということと、中之条町の国土調査の進ちょく状況と今後の見通しをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）建設課長

○建設課長（小池利和）まず、国土調査の全体の進ちょく状況としては、中之条地区と六合地区で分かれているのですけれども､中之条地区としては100％終わっております｡六合地区としては79.5％、面積としては、国土調査する前の面積なので、大まかなのですけれども、6.31平方キロメートルが残りの面積になっております。中之条町ということで、全体としては95％が完了しております。六合地区としては、今まで令和元年から止まっていたのですけれども、来年度、令和９年度から再開をする見通しになりました。

今後の見込みなのですけれども、残りの地区全体を計画しますと、令和22年までで14年間かかる見込みですけれども、調査を実施するにあたって必要性とかを考慮して、どこまでというか、調査するか、14年かかるかどうかというのは今後検討していきたいとは思っております。

○議長（安原賢一）３番、山本さん

○３番（山本　修）ありがとうございます。中之条地区は、100％もう終了されているということで、残り六合地区が79.5％ということなので、全体的には95％もう完了されているということで、大変だったのですが、この間ずっとみなさんが努力されて国土調査をされたということ、非常にありがたいなと思います。国土調査というのは、今後非常にそういうトラブルというか、結構私の地域の中でも国土調査をして、今まで自分の土地だったというものが実際調べてみると別の方の所有地だったということで、そういったトラブルを避けるため、あるいは地域の今後のやっぱり空き家とかそういった問題でだんだん所有のあれが分からなくなるケースもありますから、非常に重要なことだと思います。それに、災害対策の一役を担っているようなこともありましたので、ぜひ引き続き大変でしょうけれども、ご調査していただいて、進めていただければと思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）山本修さんの質疑が終わりました。

次に、割田三喜男さんの質疑を許可します。割田三喜男さん、ご質疑願います。４番、割田さん

○４番（割田三喜男）それでは、私のほうからは大きく３項目ほど質問させていただきます。

まず、決算のあらまし39ページでございます。町税収入状況等の一覧表についてですが、合計の現年における収納率は令和７年度決算で99.7でありまして、前年度より0.1ポイント下げていますが、引き続き高水準を維持しております。税務職員の効率的な賦課徴収、徴収努力に対しまして、監査委員さんから成果が認められるとの監査報告がありましたように、高い評価がされることと思います。

そんな中で、県内市町村の中でも上位だと思いますが、収納率の全国地方公共団体及び県内における順位はどれくらいかお伺いさせていただきます。お願いします。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（町田隆弘）割田議員のご質問にお答えさせていただきます。

中之条町の税の収納率でございますけれども、全国の自治体の中で何番目くらいに位置するのかというご質問でございますが、全国順位が分かる直近の年度が令和６年度でございますので、令和６年度の状況についてお答えいたします。当町の令和６年度一般税の現年収納率は99.82％で、全国で申しますと東京23区を１自治体とカウントした全国1,719自治体中95番でございます。なお、同じ６年度で県内では35自治体中４番でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。全国順位をお伺いしたのは、交付税の基準財政収入額の算定において、全国上位３分の１の地方公共団体が達成している率が標準的な徴収率として考慮されるからです。

ちなみに、この率はどのくらいかお伺いしたいと思います。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（町田隆弘）先ほどのご質問、基準財政収入額の算定において使用される標準的な徴収率でございますが、全国上位３分の１の地方公共団体が達成している率の過去５年間の平均値が使用されます。令和７年度につきましては、県でも把握していないため、昨年度の町長答弁と同一になってしまいますが、令和６年度の個人町民税におきましては、標準となる徴収率は99.00％でございます。当町の徴収率は99.49％で、標準となる徴収率を上回っております。

また、そのほか固定資産税や軽自動車税なども上回っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。まだ差があるようですが、今後も交付税を減額されないような徴収努力をお願いいたしたいと思います。

冒頭にも申し上げましたように、収納率は高水準を維持していますが、効果的な徴収対策等はどのようなものかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（町田隆弘）当町の収納率が高水準である理由として、まず第１点として、歴代の職員が県や市への派遣や長期間の研修で習得した専門的な実務能力を新しい職員へ継承できていることが大きな要因だと考えています。

第２点として、係の能力だけでなく、最大限の収納率を税務課の組織目標として課員一人一人が意識し、共有できていることだと考えております。具体的には、収納係の年間計画に基づき、文書、電話、訪問などによる納税の催告などを計画的に実施するのですが、賦課担当係もその計画に基づき、訪問や電話催告などを一緒に行っております。

また、難しい案件などについては県に相談及び指導をいただくなどして、効果的な徴収対策を実

施しておる次第でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。引き続き自主財源である町税の歳入確認には、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

続いてよろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○４番（割田三喜男）続きまして、共創のまちづくり補助金でございます。先ほど同僚議員のほうから概要等をお伺いいたしましたので、私からは共創のまちづくりの補助金の事業効果はどのようなことを期待しているかをお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）地域共創課長

○地域共創課長（山田行徳）事業効果ということでございます。

この補助金につきましては､町と共同で実施する地域課題の解決に向けて実施する事業ですとか、地域としての新しい魅力をつくる事業のスタートアップに補助を行うものでありますが、立ち上がった事業が地域課題の解決につながり、自立を見据え継続していくことを目指し、持続可能な地域づくりを応援します。事業そのものの効果に加え、地域に関わる人が増えること、その取組が町内に広がっていくことも期待しております。

両事業とも地域課題の解決や地域としての新しい魅力をともにつくる事業となっております。高校という教育機関と町民による自主的な団体という、いずれも行政だけでは練り切れない発想と行動力を備えた主体による取組でございます。こうした事例が形となり、その効果が広く知られることで、自分たちにもできるのではないかという機運が町内に広がり、次の挑戦を生む呼び水になることを強く期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ご答弁いただきまして、誠にありがとうございます。このイベント型といいますか、テーマ型事業による町の活性化につながるように期待しております。

また、さきの一般質問で申し上げましたが、少子高齢、人口減少、小家族化が急速に進み、集落の維持が困難となってきております。行政にいろいろなことを全てお任せすることは、もう無理だと思います。住民の力を結集する集落自治を拡大することが必要だと思っております。九州大学のある教授は、矛先変更とも表現しております。住民自治、地域自治を推進するような補助金や行政の仕掛け、プッシュ型支援、伴走支援を要望いたしまして、次の質問に移らさせていただきます。

次の質問よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○４番（割田三喜男）次は、決算書180ページの耕作放棄地草刈補助金についてでございます。令和６年度に新規事業としましてこの事業がスタートしたかと思うのですが、その政策効果等についてお伺いさせていただきます。この決算書180ページを見ますと、補助金は21万5,300円とあり、補助金の基準額から推計いたしますと、面積は約4.3ヘクタールぐらいだと思います。そこで、地域別の耕作放棄地面積と地域別補助事業対象面積はどうかお伺いさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（唐澤敏之）それでは、割田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和７年度の地域別耕作放棄地面積を申し上げます。おおよその数値となってしまいますが、中之条地区が28.39ヘクタール、沢田地区が155.31ヘクタール、伊参地区が129.14ヘクタール、名久田地区が163.05ヘクタール、六合地区が118.69ヘクタールで、合計594.6ヘクタールとなります。ちなみに、議員お住まいの蟻川地区は42.76ヘクタールでございます。

補助対象面積は、中之条地区が37筆で3.43ヘクタール、沢田地区が４筆で0.44ヘクタール、伊参地区が３筆で0.1ヘクタール、名久田地区が２筆で0.1ヘクタール、六合地区は実績がありませんで、合計が46筆、4.18ヘクタールとなります。

所有者から実施者への委託金の合計は52万1,887円で、補助金合計額は議員のおっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。全体で4.18ヘクタールと確認させていただきました。

町全体でも耕作放棄地は激増しており、伊参地域では農用地の約４割、先ほどの話で129ヘクタールとおっしゃっておりました。確かに耕作放棄地がだんだん増えておりますが、自分で草刈りをきれいにする方もいらっしゃいますが、耕作放棄地を町全体でなかなかきれいにしていくことは本当に難しいことだと思います。

そこで、令和８年度の当初予算では40万円を計上しており、７年度補助金の実績額の約２倍を見込んでおります。草刈りシーズンも終盤を迎え、７年度と８年度を比較した申請状況はどのくらいですか。教えていただけますか。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（唐澤敏之）９月15日時点で申し上げますと、筆数が64筆、面積が4.95ヘクタール、補助金額が24万6,200円となっておりまして、筆数が４割、面積が２割弱、補助金額は１割強のそれぞれ増加となっております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございました。昨年度よりかは増えているということを確認させていただきました。

６年度からこの事業が開始され、年々増えておりますが、申請手続が高齢者には難しいとか、頼まれても自分の土地の草刈りで手いっぱいであるとか、あと不在地主は草刈りの意識が希薄であるなどという意見をお伺いします。

そこで、申請方法等の見直しは考えているかお伺いをしたいと思います。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（唐澤敏之）ちょっと割田議員との認識に私のほうでずれがあったのかもしれませんが、答弁申し上げますと、現行の申請ですと、同じ農地であっても複数回依頼するときには、その都度申請をいただくことになっております。実際、今年度も３回申請をいただいた方もいらっしゃいます。そこで、来年度は当初に予定を立てていただき、申請が１回で済むように、ですので同じ場所、同じ農地をやっていただく場合は１回で、例えば３回やります、４回やりますというような複数回の申出をしていただけるように対応をしていきたいという具合に考えております。ですので、手続上申請１回で済むようにやっていきたいなと考えております。もし途中で都合で実施回数が減った場合には、補助金の額の確定で対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございます。複数回やる場合については申請１回ということで、手続のある程度簡略化をお答えいただきまして、ありがとうございます。

昨年も申し上げましたが、町外在住者等の不在地主への周知のためにも、固定資産税の納税通知書にこの制度の周知、耕作放棄地の適正管理のチラシを同封、そのチラシには町道等の支障木伐採や空き家管理の適正管理などを併せて記載したものを送付するのも改善につながるのではないかと思っております。

そこで、耕作放棄地と適正管理のための所有者への懲戒はどのように考えていますか。お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）農林課長

○農林課長（唐澤敏之）現在は、町の広報とホームページへの掲載及び農林課の窓口でのチラシ配布により、こちらの耕作放棄地の草刈り対策については対応させていただいておりますが、今議員おっしゃいましたように、ご提案いただいた固定資産税通知発送時での土地所有者への管理補助対策としてもチラシ同封も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）４番、割田さん

○４番（割田三喜男）ありがとうございます。激増している耕作放棄地をきれいにすることは、大変

難しいと思います。農地を農地として有効活用はもちろんですが、有害鳥獣対策の面からも遊休農地、里山整備が進むように願っております。

これで、以上で私の質問は終わらさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質疑が終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

（休憩　　自午前１０時３３分　至午前１０時４５分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、山田みどりさんの質疑を許可します。山田みどりさん、ご質疑願います。５番、山田さん

○５番（山田みどり）すみません。ちょっと事前に、あらましの37ってページ数が間違っていたのですかね。すみません。実際ちょっと違うページですみませんが、同僚議員が先ほどがん検診の受診率についても質問をして答弁いただいたので、私からは、同僚議員もおっしゃっていましたけれども、早期発見、早期治療というのがやっぱり鉄則で、そういった意味で年々受診率が上がっているのかなというふうに思うのですけれども､先ほどご答弁いただいた受診率というのが､聞いたら20%、30%というふうに何かちょっと低いかなと思ったら全体の数字からので、あとは特定の年齢から検診がなるということで、どうしても受診率が低いような感じに取れるのですけれども、全体としては、群馬県としては５割を超えているというようなことを説明いただいたのですけれども、そういったことでかなり予防としてのがん検診の受診というのが高まっているなというのを実感していますが、ただ以前はアメリカのほうがやっぱりがんが上がっていたのですけれども、今日本のほうががんの罹患率が高くなっていると。それは、アメリカのほうで検診がかなり広がっていって、それがやっぱり逆転したというような報道を聞いています。

日本でもそういうがん、今２人に１人というような状況になっているので、町としても高齢化となっているので、医療費を少しでもやっぱり抑えるためには、がんの検診というのをさらに高めていかなければいけないというふうに思っているのですけれども、今回こういった数字が出ていますが、目標としてはどのぐらいの受診を目標としていて、事業として進めているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）健康子育て課長

○健康子育て課長（安原あづさ）先ほどがん検診の受診率についてもご報告させていただきました。その様子では、先ほど議員がおっしゃったとおりに10%、30%というふうに、あまり高い数値というふうには感じられないかと思います。こちらの国のほうに報告している受診率につきまして、先ほど議員がおっしゃったとおり年齢幅がありまして、子宮がん検診では20歳から69歳を分母として受診者を拾っております。ほかの検診につきましては、40歳から69歳というふうな分母で、全体の分母からその年齢の受診者を拾っております。なので、町としては69歳以上、70歳以上の方も受診しているのですが、そちらの方は大変多いのですが、そちらが省かれている状況になりますので、

ちょっと低い値になってしまいます。

それと、子宮がん検診、乳がん検診につきましては、２年に１回というふうに国の指針がなっておりますので、そちらも２年に１回受けたということで分母を割っていますので、ちょっと低い状況になっております。

３年に１度、国民生活基礎調査というのを全国民にやっておりまして、そちらでがん検診をお受けになっていますかというような質問項目があります。それについては、町のがん検診ではなくて、自分で医療機関に行った任意の検診なども含めてがん検診をやっていますかというような質問項目なのですが、そちらに関しては県別で出ているのですが、やはり50％を超えているようなところが、40％から50％、群馬県は超えておりますので、約半数の方は何らかの方法でがん検診を受けているというような状況でした。ただ、こちらの全国的に目標値が、これが60％というふうに、がん検診受診率60％というふうに掲げておりますので、まだ低い状況にあります。

もっとこれからも周知をしていって、がん検診を、先ほど申し上げたとおり、とにかく早期発見をしていただくこと、それが５年生存率とかにも結果が出ておりますので、早期に発見していただくことが医療費の削減にもなると思っております。

私たちのちょっと受診率もそうなのですが、その後要精密検査になった方がまた来年受けるからいいというふうにお断りしたりとかする方が結構いらっしゃいます。そのへんについての受診の勧奨なども私たちのちょっと課題にもなっておりますので、そういうところもきちんとしていきたいなと思っております。

○議長（安原賢一）５番、山田さん

○５番（山田みどり）ご答弁ありがとうございます。６割を超える受診を目指してということで、進めていただいております。町の検診というと、多くは高齢者の方が多いのかなという印象を受けますけれども、今は若年層の方でもがんにかかる方、またがんで亡くなられる方も増えているというところで、やっぱりそういった啓発をさらに広めていって、受診をさらに、受けない方に関してはどうして受けられないのかとか、そういったところもちょっとアンケート調査などをしていただいて、なるべく気軽に受けられるようなものとかをぜひ考えて検討していただければというふうに思っているところです。

今決算においては、非常にやっぱり年々受診率が上がっているというところで、非常に努力されているというのが分かったところです。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）いいですか。

山田みどりさんの質疑が終わりました。

次に、関美香さんの質疑を許可します。関美香さん、ご質疑願います。７番、関さん

○７番（関　美香）決算書146ページの家庭支援事業について質問させていただきます。

こちらの事業については、令和７年度実績がなかったと認識しております。その理由の一つに、

ヤングケアラーの実情の把握の難しさがあると考えられますので、その視点からお伺いいたします。文教民生常任委員会において、ヤングケアラーの実情把握については学校現場との連携を考えているとの答弁がありましたが、具体的にどのような連携を考えているのか、説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）健康子育て課長

○健康子育て課長（安原あづさ）それでは、関美香議員のご質問にお答えいたします。

町におけるヤングケアラーの実態把握に関して、学校現場との連携についてお答えします。現時点で、小中学校に確認したところ、学校生活の中では生徒の観察をしていますが、ヤングケアラーとしての実態を把握する取組を行っていないとのことでした。ヤングケアラーは、本人や保護者が自覚していない場合があって、困り事が表面化しにくい特性があることから、日常の関わりの中で早期に気づく体制づくりが重要であると認識しております。

今後は、小中学校に加え、高校や保育所、幼稚園、こども園なども含めて関係機関から聞き取り等を行って、気づきの視点や相談先を共有するとともに、把握の方法について整理してまいりたいと思っております。具体的には、学校などから気になる事例とか相談が必要と思われる事例などが寄せられた場合には、秘密主義、個人情報などを十分に保護した上で、学校とか、うちの健康子育て課、こども未来課、そういった関係機関等を交えたケース会議などを開催して、状況確認などの支援方針の共有をしてまいりたいと思っております。その上で、本人が家庭の困り感が適切に相談につながるよう関係機関と連絡し、必要な支援につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）ヤングケアラーについては、ご答弁いただいたように大変デリケートな問題で、表面化しづらいという部分が実情の把握の妨げになっていると考えられます。説明をいただいたように、関係機関からの聞き取り等を行い、把握の方法についての整理を具体的に進めながら、必要な支援につながるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、ヤングケアラーの実情把握においては、学校現場以外に考えている方法があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（安原賢一）健康子育て課長

○健康子育て課長（安原あづさ）ヤングケアラーの実態把握につきましては、学校現場との連携に加えて、既存の検診や相談、あと支援での接点を活用してまいりたいと思っております。具体的には、保健センターで実施している各種健診や健康相談、あるいは家庭訪問などの場において、家庭状況の把握につながる情報を関係機関で共有できるよう整備をして行いたいと思っております。また、保育所、幼稚園、こども園等とも連携して、日常の関わりの中で把握した気づきがあった場合に、適切に相談につながるようにしていきたいと思っております。

あわせて、先ほどもおっしゃっていただいたとおり、ヤングケアラーという概念がまだ十分に知

られていないというところがあるかと思います。相談先も十分に知られていないということも想定されることから、広報等を通じて周知啓発を行って、当事者、保護者、このことを相談していいのだ、相談できるのだというような環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）７番、関さん

○７番（関　美香）今年度、健康子育て課にこども家庭センターが設置されました。こども家庭センターは、18歳未満の子供とその家庭の相談窓口であります。ヤングケアラーの問題については、相談できる場所が必要と考えておりますので、このこども家庭センターにおけるヤングケアラーの相談体制の充実と、先ほど課長の答弁ありましたように、周知がまだなかなか進んでいないというところも課題なのかなと感じておりますので、この周知について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、デリケートな問題であることから、ＳＮＳなどを活用した非接触の相談窓口についても、引き続き、今回一般質問をする中で課長とやり取りをした中で、ＳＮＳを使った相談窓口を引き続き調査研究していただければと思います。

○議長（安原賢一）いいですか。

関美香さんの質疑が終わりました。

ほかに質疑のある議員は挙手を願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、これより採決に入ります。採決は個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第14号　令和７年度中之条町公営事業に係る利益剰余金処分について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第１号　令和７年度中之条町歳入歳出決算認定について採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第１号は認定することに決定しました。

次に、認定第２号　令和７年度中之条町事業会計決算認定について採決します。

本案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、認定第２号は認定することに決定しました。

――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――

◎　請願第１号、請願第２号

○議長（安原賢一）日程第４、請願第１号及び第２号を議題とします。

お手元に請願審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

最初に、請願第１号について、文教民生常任委員長　大場壯次さん、ご登壇願います。８番、大場さん

○８番（大場壯次）請願審査報告書。議長の命によりまして、令和８年９月定例会議において文教民生常任委員会に付託された、請願第１号の審査報告を申し上げます。

当委員会の住民、福祉、健康子育て分野は、９月８日、午前10時55分から、第１委員会室において、委員５名、町長、議長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第１号について審査し、「採択」と決定しました。

請願第１号は、「草津町における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設（管理型最終処分場）建設計画の不許可を求める請願」で、中之条町六合中部地区の命と水・環境を守る会及び六合７区、８区、９区、10区区長から提出されたものです。

各委員から意見を聞いた主な内容ですが、「計画地は、地元住民の生活用水等の源流にある非常に重要な地域で、太子小水道、中部簡水は直下にある。万が一有害物質が地下水を通して流れ出たりすれば、取り返しのつかないことになるので、ぜひこの請願は「採択」すべきかと思っております。」、「地域が特に谷になっていて、ちょうど中国の土砂崩れを思い出すような立地だと思っています。上で起きたものの被害を受けるのは下の地域ということで、そういう観点からも中之条としては許すべきではないと思うので、「採択」でいいと思います。」、「一般廃棄物最終処分場では、ごみを圧縮し機械で転圧すると、遮断シートも破れる危険性もある。下流で水道の水源として使っている立場からすると、絶対に「採択」をする必要があると思います。」、「水の問題は、一度何か起これば取り返しのつかない事態を招くと思っております。古くからその場所に暮らして苦労して水を得てきた人々の暮らしを守ることが第一であると思いますので、私も「採択」が妥当だと思います。」などの意見が出されました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、採択とすることに賛成全員であったため、当委員会では「採択」と決定しました。

あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。特に意見なく、請願の意見

書を提出することに決定しました。

以上、文教民生常任委員会に付託されました請願第１号の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）次に、請願第２号について、総務企画常任委員長　関美香さん、ご登壇願います。

７番、関さん

○７番（関　美香）議長の命によりまして、令和８年９月定例会議において総務企画常任委員会に付託された請願第２号の審査報告を申し上げます。

当委員会は、９月７日、午前９時30分から、第１委員会室において、委員、町長、議長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第２号について審査し、「採択」と決定しました。

請願第２号は、日本労働組合総連合会群馬県連合会北部地域協議会から提出された「地方財政の充実・強化に関する請願」で、内閣総理大臣、財務大臣ほか国の関係機関に対する意見書の提出を求めるもので、令和７年の９月定例会議においても同様の請願が出されております。

特に質疑はなかったため、各委員から意見を聞きました。主な意見ですが、「国全体に関わる地方公共団体に必要かつ大切な請願要望であると思います。当町においても該当するということで、例年どおり「採択」ということでお願いしたいと思います。」、「厳密には、多少文言の違いもあるかと思いますが、ここ何年か同様の請願が出ておりますので、引き続き今までの判断のようにしていただければよろしいのではないかと思います。「採択」でよいと思います。」、「社会保障の充実や地域活性化など、地方財政の充実と財政の深刻化は喫緊の課題であり、活力ある地域社会の実現のためにも、提出に賛成いたします。」、「何度かもう出ているわけですけれども、これに関してはみなさん賛成していただいているので、「採択」でよいと思います。」、以上のような意見が出されました。

採決について諮ったところ、異議がなかったので、採決を行いました。採決の結果、採択とすることに賛成全員であったため、当委員会では「採択」と決しました。

あわせて、意見書の提出について決定し、意見書案を審査しました。特に意見なく、請願の意見書を提出することに決定しました。

以上、総務企画常任委員会に付託された請願の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、直ちに採決に入ります。採決は個々に行います。

最初に、請願第１号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。請願第１号　草津町における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設（管理型最終処分場）建設計画の不許可を求める請願について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、請願第１号は採択とすることに決定しました。

次に、請願第２号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。請願第２号　地方財政の充実・強化に関する請願について、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、請願第２号は採択とすることに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　日程の追加

○議長（安原賢一）請願第１号及び第２号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。

本案をこの際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加議案書を配付します。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）ただいま配付しました議第１号議案及び議第２号議案を追加日程第１として議事日程に加えていただきたいと思います。

――――――――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――――――――

◎　議第１号議案　　「草津町における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設（管理型最終処分場）建設計画の不許可を求める意見書」の提出について

◎　議第２号議案　　「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出について

○議長（安原賢一）追加日程第１、議第１号議案及び議第２号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長

（議第１号議案及び議第２号議案について、議会事務局長朗読）

○議長（安原賢一）お諮りします。ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの各常任委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、直ちに採決します。

最初に、議第１号議案　「草津町における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設（管理型最終処分場）建設計画の不許可を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第１号議案は可決されました。

次に、議第２号議案　「地方財政の充実・強化に関する意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議第２号議案は可決されました。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

◎　議員派遣の件

○議長（安原賢一）日程第５、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することに決定します。

お諮りします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定しました。

――――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――――

○議長（安原賢一）以上で今期定例会議に付議された案件は全て議了しました。

これをもって令和８年第１回中之条町議会定例会９月定例会議を散会します。

長時間にわたりお疲れさまでした。

（閉会　午前１１時１９分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長　安原　賢一

中之条町議会議員　山本　　修

中之条町議会議員　割田三喜男

中之条町議会議員　山田みどり